

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	2)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

マイナポータルにおいてふるさと納税の寄附上限額を示すこと

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナポータル上の個人住民税の欄に、マイナポータル上で保持している前年度の個人住民税の所得割額等の額から、ふるさと納税寄附上限額を示すことを求める。

具体的な支障事例

住民のふるさと納税の寄附上限額の確認については、市町村の窓口で行う方法が基本とされているところ、ふるさと納税の普及に伴い、市町村の窓口での照会件数が多くなっており、市町村にとって大きな負担となっている(件数:約 500 件/年、所要時間:10 分/件)。

民間のふるさと納税ポータルサイト上に、ふるさと納税の寄附上限額のシミュレーションがあるものの、信憑性の観点や手間がかかることから、市町村の窓口を確認を行う方がほとんどとなっている。また総務省ホームページの「ふるさと納税ポータルサイト」に「寄附金控除額の計算シミュレーション」コーナー等が掲載されているものの、住民本人の所得状況等のあてはめが必要で、手間がかかる。結果的に、市町村に問い合わせることがほとんどとなっている。多くの場合は、本年中の所得状況が不明なため、前年中の所得状況であった場合、寄附上限額はいくらかといった問い合わせが多くなっており、マイナポータルにおいて前年中の個人住民税情報が掲載されているならば、それを活用して、住民にふるさと納税の寄附上限額を示していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ふるさと納税上限額について、調べなくてもわかるようにしてほしいと市民からの問合せが多くある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナポータル上でふるさと納税の寄附上限額の参考値をいつでも、どこでも知ることができることで、市民の利便性が向上するとともに、市町村への問合せが減少し、窓口負担が軽減される。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、八王子市、半田市、津島市、京都府、城陽市、広島市、熊本市、山鹿市

○電話や窓口におけるふるさと納税の寄付金上限額照会への対応は手間がかかることから通常業務にも支障をきたすため、民間の試算サイトで算出するよう案内している。マイナポータルで試算できるようになれば問い合わせ件数の減少も見込まれ、事務負担が軽減すると思われる。

○当市においても、ふるさと納税の問い合わせが年々増えている状況である。また、各種サイトなどで、上限額について説明しており、詳細は市町村に確認するよう指示があることから、今後も増えていくことが想定されるので、納税者自らが確認できる手段があることが望ましい。

○ふるさと納税の寄附上限額の確認については、照会件数が多く、大きな負担となっている。総務省ホームページの「寄附金控除額の計算シミュレーション」は簡易シミュレーションであり、詳細なシミュレーションができないことに問題があるので詳細なシミュレーションに変更することも併せて要望する。

各府省からの第1次回答

マイナポータルでは、マイナポータルの機能を外部サイトで活用できるようにマイナポータル API という形でサービスを提供しており、その活用も考えられるが、外部サイト上において前年の個人住民税に関する情報をもとにふるさと納税の寄附上限額を試算し、表示させることについては、あくまで前年の個人住民税に関する情報をもとにした試算であり、当年のふるさと納税の寄附上限額を計算できるものではないことやシステム開発等が必要となること等に鑑み、費用対効果も含めて慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市区町村の窓口及び電話等に寄せられるふるさと納税額の寄附上限額に関する問い合わせについては、当年中の収入等の状況が判然としないため、ほとんどが前年の収入等と同じ状況であった場合での試算を希望するものである。たとえ当年の寄付上限額ではなくても、目安となるふるさと納税の寄附上限額をマイナポータル上で示すことができれば、市区町村の窓口や電話等の対応にかかる時間や作業を大幅に削減することができる。システム開発等による費用負担があるということだが、市区町村の事務負担が軽減できれば、十分な費用対効果があると考ええる。

また、ふるさと納税の寄附上限額は、ふるさと納税の普及に伴い、国民の大きな関心事となっている。そのため、ふるさと納税の寄附上限額がマイナポータル上で示されることは、マイナンバーカード制度をより国民に身近なものとする事へ繋がると思料する。当市では、所得税の確定申告相談時期にマイナポータルでの連携情報について説明することがあるが、大半の相談者はマイナポータルの使用に慣れていない。マイナポータルを利活用する場面を創出できる点においても、費用負担に勝る効果は大きいと考える。より身近なマイナポータルとなる施策として、実施を再考願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【城陽市】

そもそも、市町村においては、前年の所得しか確認できないため、問い合わせ時には前年の所得をもとにふるさと納税の寄付上限額の計算を行っています。よって、マイナポータル上での当年の寄付上限額の計算は求めておりません。

マイナポータルの税(所得・個人住民税情報)の項目に「ふるさと納税の寄付上限額(参考)」を追加していただければ、市町村に問い合わせることなく、各年度での上限額を知ることができるようになり、利便性が向上するとともに、市町村の負担も減少すると考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

マイナポータルは、行政機関等が保有する正確な情報を利用者に提供することが求められているサービスであり、前年の個人住民税に関する情報をもとにした試算値のような、必ずしも正確でない情報をマイナポータルで提供することは避けるべきである。

なお、マイナポータル API を活用することで、民間のふるさと納税サイトや自治体の Web サイトにおいて、上記の試算値を表示するサービスを提供することが可能である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(8)(i)】【総務省(8)(iv)】

地方税法(昭25法226)

都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2及び314条の7)の控除上限額の試算については、国民の利便性向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マイナポータルAPI(自己情報取得API)を活用する事業者の更なる拡大に向けた周知を令和6年度中に行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	14	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	14)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

調理師免許に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

調理師免許に係る学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。

具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。

具体的な支障事例

調理師免許の付与には、調理師法の規定により申請者が学校教育法第 57 条に規定する者であること(以下「高等学校入学資格」という。)を確認する必要がある。このため、調理師試験出願の機会を捉え、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。

出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後 20 年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一人であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。

また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。

この調理師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル完結で行うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとも

に、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。
加えて、国家資格システムにより各種申請手続がデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続がデジタル完結となる波及効果も見込まれる。

根拠法令等

調理師法第3条第2号、第3条の2第1項
学校教育法第57条
学校教育法施行規則第28条
国家資格等情報連携・活用システム地方公共団体向けガイドライン(令和5年11月10日デジタル庁)
指導要録の電子化について(令和4年2月25日文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、岐阜県、山口県、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

調理師となる可能性は、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料する。その場合、当該システムを作成し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものと想定される。提案のように、そのようなシステムを構築することは、上記の負担を踏まえると、実現は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国家資格等のデジタル化が重点施策(No.1-23)に位置づけられている。当施策は、国家資格等情報連携・活用システムの活用により、令和6年度に約30の社会保障等に係る国家資格等の手続きのオンライン・デジタル化を開始し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指すとされている。さらに、令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正により、本提案の調理師資格を含む社会保障等以外の分野の約50の国家資格等についても順次デジタル化を開始することとされており、これらの国家資格等についても社会保障等に係る国家資格等と同様、手続き時の添付書類の省略を目指していることと推察する。
また、同計画においては、小中学校等における指導要録等のデータ化及び高校入試事務手続きのデジタル化を推進するパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行も重点施策(No.2-28)に位置づけられており、学籍情報等のオンライン・デジタル化を目指していると推察する。
システム開発に係る課題があることは理解できるが、重点計画が閣議決定され、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等のデジタル化が推進されている状況であること、また、国家資格等情報連携・活用システムを教育分野のデータと連携することは、他の資格試験においても出願者及び試験実施機関の双方にとって相当の負担軽減が見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。
なお、本提案による措置が難しい場合は、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答で申し上げたとおり、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料するが、当該システムを構築し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものである。

また、現在は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿ってパブリッククラウド環境を前提とした次世代型校務支援システムの導入、指導要録等の帳票のデータ標準化、教育データ連携のために必要な環境整備等を進めることとしているところであり、これらと別途、学籍管理のシステムを構築することは困難である。

こうしたことから、受験者による学歴の証明や、都道府県における学歴の確認の方法については、実情を踏まえ、効率性向上に資する対応を検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(11)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(28)（い）】

調理師法(昭33法147)

調理師免許の要件(3条)を満たすか否かの確認については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、令和6年度中に省令を改正し、学校教育法(昭22法26)57条に規定する者であることを証する書類の提出を不要とする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	15	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	15)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

製菓衛生師試験に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師試験受験における学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。

具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。

具体的な支障事例

製菓衛生師試験の受験には、製菓衛生師法の規定により受験者が学校教育法第 57 条に規定する者であること(以下「高等学校入学資格」という。)を確認する必要がある。このため、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。

出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後 20 年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一人であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。

また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。

この製菓衛生師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル完結で行うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとともに、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。加えて、国家資格システムにより各種申請手続きがデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続きがデジタル完結となる波及効果も見込まれる。

根拠法令等

製菓衛生師法第4条第1項、第5条第2号
学校教育法第 57 条
学校教育法施行規則第 28 条
国家資格等情報連携・活用システム地方公共団体向けガイドライン(令和5年 11 月 10 日デジタル庁)
指導要録の電子化について(令和4年2月 25 日文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、岐阜県、山口県、高知県、鹿児島市

—

各府省からの第 1 次回答

製菓衛生師となる可能性は、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料する。その場合、当該システムを作成し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものと想定される。提案のように、そのようなシステムを構築することは、上記の負担を踏まえると、実現は困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国家資格等のデジタル化が重点施策(No.1-23)に位置づけられている。当施策は、国家資格等情報連携・活用システムの活用により、令和6年度に約 30 の社会保障等に係る国家資格等の手続きのオンライン・デジタル化を開始し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指すとされている。さらに、令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正により、本提案の製菓衛生師資格を含む社会保障等以外の分野の約 50 の国家資格等についても順次デジタル化を開始することとされており、これらの国家資格等についても社会保障等に係る国家資格等と同様、手続き時の添付書類の省略を目指していることと推察する。また、同計画においては、小中学校等における指導要録等のデータ化及び高校入試事務手続きのデジタル化を推進するパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行も重点施策(No.2-28)に位置づけられており、学籍情報等のオンライン・デジタル化を目指していると推察する。

システム開発に係る課題があることは理解できるが、重点計画が閣議決定され、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等のデジタル化が推進されている状況であること、また、国家資格等情報連携・活用システムを教育分野のデータと連携することは、他の資格試験においても出願者及び試験実施機関の双方にとって相当の負担軽減が見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。

なお、本提案による措置が難しい場合は、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答で申し上げたとおり、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料するが、当該システムを構築し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものである。

また、現在は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿ってパブリッククラウド環境を前提とした次世代型校務支援システムの導入、指導要録等の帳票のデータ標準化、教育データ連携のために必要な環境整備等を進めることとしているところであり、これらと別途、学籍管理のシステムを構築することは困難である。

こうしたことから、受験者による学歴の証明や、都道府県における学歴の確認の方法については、実情を踏まえ、効率性向上に資する対応を検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(14)】【文部科学省(14)】【厚生労働省(37)(i)】

製菓衛生師法(昭41法115)

製菓衛生師試験の受験資格(5条)の確認については、受験者及び都道府県の負担を軽減するため、「「製菓衛生師試験について」の一部改正について」(平12厚生省生活衛生局長通知)に基づき、学校教育法(昭22法26)57条に規定する者であることを証する書類の提出は不要であることを明確化し、改めて都道府県に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	17	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	17)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明書のオンライン申請において住家被害認定調査に活用できる写真を申請者が撮影しながら添付できるようにマイナポータル機能改善をすること

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルでの罹災証明書の申請フォームにおいて任意で添付を依頼する「住家の被害状況がわかる写真」について、具体的な撮影箇所などを順次に案内し、撮影する仕様(スマートフォンなどの写真撮影機能が起動し、画面上部に「まず住家の外観を4方向から撮影してください」などと文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様)とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真等を被災者(申請者)が撮影し、かつ、当該写真等を添付することが安易にできるように機能改善をすること。

具体的な支障事例

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として幅広く活用されており、迅速な生活再建のためにも、遅滞なく交付されることが極めて重要である。

罹災証明書を交付するためには、その前提となる被害の程度を判定するために、現地調査を基本とする住家被害認定調査を行う必要があるが、被害が甚大な場合には、調査に多数の人員を要することとなるなど、遅滞なく交付するための体制確保が難航する場合もあると考えられる。

そのため、令和4年の提案募集にて、「罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等」について提案し、令和5年5月24日府防政第858号内閣府政策統括官(防災担当)通知「令和5年度における被災者支援の適切な実施について」にて、「住家の被害程度の判定の的確性を担保することが可能であれば、航空写真による全壊判定・ドローンを活用した土砂堆積深の確認等、写真・映像により、「準半壊に至らない(一部損壊)」以外の被害の程度についても調査・判定することが可能である」と通知され、明確化された。

その後、令和6年1月13日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)事務連絡「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」にて、「ドローンの写真・映像や、被災者から提供された写真等の有効活用により、現地での被害認定調査を経ることなく被害区分を判定することも可能であることから、こうした簡素化措置を積極的にご活用いただくようお願いいたします。」と連絡されるなど、実運用が促されている。

しかしながら、任意で被災者から提供いただきたい写真等については、被害認定調査の調査項目に沿ったものである必要があるものの、具体的な撮影箇所などの要件等についての効果的な周知や説明等の手法が確立されていないなどの背景等から、提供される写真等が必ずしも、調査、判定に活用できるものではないため、罹災証明書の迅速交付、ひいては、迅速な生活再建に向けて、更なる有効活用を可能とする余地が十分にあると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大学の附属機関が主催した住家被害認定調査等に関する一般住民向けの研修等の場のうち、質疑応答や意見交換等の中で、参加者から、「①地方公共団体のみで調査を全て行うのは今後の社会情勢等から勘案しても現実的ではないので、様々な形で地域住民や事業者等との連携を図る必要があるのではないか、②被災者が撮影した写真を市町村が効果的に活用する方法を模索することはできないか、③被災者が市町村の被害認定調査の効率化に資するような形で被害の状況の写真を撮影できるような仕掛け（広報やパンフレットの配布など）はできないか、④自主防災組織やボランティア等の協力を得ることができるような仕組みを作ることはできないか、⑤特に水害時の泥出しや家財の搬出等のボランティアに付随して、被害状況の写真を併せて撮影することが効果的ではないか」等の意見等が寄せられた。

また、被災経験を有しており、かつ、技術職場に勤務している方からは、「調査項目が分からず、判定が示されても妥当な判定かどうか判然としなかったが、写真撮影のポイントが明確になると、調査項目や判定の基準の理解が進み、判定への理解や納得に繋がると考えられることに加えて、橋梁点検でも実用化されているヒビ割れなどの自動検知の技術も取り入れるなどのことはできないか」等の意見等が寄せられた。

加えて、住家等の修繕を担う事業者からは「現状、被害を受けた住家の修繕については、どれだけ公的な支援を受けることができるか確定してから行われる傾向があるため、公的支援の適用前提となる罹災証明書の交付が遅れると、修繕の開始も遅れ、復旧復興が後ろ倒しになる。後ろ倒しになると、平常業務との兼ね合いなどから、工事担当者（職人さん）を集めるのにも苦労することとなり、被災地域全体の復旧・復興に要する時間が長くなる。今後、工事担当者の確保も平時から難しくなるとされている中で、修繕の早期着工が重要と思う」等の意見等が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

写真等の更なる有効活用が可能となるなど、現地調査を効率化することによって、罹災証明書が現行よりも更に迅速に交付され、生活再建の更なる迅速化に寄与する。

現地調査の全てを省略できなくとも、複数存する調査項目の一部の調査を省略することや、現地への臨場前に被害の概要を把握することなどによって、調査の効率化が図られる。

調査を省略することができる項目については、被災地への職員派遣のみならず、遠隔地での確認、計算、判定等が可能となる。

罹災証明書に関して、地方公共団体や被災者（申請者）のみならず、自主防災組織やボランティア等の協力を得ることが更に容易になる。

調査項目や判定の基準への理解が進み、罹災証明書の交付時の理解や納得に繋がる。

被害写真等の撮影・保存は、災害救助法に基づく応急修理制度や廃棄物処理法に基づきいわゆる公費解体制度などの活用にあたって、関係府省等から呼びかけがなされていることから、汎用性が高いものと考えられる。

災害時におけるマイナポータルの利用場面が更に増加する。

浸水深の測定値や外壁等のひび割れ等を自動で検知して、それらの情報とともに写真を撮影及び保存する技術も存することから、将来的には、これらのデジタル技術を活用することも考えられるところであり、業務の更なる効率化・高度化に向けた土台となる。

なお、本件提案は、被災者（申請者）からの写真提供を直ちに必須とすることに繋げる意図はなく、現行のとおりに、被災者（申請者）の安全等が確保された環境での撮影が可能であるなどの場合において、任意の条件下で、罹災証明書の申請時等に写真を提供いただいた場合における、当該写真の更なる有効活用に関することが目的である。

根拠法令等

災害対策基本法第 90 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、豊橋市、半田市、滋賀県、朝来市、徳島県、松山市、熊本市、特別区長会

○当区においてもマイナポータルを活用した罹災証明のオンライン申請の検討を行っている。紙申請の現在は区ホームページにおいて写真撮影時の注意点などを掲載しているが、マイナポータルからの申請が実現した際には、わざわざ当該ページの注意事項を確認しに行かねばならず、罹災した区民の手間が増えることとなる。マ

イナポータル改修により、申請に足る適切な写真を撮影できるようにするという本提案は区民の利便性向上とともに、区職員の負荷軽減（＝迅速な罹災証明手続の実現）に繋がるものと考えます。

○今後、オンライン申請が、より便利に分かりやすくなることで、申請者の方が窓口を訪れる負担も、自治体が現場に出向く回数も減少することが期待できる。その分証明書の発行等に時間を割くことができ、業務の効率化と迅速な対応が行える。

○大規模災害が発生した場合、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、現地調査の効率化を図る面からも住家被害認定に活用する写真を申請者が撮影添付できるようにマイナポータルの機能改善をすることは必要である。

○平成28年熊本地震発生当時、人員が避難所運営に割かれるなどにより、被害認定調査の構築体制に時間を要した。本提案が実現すれば、被害認定調査を省略した罹災証明書の発行を推進することになる。それにより、被害認定調査に要する人員を削減し、当該構築に要する時間を短縮することが可能となり、ひいては被災者の迅速な生活再建につながると考える。

各府省からの第1次回答

現地での被害認定調査を経ず、迅速に罹災証明書を交付するためには、被災者から提供された写真等を活用することが有益であることから、マイナポータルによる罹災証明書の申請に際して、申請者がスマートフォンなどで撮影した被災家屋の写真を添付できるようにしている。これに加え、ご指摘を踏まえ、被災家屋を撮影する際の留意点（外観4方向から撮影する等）をマイナポータル上で分かりやすく表示するための方策について、内閣府とデジタル庁で検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害はいつ発生するか分からないことから、早期の実現を望んでいるため、措置される時期をお示しいただきたい。

なお、現行のマイナポータルによる申請での添付写真については、主に自己判定方式（被災者の同意のうえで準半壊に至らないもの（一部損壊）の被害の程度として判定するもの）での活用を想定しているところと考えている。

その中で、令和6年5月31日付けで、貴府において、内水氾濫に係る簡易判定基準を策定し、水害のうち、1・2階建の木造・プレハブ家屋については、主に外観（外壁及び建具）と浸水深を確認することで被害認定することを可能としたところと承知している。

上記簡易判定基準の策定に伴い、水害時における1・2階建の木造・プレハブ家屋の被害認定については、水害の種類（河川決壊や内水氾濫など）を問わずに、主に外観（外壁及び建具）及び浸水深の確認により認定が可能となっており、被害認定に活用できる写真の撮影は、従前よりも安易になったと考えている。そのため、自己判定方式に限らずに、全ての被害の程度の判定にも活用する想定でご検討いただきたい。

また、内水氾濫に係る簡易判定基準の策定等に伴い改訂された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）」では、「スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能」との記載があるが、写真撮影と併せて、浸水深を算出するとともに、数値を画像上に表示されるなどの技術があると承知していることから、このような機能についても、マイナポータルに追加することもご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

被災家屋を撮影する際の留意点（外観4方向から撮影することや、浸水深を示す写真の撮影方法等）をマイナポータル上で分かりやすく表示することにつき、令和6年度中を目途に検討する。併せて、水害時の浸水深による判定など、「一部損壊」以外の判定についても、被災者から提供された写真により行うことが可能であることを明確化する。

なお、現在でも、マイナポータルの申請ページを自治体が編集することにより、上記の表示を行うことは可能で

ある。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【内閣府（1）（iii）】【デジタル庁（13）】

災害対策基本法（昭 36 法 223）

マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90 条の 2 第 1 項）については、適切な申請手続きにつながるよう、被災家屋を撮影する際の具体的な撮影箇所等をマイナポータルに分かりやすく表示することについて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	19	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	19)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

ぴったりサービスにおける標準様式のチェック機能を地方自治体で設定可能とすること

提案団体

檀原市

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

ぴったりサービスの標準様式の各項目について、不適切な入力(例:生年月日について未来の日付を入力)がされた場合には、入力段階でエラーとなるように又はそのようなような選択ができないようにするためのチェック機能を地方自治体で設定できるようにすること。

具体的な支障事例

マイナポータルにおけるぴったりサービスと基幹業務システムの接続(自動取込み)については、デジタル庁より標準仕様とするよう強い要請があり、当市においてもそれに従い、ぴったりサービスとマイナンバー利用事務系ネットワーク(基幹系システム)の連携を完了させている。

また、基幹系システム提供ベンダーは、SE のリソースを保守業務に集中的に割かざるを得ず、当市が委託しているベンダーもリソース不足のため、カスタマイズの対応は不可とされている。

そのため、ぴったりサービスと基幹系システムの接続は「標準様式を介してしかできない」という状況である。

しかし、ぴったりサービスの標準様式には以下のような問題があり、非常に利用しにくいものとなっているところ、日付選択や選択肢による整合性チェックについて地方自治体が設定できないことはぴったりサービス上の仕様であるため、これについて改善を求めたい。

- ・申請者名と電子署名の名義が異なっても受け付ける
- ・生年月日が未来の日付でも受け付ける
- ・事由発生日や年齢と生年月日について整合性がとれていなくてもエラーにならない
- ・その他を選んで、内容記載しなくてもエラーにならない
- ・本来請求できない年度が選べる
- ・二律背反の選択肢が両方とも選べてしまう
- ・一度選択すると外せない選択肢がある など

また、正確な申請内容でないにもかかわらず申請を受け付ける仕様のままでは、申請を受け付ける地方自治体が個人を特定できない可能性もある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不適切な入力についてはエラーで弾くようになることで、精度の高い申請となり、審査が迅速化する。

根拠法令等

ぴったりサービスの仕様及び標準様式の各項目

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、堺市、高松市、熊本市

○ぴったりサービスの標準様式の項目について、入力漏れや明らかな誤入力があった場合も申請が可能であり、確認や差戻しに時間がかかるため、利用者と職員双方にとって負担である。

例) 保育施設等の利用に係る現況届

- ・ひとり親ではないが認定保護者が1名しか入力されていない
- ・年齢と支給認定区分の不整合

○入力可能な項目が全て表示されており、本来入力が不要な場合であっても誤って入力されてしまう。確認の手間が増えるほか、市民からすると入力項目の多さに繋がり、申請途中で離脱してしまう。

各府省からの第1次回答

マイナポータルの標準様式については、日付の範囲指定を設定する（入力できる日付の範囲指定）や、比較元となる日付項目を作成し、他の入力した日付以前かどうかのチェックを実施する（関連チェックの設定）などの日付選択や選択肢による整合性のチェック機能の設定が可能であるため、より適切なチェックが行えるように、制度所管省庁と協議し、適切な形となるよう修正してまいりたい。

他方で、標準様式については、制度に照らし、一律に定める必要があるため、制度所管省庁と協議した上で設定するものであることから、各地方自治体が独自にチェック機能を設定することについては、避けるべきと考えている。

利用者や各自治体職員の事務上の負担が増えないよう、国として対応を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

標準様式は、利用者と職員の負担を軽減するため全国一律の「項目（データセット）」を設定するものである。確かに制度上、一律の基準でチェックすべき項目はある。しかしながら、それ以外の項目のチェックや不必要な項目の表示非表示の設定は現場の判断に任せ、アジャイルにアップデートした方が対応が早い。

今年度児童手当法の法改正が行われ、令和6年6月に公布された内容に基づき、令和6年10月分からの対応を求められる等、市区町村の事務は逼迫した状況にある。今回の法律改正に伴い例月処理に比べ、申請数が大幅に増加することが確定しており、本来であれば電子申請を呼びかけたいところである。ただし、「適切な形となるよう修正」されるのが、この法律改正の事務処理以降となるのであれば、このタイミングで多くの国民の目に触れるぴったりサービスが使いづらい、という評価になろうものなら、以後、国が進めるぴったりサービスを使ったオンライン化の取組みに対し逆風になりかねない。

省庁のアップデート待ちをしている間にも「年に一度、一生に一度」というような申請を行う利用者は次々と出てくる。

紙の申請用に記載例を各自治体で作るのと同様に、デジタルの場合でも自治体にこの権限を持たせてほしい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

地方自治体でぴったりサービスの標準様式におけるチェック機能を設定可能とすることについては、統一性が失われ標準様式の意義が薄れてしまうことになりかねないため、標準様式の作りこみは国において一元管理する

ことが望ましいとの意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

標準様式については、制度に照らし、一律に定める必要があるため、制度所管省庁と協議した上で設定するものであり、全国統一的な様式として公開しているものである。そのため、自治体ごとにそれぞれにチェック機能を付与すると、自治体ごとに標準様式を設定する必要が発生するため、全国統一的な様式というそもそもの趣旨に反することとなる。

なお、標準様式を基に、自治体において独自様式を作成することを妨げるものではない。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁】

(22)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iv)マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。

- ・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。

- ・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	20	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	20)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

ぴったりサービスの標準様式に係る必須項目の設定について地方自治体が自由に変更可能とすること等

提案団体

檀原市

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

ぴったりサービスの標準様式における必須項目の設定を地方自治体が自由に変更できるようにすること又は外部サービスを利用した API 連携によるデータ送信で必須項目として設定されている項目について空欄であってもエラーが生じないようにすること。

具体的な支障事例

当市では、申請フォーム作成ツールとして、LoGo フォームを採用しているところ、市民の利便性向上と業務効率化のため、当市への申請は全て LoGo フォームで受け付けるように統一することを考えている。
外部サービスとマイナポータルを API 連携する場合、必須項目の設定も外部サービスに紐づくこととなっているが、例えば、児童手当の申請においては、マイナンバーによる情報連携等が可能であることから課税証明書等の提出が不要となっているにもかかわらず、ぴったりサービスの標準様式では所得情報が必須項目として設定され、当該情報を入力しなければ申請できないようになっており、申請者に無用な負担をかけている。源泉徴収票を見て入力される住民もいるが、正確な数字については源泉徴収票ではなく課税証明書によるので、必ず確認しなければならず、地方自治体にも無駄な作業が生じている上に、申請者からすると「そっちで知ってるのだからわざわざ聞かないでよ、修正するならなおさら」と不親切な印象と不信感を抱かせる結果となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ぴったりサービスで申請をしようとする住民から「所得のところが必須になっているため進めない。所得とは何か。何を入力したら良いか。」という問合せを受けるが、当該情報はマイナンバーによる情報連携等により自治体側で取得できるもの(所得審査については、市で賦課情報を持っている者については当市市民税課からの情報に基づき行い、市で賦課情報を持っていない者についてはマイナンバーによる情報連携により所得情報を取得して行っている。)であり、本来はオンラインで完結する手続であるはずのものが、電話でのやり取りを挟むことになっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法的根拠があるものや、本人同意を得たものについて自治体側で補完することができ、申請者の負担を軽減するとともに、正確な申請情報により、手続が迅速化する。

根拠法令等

ぴったりサービスの API 仕様

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、朝来市、高松市、久留米市、熊本市

○大規模災害が発生し、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、法的根拠があるものや、本人同意を得たものについて自治体側で補完することができ、申請者の負担を軽減するとともに、正確な申請情報により、手続が迅速化するため、制度改革による効果が期待できるため必要である。

○ぴったりサービスの標準様式の項目について、自治体によっては審査に必要ない項目が回答必須項目となっており申請者にとって負担となっている。

（例）児童状況書兼健康状況申告書内で「妊娠週数」や「首がすわった時期」の回答は不要。

○入力必須であるべき項目が必須となっていないものがあり、未入力の場合に申請者へ連絡して確認する手間が発生している。

（例）児童手当の申請において、マイナンバーが入力必須になっておらず、マイナンバーを入力していないことにより、追加で添付書類の提出や再申請を申請者へ依頼する手間が発生している。

各府省からの第1次回答

標準様式については、制度に照らし、一律に定める必要があるため、制度所管省庁と協議した上で設定することであることから、各地方自治体が独自に必須項目の設定について変更可能とすることについては、避けるべきと考えている。

各自治体や利用者の手続上の負担が増えないよう、国として項目の最適化の見直し等、対応を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

標準様式は、利用者と職員の負担を軽減するため全国一律の「項目（データセット）」を設定するものである。データにおいては、カラムを増やしたり、カラム名を変更することは連携システムに取り込めなくなる恐れがあることから認められないが、連携システムに支障のない範囲であれば、カラムに「データがある・ない」については問題が無いはずである。

紙の標準様式では必須かどうかを各自治体で作成する記載例により設定されているところ、デジタルの場合でも自治体にこの権限を持たせてほしい。

また、少なくとも今回要望を行った所得の記載等にかかる項目については、児童手当法施行規則の様式上審査項目に該当し、市民の方に記載を求めている項目（記入しないでくださいとの注釈がある項目）であり、市区町村の職権処理にかかることと認識している。（児童手当法施行規則様式第2号（第1条の4関係））そのため、電子申請を行わない市民が記載しなくてよいところを、電子申請者のみ提出を求めていると本市としては認識しており、記載がなくても支障のない項目ではないかと考えている。独自設定を行うことへの難色は理解できるが、そうであれば必須項目の設定について、担当省庁と協議いただき、再度ご確認いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

ぴったりサービスの標準様式における申請・手続の必須項目の設定を地方自治体が行うことについては、全国標準の様式を作成し、国において一元管理することが望ましいという意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

標準様式については、制度に照らし、一律に定める必要があるため、制度所管省庁と協議した上で設定するものであり、全国統一的な様式として公開しているものである。そのため、自治体ごとに申請項目を設定することは、全国統一的な様式というそもそもの趣旨に反することとなる。

なお、標準様式を基に、自治体において独自様式を作成することを妨げるものではない。

また、児童手当に関しては意見を踏まえ、令和6年10月からの児童手当の抜本的拡充に伴うびったりサービスの標準様式改正において、所得額の入力を不要とする予定である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁】

(22)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iv)マイナポータル「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。

- ・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。

- ・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	22	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	22)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてシステムを構築するなどしてオンラインでの申請を可能とすること

提案団体

平塚市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

手帳等の手続はマイナンバー連携で国によるシステム構築又はマイナポータルぴったりサービスのオンライン電子申請とし、申請時の添付書類である診断書に記載する情報は、オンラインで申請を把握した医師が必要項目を入力することで処理する。更新時には前回情報を取得することを可能とする。

◆例

申請 → 精神保健福祉手続システム

↓ ↓

医療機関 市区町村
(診断情報入力) (受付・所得判定)

↓ ↓

同システム

申請者 ← (処理後、マイナンバー連携、手帳・受給者証交付)

※申請後毎年7月

市区町村

申請者 ← (自立支援医療の所得判定:一括処理)

具体的な支障事例

【申請受付及び県への進達事務】

自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせて、当市では月に 600 件以上の申請がある。申請数は毎年増加傾向にあり、職員の増員は困難なため、年々職員負担が増加している状況である。また、前回の内容と変わらない内容での更新も多く、事務負担に見合った効果がほとんどないという認識である。書類の確認をした上で、県への進達を行わなければならないが、申請書類の不備が多いため、受付及び申請書記載内容の確認に多くの時間を割かざるを得ない状態となっており対応に苦慮している。両制度の更新期間が2年と短いこと、診断書等の提出が必要な年と所得区分算定の手続の年があり、手続が複雑であることから窓口受付時のトラブルも多い。

【発送業務】

県で審査・作成された自立支援受給者証及び精神障害者福祉手帳を郵送や窓口で受渡ししている。県が作成し出来上がった手帳や受給者証の印字内容に誤りがないかの確認をした上で、申請者へ渡すため、記載内容の確認や発送準備、手帳更新に付随する手当等の書類の準備の事務負担がある。受付事務と並行しての事務になり、全体で受付件数の2倍ほどの件数を常に処理し続ける必要があるため、事務負担が大きく苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)の更新手続が精神疾患のある制度利用者の負担となっており、更新期限が短い、診断書料が高額であるとの意見がある。
制度利用者が精神疾患により外出できずに、更新手続ができないことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の更新が制度利用者の手続や市町村受付の大きな負担となっており、手続をオンライン化することで制度利用者の負担軽減が見込まれる。また、窓口受付が減ることで、他の障がい福祉業務への人員割当や人員削減等の行政効率化を進めることができる。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、朝霞市、川崎市、長野県、大阪府、西宮市、高知県、久留米市、春日市、熊本市、鹿児島市

○自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑であるため事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

○自立支援医療受給者証及び手帳交付については、年々申請者・利用者は増加傾向にあり、職員への事務負担の多さはどの自治体においても同様と考える。また、マイナンバーとの紐付けにより自立支援医療の受給状況や手帳の利用状況が情報照会やマイナポータルにより確認することができるようになったこと等により、制度利用者の利便性が向上したものの、申請を受け付ける窓口である市町村においては、マイナンバーの紐付け誤りが発生しないよう、申請時のマイナンバーの本人確認を迅速かつ遺漏無く事務処理をする必要があり、かなりの事務負担であることが拝察される。マイナンバーを利用したオンライン申請の仕組みを国で導入することにより、転入出時の届出等も容易となり、自治体での事務負担が軽減されるほか、マイナンバーの紐付けを誤る危険性が大幅に低くなると考える。

○手帳のオンライン申請の方法について、現状の制度では診断書の提出をオンライン申請とは別で本人が行う必要があり、手続にかえて時間と費用を要する場合があることも想定される。そのため、診断書もオンラインで記載できることは、利用者の負担を軽減できる可能性があると考えます。

○現行、手帳の申請にはマイナンバーの記載が必要であり、マイナンバーはインターネット回線ではやりとりできないと理解している。また、オンライン対応できない医療機関もあると考えられ、紙媒体での書類申請は今後も残ると予想される。オンライン申請と紙媒体の申請が混在することになると、かえて自治体の処理が煩雑となるのではとの懸念がある。手帳のオンライン申請にあたっては、全国で共通したシステム整備を希望する。

○①支障事例

精神障害者には、「家から出られない」、「窓口で職員と会話できない」という状況の方も多くいる。また、外出が出来ない方は郵送申請すら困難な状況である。さらに、電話の意思疎通が困難な方も多く、書類の不備等がある場合の市民(申請者)及び職員の負担は過大となっている。

このような状況を踏まえ、精神障害者が「(窓口)に行かない」、「(書類を)書かない」、「(窓口で)待たない」申請手続を推進するため、公的個人認証に対応した電子申請手続の実現を早急に進めるよう求める。

②必要性

当市(人口約 113,000 人)では、正職員 1 人が月約 400 件(手帳、支給認定の申請合計数)の確認・進達作業を行っており、業務負担が非常に大きい。

電子申請により入力段階でエラー判定を行うことが可能となることから、市区町村の確認項目や書類不備による申請者との連絡調整業務も大幅に減ることが期待される。

○申請数が増加しているにもかかわらず、従来どおり紙文書主体の事務処理フローが見直されておらず窓口対応や受付・進達・交付事務に多くの時間と職員を割いている状況である。認定状況についての問合せも多いが、認定主体は県であるため窓口である市町村では即答できない。交付遅延や制度に対する苦情対応も窓口である市に寄せられることが多く、時間と労力を割かれている。市町村の裁量ではオンライン化が進められない

め、デジタル化が最も遅れている事業となっている。精神的な要因で通院を要する患者の負担軽減を図る観点から、オンライン化により利用者の負担軽減を図ることの検討を進めるべきである。

○【申請受付及び県への進達事務】

当市は人口4万人に対して、過去5年間で精神手帳所持者は100人以上の増加で、かつ自立支援医療（精神通院）申請とあわせても申請件数は約1.7倍と急速に増加しており、結果、申請書類不備等確認や問合せ対応も増加している。

うち、所得審査にも多く時間を要しているが、「自立支援医療支給認定通則実施要綱 第9」によると、税未申告者へは申告を求めるところから始めるようになっており、審査時に未申告が判明した場合は、後日再度、連絡をとり、説明し、税担当課と連携を図り、申告を進めるなど、1件ごとの負担が大きく進達できるまで時間を要する。オンライン申請時にマイナ情報で未申告がわかれば、先に税申告を行うこととなり、住民も市町村も負担が軽減されると考える。

またオンライン申請が可能となることで、記入が困難な方においても円滑な対応が可能になると考える。

【発送業務】

システム構築されることで、県が入力された情報を、再度、市町で確認しながら入力する作業も軽減され、発送作業に集中ができ、事務量も軽減されると考える。

各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。

こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。

なお、自立支援医療費（精神通院医療）の直近の支給認定に係る申請に添付する医師の診断書に関しては、制度利用者が直近の支給認定に係る申請時点から病状に変更がない場合は、省略することができることとしており、事務負担の軽減を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2025年までのオンライン化の検討を進めていることについて、次の項目の検討状況等を可能な範囲でお示し願いたい。

1 現在の検討状況

(1) マイナポータルでの申請後に地方自治体が行う申請受付や所得判定などの事務に係る事務処理システムの構築についての検討状況

(2) 診断書に代わる内容をオンライン化されたシステムにデータ入力をするインターフェース等に関する精神科医師との調整状況

(3) PMHによる連携の検討状況

2 2025年（令和7年）末までのスケジュール

(1) オンライン受付の開始予定時期

(2) オンライン受付の開始、申請手順等の制度利用者への周知予定

(3) 受付後の事務処理に関する医療機関、地方公共団体等への周知予定

3 今後の検討の見通し

現在、具体的な検討の段階にない場合は今後の見通しをお示しいただきたい。

自立支援医療（精神通院医療）の申請は、病名の変更・追加がない場合には診断書の省略によって実質2年毎の提出となっている現状があるが、その場合においても前回と変わらない内容での更新が多く、住民、医療機関、市町村及び都道府県の負担が大きいと考える。そのため、医師の診断書の省略条件の緩和・拡大（長年療養を続け症状が大きく変わらず、継続して制度を利用する必要がある方は有効期限を4年に延長し、診断書の提出を4年に1回とするなど）、所得区分判定の廃止・簡素化（所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、あるいは所得区分判定を簡素化し課税が非課税の2区分とするなど）、精神障害者保健福祉手帳を含む有効期限の延長など多角的な視点でさらなる事務負担軽減や手続の簡素化について検討いただきたい。さらなる事務負担軽減や手続の簡素化は、オンライン化の実現可能性に大きく寄与するもの（所得判定を廃止し判定フローがなくなることでシステム構築がシンプルになるなど）と考えるため、オンライン化検討を機に並行して検討いた

だきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【デジタル庁】

—

【厚生労働省】

ご提案に対し、精神障害者保健福祉手帳交付申請及び自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続きについて特化した新たな事務処理システムを整備することは、効率性の観点から困難であるため、マイナポータルを活用拡大を前提に検討をすることとしているところ。

その際には、課題の一つとして、精神障害者保健福祉手帳交付申請や自立支援医療費（精神通院）支給認定申請手続きの際に自治体に提出する診断書について、医療機関において電子的に発行した診断書をマイナポータルを活用して電子的に提出できる仕組みが必要となると考えられるところ、当該仕組みについても検討が続いている状況である。

そのため、引き続き、マイナポータルの活用拡大やマイナポータルを活用し自治体に提出する診断書の電子的な提出方法について検討や、関係府省庁との調整を進めることとしている。

なお、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の有効期間は1年以内とされており、現行では、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、直近の支給認定に係る申請時点から当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がない場合には、翌年度の診断書の提出は省略できるとしている。

自立支援医療費における長期間に渡る診断書の省略条件の緩和・拡大については、精神通院医療を含む自立支援医療費支給が、公費負担医療制度であることに鑑み、対象となる方や医療費支給額を公平かつ公正に決定する必要があることから、症状等に変更がないから省略できるのではなく、症状等に変更がないことを客観的に行政において確認する必要があるためは困難である。

また、所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、又は所得区分判定を簡素化し課税か非課税の2区分とすることについても、診断書の件と同様に、精神通院医療を含む自立支援医療費支給が、公費負担医療制度であることに鑑み、対象となる方や医療費支給額を公平かつ公正に決定するため、それぞれの支給申請を行った時点における所得状況に応じて、相応の自己負担をしていただく必要があると考えているため、ご提案いただいたような簡素化は困難である。

精神障害者保健福祉手帳については、一定の精神障害の状態にあることを認定して、各種の支援策を講じやすく、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として交付しており、障害の程度に応じて、重度のものから1級、2級、3級の障害等級を定めている。

障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うこととしており、精神障害のある方の上記の状態の変化を確認し、障害等級に応じた各種支援策を受けていただけるよう、手帳の有効期限である2年ごとに更新いただくこととしている。

こうしたことから、医師の診断書の提出を現行の運用以上に緩和・拡大すること、所得区分判定を廃止・簡素化すること、精神障害者保健福祉手帳の有効期間を延長することは困難である。

以上を踏まえ、引き続き、マイナポータルの活用拡大等による事務負担軽減の検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(6)】【厚生労働省(22)】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項）及び自立支援

医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条1項)に係る
手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすること
について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	28	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	28)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

法律における届出システムの統一化・共通化

提案団体

藤沢市、神奈川県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

各種環境法令に基づく申請・届出等に係る統一システムを構築することにより、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。
令和4年度の提案募集により、①騒音規制法及び②振動規制法に基づく届出の全て、③大気汚染防止法及び④水質汚濁防止法に基づく届出のうち「事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出」については、オンライン化についての検討をされることとなったが、当該範囲外の届出についても同様に、オンライン化に向けた検討をされたい。

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】
現在、各種環境法令の申請・届出については、当市を含む多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運ぶ必要がある。
一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。また申請書を PDF 化して電子で提出する方式もあるが、それでは作成過程で PDF 化する作業が追加されたに過ぎない。

【行政の事務について】
自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。
受理した申請・届出は、存在する事業所等については、継続して指導をする必要があることから永年保存文書として位置づけており、文書の保管場所の確保に苦慮している。
申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。
各法令の施行状況調査の集計報告作業の事務量の負担がある。

【支障の解決策】
これら手続きについて、e-GOV の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DX の推進が可能となる。
具体的には、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンスオンリー化」への対応の拡充である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

届出内容の修正が必要な場合、再度窓口へ足を運ぶ必要がある。
自治体ごとに提出方法が異なるため、負担が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【事業者の利便性向上】

すでに大気汚染防止法に基づく石綿事前報告については、国が統一のシステムを構築し、令和4年度から電子申告が制度化されている。同様に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等における届出についても、全国統一のシステムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に出向く手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。

【行政の効率化】

統一化・共通化された申請・届出システムを構築することで、自治体の受付業務が軽減される。

申請・届出内容の二次加工が容易になり、データ化の事務量が軽減されるとともに、各自治体の施策に反映しやすくなる。

受理した時点でデータ化されるので、施行状況調査等集計報告作業の負担が軽減される。

【その他】

以上のことを実現するために、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化」への対応を踏まえ、e-GOVの整備・改修等の拡充により、手続きの簡素化、事務の効率化、DXの推進が可能となる。

根拠法令等

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
詳細は別紙一覧のとおり

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、いわき市、さいたま市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、寝屋川市、小野市、奈良県、和歌山県、鳥取県、米子市、佐世保市、熊本市

○水濁法 14 条第 3 項届出(汚濁負荷量測定手法届)、瀬戸内海環境保全特別措置法や湖沼水質保全特別措置法に係る手続についても記載いただきたい。

○当市において、環境法令に係る届出は一部を除いて書面であり、提出時に職員が現場に出ており不在といった事態を防ぐために予約制となっており、申請者に一定の負担を強いている。

また、受付後にデータ化するために市独自のシステムへ入力する作業が発生しており、入力内容や確認事項も多く、事務処理の負担が大きい。データ化されたものを取り込む形にできれば、負担軽減と入力ミスの防止ができるが、出力されるデータ形式に併せてシステムを改修する必要がある。

○大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法の届出において、システムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に出向く手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。また、行政でも情報管理が適切に行えると期待できる。

○全国統一のシステムの構築は有効と考えるが、各都道府県等が定めている大気、水質等の関連する条例にも対応できるシステムが必要と考える。

○1事業者が複数の法令の対象となる場合が多いが、担当部署が異なると届出漏れが生じる事例があるため、法令ごとの独立したシステムではなく、環境関連法令全般が連携できるような仕組み（例えば、事業者の氏名等の変更があった場合に対象法令が一括で届出できる）も必要と考える。

○届出内容に不備等があった場合に、届出者に対して補正や指導ができる仕組みが必要である。

○一部の自治体では独自システムによる電子申請が進んでおり、当市への届出においても事業者から電子申請を要望されるが、当市では新たなシステム構築の費用を確保できない状況にある。また、電子メールによる方法は本人確認が不確実であることから受け付けしていない。

事業者、自治体双方の届出手続きの簡素化、効率化を図るため、e-Govによる統一的なシステムの提供を期待する。

○当市においても、各環境法令の届出全般について、次のような支障・課題等が生じている。

・届出書は紙による受付が主であり、届出書の提出にあたっては、事前に日程調整を要するほか、届出書の補正等が必要となった場合には、原則としてその都度来庁してもらう必要があるなど、自治体側の事務負担も少なくないこと。

・各自治体が独自の電子申請窓口・体制を構築する場合には、システム開発費用が必要となるほか、システム

の維持管理費用や、法令改正等の都度システム改修費用等の措置が必要となり、自治体の財政負担が大きいこと。

・大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業など、一部の法令については、既に国が整備した全国共通のシステム（石綿事前調査報告システム）による施行状況調査が実施されていることから、各法令について統一的な形とすることが合理的である。

○提案内容の各種環境法令に基づく申請・届出については、当市においても紙による受付を行っており、データ化等に多くの時間を要し大変苦慮している。

全国で統一化・共通化された申請・届出システムを構築することにより、事業者の負担軽減、利便性の向上のみならず、自治体の受付業務が大幅に効率化・軽減される。

○当市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律における公害防止管理者の届出について、同様の問題が生じている。

当市では電子申請システムのフォーマットを構築することに労力を要することから、電子化に踏み切れていない。

また、庁内で電子決裁システムが導入されたことから、紙媒体で提出されたものをPDF化する手間が増えてしまっている状況である。

各府省からの第1次回答

御指摘の各環境法令については、当該法令に基づく届出数が少ないことから、「石綿事前調査結果報告システム」のような独自のシステムの構築は難しく、e-Gov を利用する方針となった。

令和4年度に、地方公共団体及び事業者に対し e-Gov 導入についてのヒアリング・アンケートを行った結果、e-Gov には、利用者からの届出について、利用者の選択に基づいて申請先に振り分ける機能がない等の課題があったことから、e-Gov のシステム改善を待ってオンライン化に取り組むこととした。

e-Gov においても地方公共団体が提出先となる申請・届出に対応するために、提出先として地方公共団体等、国の行政機関以外の組織を選択可能とする等の機能追加を進めているところであるが、現在の e-Gov の整備状況においては、地方公共団体から示された支障事例のとおり、条例による横出し・上乘せへの対応や不備等があった場合に、届出者に対して補正や指導を行う対応が困難であり、実用的なものとするには e-Gov に接続するための独自のシステムの構築が必要な状況となっている。

今後、e-Gov に接続するための独自のシステムを構築するため、先行事例へのヒアリング等を行っているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

e-Gov のシステムにおいては、現行の運用のような、利用者（届出者）が紙ベースのものを PDF 化してメールで送る仕様ではなく、画面上で届出内容の入力が可能なシステムが望ましい。なお、届出の必須項目は全国共通であるため、入力項目の標準化は可能であると考え。届出の際には図面等の添付資料の容量が膨大となることが予想されるため、クラウド上でのファイル提出を可能とするなど、システム上でのデータ保存容量を十分に確保する必要がある。

また、届出内容を該当条項ごとに件数を集計し国に報告する作業に事務負担が生じているため、報告事項等はシステム上で自動集計され、施行状況調査等、国への報告システムに活用できることが望ましい。さらに、届出内容に不備等があった場合には、届出者に対し修正等の指導ができる仕組みも必要である。（届出後に修正することが可能なシステムであること。）その他各自治体の要望等を取り入れたシステムとするため、アンケート調査等、各自治体のニーズを把握する方法及びそのスケジュールを明確にしていきたい。

なお、e-Gov に接続するための独自システムについては、国負担での導入を前提にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御要望も踏まえ、e-Gov において汎用的な機能として整備すべき改修項目については、各手続所管府省とも調整の上、検討してまいりたい。
また、環境省において行なったヒアリングの結果も踏まえて対応を検討する予定。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(17)】【環境省(4)】

大気汚染防止法(昭43法97)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)及び土壌汚染対策法(平14法53)

各法令に基づく届出等については、オンラインによる提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請サービス)を改修する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	29	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	29)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

健康保険の資格情報等をオンライン資格確認等システムにおいて照会可能とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

番号法における独自利用事務の情報連携のうち、健康保険の資格情報等の照会は、情報提供ネットワークシステムを使用した「情報連携」に加え、医療機関等が利用している「オンライン資格確認等システム」での照会を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】
子ども医療費助成等の独自利用事務は、番号法におけるマイナンバーの利用において、保険証情報を照会する場合は、「情報連携」で行うものと規定されており、当市では、所要の条例を整備した上で、令和6年6月以降、子ども医療費助成等の独自利用事務において「情報連携」の利用を開始する予定としている。

【支障事例】
医療費助成の受給者資格を付与する事務などにおいて、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。
当市の地方単独医療費助成における保険証情報の確認件数は年間約3万件あるが、子ども医療費助成等の独自利用事務以外の事務において既に当市が「情報連携」を利用した実績では、照会に対して画面で結果が確認できるまでの所要時間が、1件当たり10分から1時間程度もかかってしまうケースがある。
そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることや、場合によっては、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下につながる恐れがある。
なお、代替措置として、マイナポータルでの保険証情報の確認や保険者から発行される資格確認書による確認についても検討しているが、マイナポータルでの確認は窓口新たに端末を置き、市民がマイナポータルにログインしなければならないこともあり、窓口の待ち時間の解消にはつながらないと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保険証情報の確認時間が削減されることで、市民サービスの向上や行政の効率化が期待できる。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、仙台市、秋田市、ひたちなか市、館林市、越谷市、荒川区、藤沢市、海老名市、浜松市、鈴鹿市、大阪市、高槻市、安来市、岡山県、広島市、砥部町、久留米市、大野城市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○医療費助成窓口での保険証情報の確認は、保険証廃止後は、その確認がスムーズにできずに、窓口の混乱が生じることは想定できる。「資格情報のお知らせ」で確認すればよいと言われてしまいそうだが、多くの人が「資格情報のお知らせ」を携帯するとは思えない。

今までは保険証を見せるだけでの簡便に届出ができていたのを、情報連携で代替えしては手続きの所要時間が大幅に増えるだけである。

結局は、以前の保険証の方が便利だったと思われ、マイナ保険証の登録解除をし、「資格確認書」への切り替えを助長するだけとなる。

国民健康保険の所管でも、国保資格喪失手続きに来られる方の挙証資料はほとんど保険証である。マイナ保険証の提示で資格確認がその場で行えるよう、「オンライン資格確認等システム」の自治体版の導入を求めたい。

○医療費助成の受給者資格を付与する際、健康保険証資格情報の確認が必要であり、令和6年12月の健康保険証廃止に向け、マイナンバーによる情報連携をすべく、システム改修を行っている。照会結果を確認できるまで、2、3日かかると見込まれており、医療証の即日発行が行えず、市民サービスの低下につながると類推される。

自治体においても「オンライン資格確認等システム」での照会が可能になることによって、最新の健康保険資格情報及び給付情報を速やかに確認できるようになり、医療証交付にかかる時間の短縮や、適正な給付事務が期待できる。

○医療費助成の受給者資格を付与する事務などにおいて、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。

独自利用事務以外の事務において、「情報連携」を利用した実績では、照会に対して画面で結果が確認できるまでの所要時間が、1件当たり10分程度かかってしまうケースがある。

そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続きを進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることや、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下につながる恐れがある。

なお、代替措置として、マイナポータルでの保険証情報の確認や保険者から発行される資格確認書による確認についても検討しているが、マイナポータルでの確認は窓口新たに端末を置き、市民がマイナポータルにログインしなければならないこともあり、窓口の待ち時間の解消にはつながらないと考えている。

○こども医療受給証の発行については、社会保険資格取得から保険証交付までに約1か月ほど期間を要する事例もある。オンライン資格確認等システムを使用することで速やかな受給につながられる。

また、小規模な自治体では窓口で保険・年金・福祉などのさまざまな種類の業務を取り扱っていることが多く、情報照会で窓口対応の時間が増加することは他の要件で来庁している住民についても窓口の待ち時間が増えることになり悪影響が大きい。

○当市の類似する医療費助成事業において受給者証の新規交付や保険変更の際は、窓口で市民から保険証の提示を受けて事務処理を進めていたが、情報連携での照会やマイナポータルでの確認になってしまうと、照会・確認に時間を要するため、待ち時間が増え、課全体の窓口の混雑化につながることが懸念される。また、情報連携・マイナポータルは「本人」「家族」は確認できるが、「家族」の場合は誰の扶養なのか確認できない。この類似事業では、資格要件として、社会保険の場合は子が誰の扶養になっているかを確認しているため、確認ができないと資格確認事務に影響が生じる。医療機関等が利用している「オンライン資格確認等システム」において、保険情報確認時間の短縮が図れ、必要な情報が確認できるのであれば照会を可能にしてほしい。

○紙の健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。

・現在、窓口で市民から紙保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続きを進めることができていたが、情報連携による確認とした場合、窓口での市民の待ち時間が増えることや、交付までに時間を要することになり、サービス低下につながる恐れがある。

・情報連携による保険情報の確認のほか、医療機関等が利用する「オンライン資格確認等システム」での照会を

可能としていただきたい。

○国民健康保険の資格の得喪に関する手続においても、情報連携を用いる機会があるが、早くても5分～10分程度の時間を要するなど、支障が生じている。

また、保険者としてオンライン資格確認等システムに情報を登録しているが、同システムの登録内容を確認することができないため、登録がいつ完了したのか、正確に登録できているのかをチェックすることができない。そのため、被保険者証の情報とオンライン資格確認等システムの情報に違いがあることについて、医療機関から照会があった際に、回答することができない。

○当市の福祉医療業務においても現状のまま保険証が発行されないこととなると市民サービスの低下につながるため、「オンライン資格確認等システム」での照会等、速やかに確認できるシステム等の利用が必要と考える。

○当市においても医療費助成の受給者資格を付与する事務などにおいて、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。当市では、所要の条例を整備し、小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成において、「情報連携」により保険証情報の照会が可能となっているが、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに医療証の交付手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下と事務負担の増加につながる。

○当市では、所要の条例を整備した上で、令和6年10月以降、子ども医療費助成等の独自利用事務において「情報連携」の利用を開始する予定としている。

当市の地方単独医療費助成における保険証情報の確認件数は年間約1万件あるが、他市の「情報連携」の利用実績によると、確認までの所要時間が、1件当たり10分から1時間程度かかることもある。

そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることや、場合によっては、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下につながる恐れがある。

なお、当市では、代替措置として窓口新たに端末を置き、マイナポータルでの保険証情報の確認や保険者から発行される資格確認書による確認を行っているが、マイナポータルでの確認は、市民がマイナポータルにログインしなければならないこともあり、窓口の待ち時間の解消にはつながっていない。

○【支障事例】

難病医療費助成の受給者証発行事務において、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。

指定難病受給者数は現在6,400人である。申請書に保険証情報を記載することになっており、同じ保険証加入者についても申請書に記載が必要である。国民健康保険及び国保組合の保険証の方は世帯全員分の保険証の確認が必要である。「マイナンバー情報連携」を利用する場合、照会に対して画面で結果が確認できるまでの所要時間が、1件当たり15分程度かかる。そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の申請の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることになり、市民サービスの低下につながる恐れがある。

○【現行制度において】

子ども医療費助成や重度障がい者医療費助成等の独自利用事務だけではなく、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）といった番号制度利用事務においても、被保険者証の資格確認が必要である。

当市では、令和6年4月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「マイナ保険証施行に伴う自立支援医療費の支給認定に係る取扱いについて」に基づき、令和6年12月以降は、原則情報提供ネットワークを通じた「情報連携」により、資格確認を行う予定である。

【支障事例】

自立支援医療の支給認定にあたり、被保険者情報の確認が必要である。当市では年間約1万件ほど健康保険被保険者証により資格確認を行っているが、「情報連携」による資格確認を利用した実績では、照会から画面での結果確認に5分から10分ほどの時間を要している。

また、自立支援医療では保険加入世帯で所得判定を行う必要がある。現行の「情報連携」で得られる情報では、被保険者「本人」や同一保険加入者の氏名等の宛名情報が含まれないため、申請者に対し聞き取り等の方法で被保険者「本人」や同一保険加入者の情報を調査し、その人数分「情報連携」を行い資格確認を行うことになるので、更なる時間を要する恐れがある。

そのため、今まで紙の健康保険証の提示を受けて、スムーズに被保険者情報の資格確認と所得判定用の保険加入世帯の確認ができていたが、「情報連携」で照会や聞き取り調査をすることで、窓口での対応時間や待ち時間が増え、市民サービスが低下する恐れがある。

更には、加入健康保険の変更があった場合、保険者により副本登録の反映までに時差が生じるため、「情報連携」で最新の資格情報を取得できないケースもある。その場合、最終的には保険者から発行される「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」等の紙媒体による資格確認を行うことになるが、持参忘れの場合には、後日再度

申請となるケースも想定され、市民への負担と混乱を招く恐れがある。

なお、代替手段として、窓口へのマイナポータル確認端末の設置を検討しているが、市民がマイナポータルにログインしなければならないこともあり、窓口での対応時間や待ち時間の解消につながらないとする。

併せて、保険者から発行される「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」等による確認も検討しているが、マイナンバーカードの利用を積極的に進めている行政の立場としては、やむを得ない事情による臨時的な代替手段になりえないとする。

○医療機関等で実施しているオンライン資格確認に係る問合せについては、当該医療機関の患者であって区民に関することでもあるため、スムーズな対応が求められている。しかし、医療機関の端末での表示内容について、自治体側にオンライン資格確認等システムの端末が存在しないため、国保集約システム等の情報を確認して問合せに対応しているが、医療機関の端末と画面が一致していないことで、状況確認に多くの時間を要するなど対応に苦慮している。令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴い、医療機関や被保険者等からの問合せの増加が予想されており、その対応が遅延することで住民サービスの低下に繋がるため、自治体においてオンライン資格確認等システムで照会可能とすることは、必要性が高いとする。

各府省からの第1次回答

住民の医療保険情報の確認については、来所不要な行政手続の拡大など住民本人等の負担軽減の観点からも、既に仕組みとして存在する番号法に基づく「情報連携」を活用することが望ましいと考えています。

その上で、「情報連携」による対応が難しい場合には、マイナポータルの画面や、保険証の新規発行終了後において保険者から交付・送付される資格確認書や資格情報のお知らせにより、資格情報を確認することが可能です。既に対応者数が多い公費負担医療制度では、そうした方法を利用することとされており、今後、子ども医療費助成等も含め、公費負担医療の受給者認定の手続において、こうした取扱いを分かりやすく周知していきます。

一方で、ご提案については、オンライン資格確認は、医療機関等による医療保険情報の確認のためのシステムであるため、自治体窓口における確認などに用いることは健康保険法等に定められた利用目的には当たらないほか、仮に自治体の事務処理にも利用しようとした場合には、システム改修やアクセス用端末の整備、運用コスト等について、新たに自治体に負担が生じることとなるため、上記の方法により対応すべきものであると考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所要時間のかかる情報連携では住民の待ち時間の増加や受給者証即日交付ができなくなる可能性があるなど、市民サービスの維持が困難であることを訴える本提案に対し、情報連携で対応すべきという回答は、そもそも適切な回答となっていない。また、情報連携で懸念すべき点は、上記支障だけでなく、現行の情報連携システムの仕様では、被保険者名や被保険者記号番号を把握できない場合があることも挙げられる。

情報連携以外の資格情報確認手段であるマイナポータルの利用は、時間軽減にはつながらず、顔認証マイナカードではアクセスできない。また、紙の確認書等を使うことはマイナ保険証の普及を目指す国の方針には沿わないものであり、国はまず、マイナ保険証を活用した市民満足度の高い仕組みを整備することを第一とすべきである。

健康保険法等に定められた利用目的に当たらないという回答については、既に救急搬送でマイナ保険証を活用する取組みが検討されており、官民のオンライン資格確認システムの利用規約を改正する動きがある。現行法でできないとするのではなく、できるように法改正を検討していただきたい。

コスト面においても、救急搬送時や既存の資格確認限定型オンライン資格確認システムは、インターネット環境、カードリーダー、タブレットで運用できるため、マイナポータル導入時と同等であることが想定される。

オンライン資格確認を利用することは、マイナ保険証を自治体で提示した際に紙保険証と大差なくサービスを受けることを可能とし、マイナ保険証への信頼を高め、利便性を向上させるために必須であるため、本提案の実現に向けて積極的にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【札幌市】

子ども医療費助成をはじめとする医療費助成の対応者数は膨大であり、また、当市においては来所不要なオンライン申請を導入したところであるが、導入後も窓口に来庁し、その場で受給者証の交付を希望する申請者が多い実態がある。

現行の健康保険証の発行終了を機に、行政側の保険情報の確認を「情報連携」を基本とすることで、情報の確認に少なくとも 10 分程度の時間を要することとなり、市民が医療費助成の受給者証の受取が遅れるなどの不利益を被ることとなる。

そのため、国の責任において、オンライン資格確認等システムを自治体においても導入可能なものとし、情報を即座に確認できるよう措置を講ずるべきと考える。

【高槻市】

オンライン資格確認の自治体窓口における運用について、システム改修やアクセス用端末の整備、運用コスト等について、新たに自治体に負担が生じることは貴省の回答のとおりであるが、既に仕組みとして存在する番号法に基づく「情報連携」だけでは機能が十分ではなく、照会や回答までに時間を要していたり、照会先の加入保険や被保険者を特定するためには申請者へ聞き取りが必要だったり、現行の運用と比べても、市民と自治体職員双方に負担を強いることになる。その為、既存の仕組みとして存在する「オンライン資格確認」は、既に市民も慣れた方法で必要な被保険者情報をスムーズに把握できるため、自治体によっては負担以上の便益を享受することができると考える。

また、資格確認書や資格情報のお知らせの持参を住民に対して要求することは、被保険者証のマイナンバー化によって、住民はマイナンバー被保険者証と、紙媒体の資格確認書類の両方を管理しなければならないこととなり、住民からの理解を得られがたいことが想定される。

ついては、各自治体が地域の事情を考慮して、『オンライン資格確認』の導入を判断できるよう、必要な法改正と補助金の交付を検討されたい。

【特別区長会】

自治体負担が生じるということですが、業務の非効率化に伴う負担の方が上回ります。自治体の事務手続負担軽減の観点から、自治体版オンライン資格確認システムの導入を、検討の俎上に載せていただきたい。

当区においても国民健康保険の得喪等の手続きは「情報連携」を活用して行っている。一方で「オンライン資格確認システム」は医療機関等による医療保険情報の確認のためのシステムであることは理解しているが、医療機関や被保険者から問合せがあった際に「オンライン資格確認システム」でどのように表示されているのか各自治体では確認できないため、話が噛み合わずに対応に苦慮することがある。これらの対応にかかる所要時間と医療機関等で使用されている「オンライン資格確認システム」を新たに導入する経費を、比較するとある程度の金額であってもオンライン資格確認を導入する必要性はあると考える。このままでは、保険証廃止以降は情報連携が増加し、来庁する区民の方をはじめとし、多くの区民を相当お待たせすることになるため、マイナンバーカードの便利さよりも不便さが印象として残ってしまいかねない。このことから、各自治体の要望を真摯に受け止めていただき、自治体に「オンライン資格確認」のシステムを使用できるよう取り計らっていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

住民の医療保険情報の確認については、来所不要な行政手続の拡大など住民本人等の負担軽減の観点からも、既に仕組みとして存在する番号法に基づく「情報連携」を活用することが住民目線でも望ましいと考えています。当該情報連携については、より使いやすいものとなるよう、必要な改善を含め検討してまいります。

一方で、ご提案については、オンライン資格確認は、医療機関等による医療保険情報の確認のためのシステムであるため、自治体窓口における確認などに用いることは健康保険法等に定められた利用目的には当たらないですが、医療機関等以外の主体がオンライン資格確認等システムを用いることについては、情報連携での活用状況等も踏まえながら、どのような対応ができるか検討してまいります。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(22)(v)】【厚生労働省(52)(iii)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

市区町村における住民の医療保険の資格情報の確認方法については、市区町村の事務負担の軽減に資するよう、情報連携(19 条 9 号。以下この事項において同じ。)の改善について検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、情報連携の活用状況等を踏まえ、市区町村においてオンライ

ン資格確認等システムによる確認を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	36	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	36)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

「GビズID」の取得等に係る手続の簡素化

提案団体

山口県、山形県、津市、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

厚生労働省管轄の日本年金機構が提供する当月保険料額情報等は「オンライン事業所年金サービス」から受け取れるが、サービス利用に必要となるGビズ ID の取得について、地方自治体からの申請手続ではなく、サービス所管省庁が ID を必要とする事務又は課室毎に地方自治体に対しGビズ ID を付与するような仕組みとするなど地方自治体の手続を簡素化すること。
併せて、地方公共団体がGビズ ID のマイページへログインする方法については、ログイン毎に求められる職員のスマホを通じた2要素認証の省略又は属人的でない認証方法に変更すること。

具体的な支障事例

Gビズ ID の取得にあたっては、所属長個人の健康保険証(写し)や在職証明書を申請書とともに郵送にて提出する必要がある。
加えて、初期ログイン時は、2要素認証のため、職員個人の携帯電話番号やメールアドレス登録等が必要となる。
しかしながら、Gビズ ID 取得後も、人事異動があればアカウントの再申請や登録内容を変更する必要があるため、通常、2～3年で人事異動のある地方自治体にはそぐわない手法であり、簡素化を求める。
なお、保険料増減内訳書については、令和7年1月をもって、紙媒体での郵送は終了する旨通知されており、同サービスでの受領・確認が必須となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体のGビズ ID 取得に係る地方自治体の事務負担が軽減される。
具体的には、申請の際に課室長の健康保険証(写し)及び在職証明書の提出が不要となることや人事異動があった場合においても、gBizID に係る再度の申請(登録)が不要となることで、申請手続に係る地方自治体の負担を削減できる。

根拠法令等

G ビズ ID クイックマニュアルgBizID プライム編(府庁・地方公共団体職員用)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、茨城県、川崎市、熊本市

○増減内訳書の電子化に伴い、GビズIDの利用を試みたが、職員個人のスマートフォンが必須となるため、実現できなかった。現在も紙の増減内訳書を利用しており、目視で確認せざるを得ないため、毎月の事務負担が大きくなった。

各府省からの第1次回答

法人共通認証基盤(GビズID)は、法人・個人事業主が一つのアカウントで複数の行政サービスへログインできる認証機能を提供している基盤です。

アカウントについては、利用を希望する法人・個人事業主からの申請を受けて発行する設計としており、複数ある行政サービス側から法人・個人事業主に対してアカウントを付与することは制度設計上不合理でありそのような設計にはしていません。地方公共団体に発行するアカウントについても、法人・個人事業主と同様、利用を希望する際には地方公共団体側から申請書を提出いただいております。現状、地方公共団体からの申請については、申請書のみに対応となっておりますが、今後はオンラインでの申請に対応すべく検討を進めてまいります。

GビズIDは認証の基盤であることから、本人性の確認はサービスの根幹に関わる重要な要素となっております。そのため、法人・個人事業主のプライムアカウント発行に際しては、マイナンバーカードや印鑑証明書等による本人確認を必要としております。また、プライムアカウント・メンバーアカウントのマイページへのログイン(認証)に際しては、2要素認証を用いることで本人であることを担保しております。

法人・個人事業主の代表者については商業登記情報やマイナンバーカードの情報等を用いることで本人確認することが可能ですが、地方公共団体については同じ方法を用いることができないため、地方公共団体向けの確認方法で代表者の本人性を確認してプライムアカウントを発行しております。これは認証基盤たるGビズIDが本人性を担保するために必要な措置となります。

GビズIDは「オンライン事業所年金サービス」以外にも利用いただけるサービスであるため、引き続き連携先サービスの拡充につとめることで、利便性を向上させてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体からの申請について、今後はオンラインでの申請に対応すべく検討を進めるとされているが、その時期や本人確認書類の提出方法等を示されたい。併せて、次の事項について、前向きにご検討いただきたい。

- ・GビズIDの取得について、地方公共団体向けの本人確認は、アカウント利用者の在籍証明書と個人の健康保険証の写しの提出を義務付けているが、個人の健康保険証の写しでなければならない理由が不明であり、個人情報保護の観点からも適切とは言えないことから、本人確認の方法を再考されたい。また、アカウント利用者が人事異動により担当課等から異動した場合、新たにプライムアカウントの取得が必要となるが、当該アカウント取得に係る事務手続が煩雑であり、またアカウント取得後も別の事務手続を行わなければならないことから、年度当初の多忙な時期に行うのは困難であるため、地方公共団体については当該事務手続を見直されたい。
- ・2要素認証について、当県では各課に公用スマートフォンが配布されないことから、個人のスマートフォンを使用しているが、セキュリティや情報管理面についてのリスクが懸念されるところである。また、ワンタイムパスワード認証はセキュリティ上の観点から令和7年3月を目途に廃止し、スマートフォンアプリによる認証に変更される予定とされているが、当該認証方法について、セキュリティ確保等の観点から、スマートフォンだけでなく、地方公共団体が管理するパソコンでも認証が可能となる仕組みを検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方公共団体による G ビズ ID 取得申請のオンライン対応については、令和7年度中の実現を予定している。オンライン申請時の本人確認方法の詳細については検討段階であり定まっていないが、なるべく簡素な方法を検討してまいりたい。

地方公共団体においては、職員への公用携帯の配布が無い場合や、配布数が十分でない場合などそれぞれの事情により、SMS 認証を要する G ビズ ID へのログインが滞ったり、職員の私用端末で認証が代替されるなど、G ビズ ID の2要素認証に際して不便が発生していることは認識している。

2要素認証については、現在、アプリ認証とは別に、携帯端末に依存しない認証方法の追加について検討を始めているところ。当該機能は令和7年度中の実装を目指しており、地方公共団体が管理するパソコンでも認証可能とするなど、今後具体内容の検討を進めていく。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁】

(25) 法人共通認証基盤(G ビズ ID) 利用に関する事務

地方公共団体による法人共通認証基盤(G ビズ ID) の利用に関する事務については、地方公共団体において情報セキュリティを確保の上、その事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・地方公共団体によるアカウント取得申請については、令和7年度中にオンラインによる申請を可能とするとともに、オンライン申請時における簡便な身元確認方法を実装し、地方公共団体に周知する。
- ・ログイン時における本人確認については、ID・パスワードの確認に加え、電子メールによるワンタイムパスワード送信等を行う方法等の地方公共団体の実情に応じた手段について検討し、令和7年度中に実装の上、地方公共団体に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	40-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	40)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止

提案団体

秋田県、栃木県、全国知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保健師・助産師・看護師免許の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と免許を受ける者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を推進するとともに、都道府県の経由事務を廃止する。併せて、依然存置される紙申請の場合についても、都道府県経由事務を廃止する。

具体的な支障事例

現在、都道府県で申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省へ進達しているが、事務作業に大きな労力を費やしている。
また、厚生労働省に申請書類が到達し、申請に対して許可された日をもって看護師籍への登録となるため、大量の申請書類が集中する時期には、書類の確認および進達に係る作業に時間を要し、厚生労働省への到達が遅れ、看護師籍への登録が遅れるなど、免許を受ける者に不利益を与えることがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請書類は住所地の都道府県を経由して厚生労働省へ提出するため、タイムラグが発生し、看護師籍への登録に時間がかかることから、都道府県が書類を受理した日で看護師籍への登録として欲しいとの要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を進め、都道府県の経由事務を廃止することで、都道府県事務が大幅に省力化される。
また、申請から到達までのタイムラグがなくなるため、免許証交付の迅速化につながり、早期の免許を望む申請者の利益となる。

根拠法令等

保健師助産師看護師法施行令第1条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、長野県、岐阜県、寝屋川市、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、久留米市、熊本市

○オンライン申請を従来の紙と同様の事務の方法で進めると、都道府県が閉庁している場合等に、チェックが止まってしまうことになる。これでは、いつでも申請を行えるオンライン申請の恩恵を享受できない。加えて、厚生労働省への到達が遅れることになり、申請者の不利益につながる恐れがある。オンライン申請が申請者から国へ直接行われる場合、申請から到達までに時間がかからず、看護師籍等の登録が速やかに行われることで、申請者及び申請者が勤める医療機関等の利益につながるため、オンライン申請の活用が促進される。また、免許の経由にかかるチェック業務には、多くの時間と人員を割いているため、都道府県事務の省力化に大きく貢献する。

○提案に加え、書類の不足や誤りがあった場合に、厚生労働省から都道府県を経由して本人に修正を依頼しており、これに大きな労力と時間を要する。

○県で申請書類の確認を行い、厚生労働省への進達に至るまで、不備の修正等に多大な時間を要している。特に、年度末の試験合格発表日後には申請が殺到し、厚生労働省への進達が遅くなり、免許の発行が遅れることがある。

○個人からの免許申請状況に関する問い合わせ等についても、都道府県が間に入ることで、時間もかかり、手間も増えることから、オンライン申請等システムを構築し都道府県の経由事務廃止が望ましい。

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、看護師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。

オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。

なお、看護師等の免許証の到達が遅れることによる申請者への不利益が生じないようにする配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の看護師等免許の新規申請件数は年間約400件で、その大部分が3月下旬に集中しているほか、書換等の手続きも250件程度あり、事務負担が非常に大きい。オンライン化でこれらの事務負担の一部が軽減されるのお考えであるが、オンライン化後も都道府県経由事務が存続すれば、従来どおり申請内容の不備への修正対応等の確認作業など、事務負担が重い業務が引き続き県に残るおそれがあることを懸念する。むしろ、紙による申請とオンライン申請の両方に対応しなければならないため、異なる事務処理が必要となり、負担が増えることも懸念される。

また、申請者の不利益については、申請行為が都道府県を経由することに時間を要するため、登録が遅れることによる登録済証明書等の発行の遅延など、免許証交付の遅れ以外の不利益が生じると見込まれる。

よって、事務の効率化と申請者の不利益回避を図るため、オンライン化に当たっては、紙申請とオンライン申請のいずれの場合にも「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【墨田区】

システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。
地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

各府省からの第2次回答

保健師・助産師・看護師免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところ
です。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)
各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	40-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	64)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、岐阜県、大阪府

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等の紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

具体的な支障事例

令和6年度に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムを構築し、「国家資格登録手続き等のオンライン化」及び「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

医師免許等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、保健所への来所や紙書類の提出が不要となる。しかし、医師等の免許について、令和6年1月24日に、オンラインによる申請等が行われる場合には、国家資格等情報連携・活用システムを使用した審査等を、紙の場合と同様に都道府県経由で行うことを想定しているとの連絡があった。

保健所は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来るよう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。

また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等のオンライン申請の事務の流れは、「紙の場合と同様」とすることなく、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- 業務従事までの期間短縮 早く業務に従事できるよう、申請者本人のみならず勤務先からも免許登録済みかとの問合せが多い。
- 窓口に行く負担の軽減 申請者からは開庁時間に保健所窓口に行くことが就業等で負担であるとの意見がしばしば寄せられる。
- 携帯できる免許の要望 埼玉県調理師会から調理師免許を紙ではなく、運転免許証のようにいつも携帯できるような形態にして利便性を向上してほしいとの要望が出された。大臣免許・知事免許を問わず、免許紛失時の

再発行が、デジタル資格者証が原本となれば発生しなくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県民の来庁負担の軽減、電子証明書化によるペーパーレス、手続削減につながる。業務に従事できるようになる期間の短縮も期待される。

根拠法令等

例) 医師免許
医師法第6条第2項
医師法施行令第3条、第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項、第9条第5項並びに第10条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、川崎市、長野県、寝屋川市、兵庫県、広島市、山口県、徳島県、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

各府省からの第1次回答

(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、医師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。
オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。
医師等の免許証の授受にかかる来庁の負担に対する配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。
(2) デジタル庁において開発・構築を行っている国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能を設けることとしている。これは、名簿情報を基にマイナポータル上で資格情報を表示しないしは、電子媒体の形式で出力するものであり、改ざん検知を可能とする仕組みも組み込むこととしている。
デジタル資格者証については、厚生労働省において、原本所持の代替手段等としての積極的な活用に向けた対応を検討し、また、デジタル庁において、各資格の実情を踏まえた機能改善の実施について、検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) オンライン化により、都道府県事務の負担が軽減されるのお見込みであるが、現時点で厚生労働省から示されている医師等の免許証のオンライン申請では、申請者に対して免許証発行のお知らせをする機能や現在窓口で徴収している郵券に代わる郵送料を徴収する機能が実装されないなど負担軽減とは言えない。むしろ都道府県においては紙申請とオンライン申請の両方に対応する必要があり、事務及び費用面の負担は増える見込みである。これらの負担がいずれも紙の免許証を都道府県を経由して交付することにより生じているものであるからこそ、都道府県の経由事務を廃して国が申請者に対して免許証を直送するよう提案している。慎重に検討されるのであれば、都道府県が必要とする機能の実装等の必要な調整が行われるまではオンライン申請の開始時期を延期いただき、必要な措置等が行われないのであれば検討期間中は都道府県が行う経由事務を厚生局等において担当いただきたい。
なお、来庁の負担に対する配慮として挙げている登録済証明書のオンライン発行及び紙申請書への添付によるはがき発行は、免許証交付までの間の資格証明のための措置であり、免許証の授受に係る来庁は必要となることから配慮とはならない。また、国が申請者に対して免許証を直送すれば、都道府県を経由する期間が短縮さ

れるため、登録済証明書の発行といった措置の必要性が下がることを申し添える。

(2)上記(1)に関する第1次回答の不十分さは、電子証明書を免許証原本とする検討が進んでいないことがその一因であると思料する。提案内容の実現を図るべく、厚生労働省及びデジタル庁における検討を早急に進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

厚生労働省の説明会資料では、「国家資格システムの申請の場合、郵送交付の切手代について、各都道府県毎に手数料を設定出来る機能を具備していないため対応不可」とあり、厚生労働省からはオンライン申請については郵送交付を行わないなど、都道府県の判断において適正に運用していただきたいとの回答があった。

つまり、申請者はオンライン申請の場合は免許証を窓口に取り取りに行かねばならず、紙申請の場合は来庁せずに郵送での受け取りが可能ということになる。経由事務の負担軽減が期待できないばかりでなく、申請者の負担軽減にもほど遠い状況となっている。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなることから、オンラインで完結する免許交付の方策をご検討いただきたい。

【墨田区】

(1)システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、登録済証明書発行は医師等免許証交付と別の事務であり、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

(1)国家資格等のオンラインでの登録申請については、事務の一部をオンライン化しても、申請者の負担軽減は大きくなく、一方で、保健所や都道府県は既存の紙申請書への対応に加え、電子申請にも対応する必要がある、かえって事務負担が増え苦慮している。従って、自治体からの実務上の課題などを反映させた、実効性のあるオンライン化の推進、システムの効率的な活用を図る観点から、オンライン化を進める必要があるという意見が寄せられている。

(2)デジタル資格証については、病院監視時の医師免許確認等での利用も視野に自治体がシステム上で有資格者を確認できるようにしていただきたいとの意見も寄せられている。

各府省からの第2次回答

(1)医師等免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところです。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

(2)現行制度下においては、各資格の根拠法規の解釈において、免許証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、法令上、「デジタル資格者証」を紙の免許証と同一の位置づけとすることができるのか等、国家資格システムにおける機能の実装状況等も踏まえて慎重に検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(2)】【厚生労働省(13)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)、認定証明書(死体解剖保存法4条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。

4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】

医師法(昭 23 法 201)、歯科医師法(昭 23 法 202)、保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、死体解剖保存法(昭 24 法 204)、診療放射線技師法(昭 26 法 226)、歯科技工士法(昭 30 法 168)、臨床検査技師等に関する法律(昭 33 法 76)、理学療法士及び作業療法士法(昭 40 法 137)及び視能訓練士法(昭 46 法 64)

各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(16)】

准看護師の登録事項の変更(施行令3条3項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。

4【デジタル庁(5)】【厚生労働省(21)】

精神保健指定医の指定のための申請等(施行令2条の2から2条の2の5)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	49	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	49)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化

提案団体

山梨県、全国知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、全国統一のオンラインシステム等により、事業者が複数の都道府県等に一括して提出できる仕組みを構築すること。

具体的な支障事例

事業者が行う産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業(特に収集運搬業)に係る変更の届出については、変更の度に、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事等に提出することとなっている。事業者の多くが複数の都道府県等において許可を取得しており、同じ内容の届出を各都道府県等に個別で提出することが事業者にとって負担となっている。

当県本庁(県外の事業者分の変更届出の窓口)における令和3～5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、毎年、収集運搬業 1,370 件以上、処分業 70 件以上 となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者における手続の煩雑さの解消だけでなく、各都道府県等における文書收受や処理の事務負担が軽減される。

制度改正により以下の懸念がある。

法令では、変更の届出に添付する書類が一部規定されておらず、各都道府県等において定めていることから、各都道府県等ごとに異なる取り扱いとなっている。本制度改正を行う場合、添付書類の全国的な統一が必要であるため、法令改正等が望まれる。また、添付書類として、住民票の写し等原本の添付が必要な書類があり、その原本確認も必要となる。原本確認については、ワンストップで受理する機関で行う必要がある。

都道府県等によっては、変更許可申請(法第 14 条の2、法第 14 条の5)となるか、変更の届出(法第 14 条の2 第 3 項、法第 14 条の5第 3 項)となるかの判断が分かれている場合があるため、本制度改正を行う場合は、各自治体の状況を鑑みながら、全国的な統一を行うか、対象となる届出を選定するなどの対応が必要である。

一部の都道府県等にのみ変更の届出が必要な場合、該当する都道府県等のみに変更の届出が提出されるよう仕組みを整備する必要がある。

各自治体で独自にシステム運用をしている場合があるので、各自治体の状況も鑑みた上で本制度改正を行う必要がある。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項、第14条の5第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、岡山県、山口県

○車両及び船舶の変更、取扱品目の一部廃止、都道府県内廃掃法政令市における積替保管許可取得又は廃止、政令使用人の変更以外の項目については、全国で共通の内容となるため、一括手続に適していると考え

る。
○同じ内容の届出を自治体ごとに個別で提出する必要があり、他自治体で提出されていても、同じ内容の届出を提出するよう指示しており、事業者から申請の簡略化を求められる場合もある。

○提案と同様の内容を求めるが、添付書類等については個々の自治体で柔軟な運用ができる機能を持ったシステムが良いと考える。

○当県本庁における令和5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、2,800件以上となっており、役員の変更や車両に係る変更届出に関しては、ワンストップ化による事業者負担の軽減は一定の効果が見込まれ、また、当県においては事務負担の軽減が想定される。

各府省からの第1次回答

第14条の2に規定する産業廃棄物処理業の変更の許可等に係る事務は法定受託事務であり、その提出書類の範囲、様式の決定等については各都道府県に委任されている。

なお、産業廃棄物に係る行政手続については、デジタル庁がe-Govによる地方公共団体への申請・届出等について対応を進めていることを踏まえ、まず国の手続の一部についてシステム構築を行い、令和7年度中のサービス開始を目指している。地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進めるe-Govの地方公共団体対応に合わせ、検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業廃棄物処理業の変更届出のうち①氏名又は名称、②役員、③車両の変更に関するものは、許可を付与している全自治体に対し行われ、かつ、規則第10条の10第3項で添付を求めている客観的資料（登記事項証明書等）によりその適正性が判断されるものであり、加えて②③に係るものは変更届出数に占める割合も高くシステム構築による事務負担軽減の効果が大きいことから、早期の実現のため、スケジュールを示したうえでの検討を行っていただきたい。

なお、それ以外の変更届出については、その内容に応じ各都道府県等によって添付書類が異なる場合があり、現時点で全ての変更届出に対応できるオンラインシステム等を構築するには課題が多いが、令和5年6月1日規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」において様式の統一が求められているところであり、オンラインシステム利用による事務負担軽減のため、可能な限り同一の添付書類となるよう、検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。

地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

各府省からの第2次回答

御指摘のとおり、申請・届出様式については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項等においてその様式を規定している。自治体に対しては、当該規則様式の使用を遵守するよう、既に全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等の機会を捉えて周知し、理解・協力を求めてきたところ。地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進めるe-Govの地方公共団体対応に合わせ、検討していきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(18)(ii)】【環境省(5)(iii)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

産業廃棄物処理業の変更の届出(14条の2第3項)及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出(14条の5第3項)については、複数の都道府県及び政令で定める市(施行令27条1項)への一括提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請サービス)を改修する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	50	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	50)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

転入届等の署名について電子サインによることを可能とすること

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

転入届を受け付ける窓口「書かないワンストップ窓口」システムを導入する際、法令等で求められる届出者の署名について、当該システム上での電子ペンによる署名など電子サインによることを認めること。

具体的には、住民基本台帳法施行規則第 52 条第 1 項の「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合」の対象から住民基本台帳法第 22 条第 1 項の届出(転入届)を外すことで、転入届を「書かないワンストップ窓口」システム上で完結できるようにするとともに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 4 項に規定する「氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるもの」として、電子ペンでの署名など電子サインを認めること。

また、住民基本台帳法第四章及び第四章の三に定める各種届出における署名についても、電子ペンでの署名など電子サインによることを認めること。

具体的な支障事例

住民基本台帳法第 22 条第 1 項に基づく転入届は、同法第 27 条により書面で行うことが義務付けられており、住民基本台帳法施行令第 26 条により、当該届出の任に当たっている者の署名が義務付けられている。また、転入届は、住民基本台帳法施行規則第 52 条第 1 項により、「対面により本人確認をする必要があり、かつ、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合」に該当するものとされており、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項によりオンラインで手続を完結させることができない。

届出者の利便性向上の手法として「書かないワンストップ窓口」システムの導入がデジタル庁により推奨されているが、当該システムを導入して届出者による手書き箇所を削減したとしても、現行では、書面への署名義務付け規定のために、システムから届出書様式を紙で出力し、届出者に手書きで署名を求める必要がある。「書かないワンストップ窓口」システムは、届出者の利便性向上に加えてペーパーレス化の目的もあると考えるが、転入届の手続については、書面への署名が必要であるために、ペーパーレス化が実現できない状況にある。

なお、その他住民基本台帳法第四章及び第四章の三に定める各種届出においても、同様の状況である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

システム上での電子ペンでの署名が認められることで、届出を「書かないワンストップ窓口」システム上で完結させることができるようになり、行政のペーパーレス化に寄与する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 22 条、第 27 条第 1 項
住民基本台帳法施行令第 26 条
住民基本台帳法施行規則第 52 条第 1 項
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条
総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 13 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、上田市、豊橋市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、朝来市、安来市、東温市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○将来的により先進的な「書かない窓口」システムを導入する場合、支障となる可能性がある。
○電子署名については問題が複数あると考えているが、書かない窓口という観点から、ペンタブレットなどによる署名だけではなく、マイナンバーカードの署名用電子証明書を窓口申請で利用できるようにすることも検討していただきたい。
○当市においても書かない窓口の実現を目指しているが、住民基本台帳法 27 条で住民異動届出を書面を行うことが規定されているため、手続きをデジタルで完結できないことで紙ベースとデータの二重保管になるなど、効率的ではないため、改正の必要性があると考え。
○署名以外はすべてデジタルでペーパーレスで手続きができるにも関わらず、最後に帳票を紙で出力し、署名をしていただく状況になっており、完全なデジタル化とは言えない運用となっている。

各府省からの第 1 次回答

他制度の届出や申請において電子ペンによるサインを署名として認めているかどうかの現状を把握した上で、住民基本台帳法に基づく届出について、電子ペンによるサインを署名として認めることが可能かどうか検討を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 6 年 4 月 24 日付けで改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画【第 3.0 版】」では、「自治体フロントヤード改革の推進」が「自治体 DX の重点取組事項」に掲げられている。さらに、同年 6 月 21 日付けで閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、重点課題に対応するための重点的な取組として、引越し手続について、「引き続き、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な取組を行う」とされており、本件は紙の使用を削減し効率化に資する提案であることから、関係府省におかれては本件をデジタル化推進のリーディング・ケースとしていただく視点で早期にご検討いただき、地方自治体にご見解を示されたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づく転入届等における署名に電子ペンによるサインを含めることの可否については、電子ペンによるサインが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 第 3 条第 6 項に定める署名等、又は総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 (平成 15 年総務省令第 48 号) 第 13 条において署名に代えることができる措置として定める、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成 12 年法律第 102 号) 第 2 条第 1 項に規定する電子署名に該当するかどうかを、これらの法律の所管省庁に確認の上、令和 6 年度中を目途に検討を行う。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(15)(i)】【総務省(12)(iv)】

住民基本台帳法(昭42法81)

住民基本台帳法に基づく届出等への署名については、令和6年度中に省令を改正し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)6条4項に基づき、対面で届出者等の本人確認を行った上で、窓口に設置された電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法により代替できることを明確化する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	51	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	51)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

住民票の写し等の各種証明書について、住民の利便性の向上、行政の効率化等の観点から、電子的な交付が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

具体的な支障事例

住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっている。

中核市のうち、年間約 50 万通の証明書を窓口で発行している市がある。今後の行財政を維持する上で、証明書の発行件数を減少させることは不可欠であり、コンビニ交付の活用を進めているところであるが、窓口での証明書発行件数は依然として高い水準にある。

また、郵送での交付の場合、郵便料金は住民負担としており、今秋に予定されている郵便料金値上げにより住民の負担増が避けられない状況となっている。

こうした観点から、各種証明書の電子的な交付は不可欠であると考えており、真正性やセキュリティの担保も含めて関係府省において適切な措置を講じていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性向上】

- ・窓口やコンビニに出向かずに、各種証明書を容易に入手することが可能となる。
- ・郵送の場合に生じる申請から受領までのタイムラグを小さくすることが可能となる。
- ・今秋に予定されている郵便料金値上げによる住民負担の増を回避することができる。

【行政の効率化】

- ・窓口での証明書発行業務や郵便申請における各種証明書の印刷・封入、定額小為替の集計等の作業に係る負担が軽減される。

【社会全体のデジタル化】

- ・各種証明書が紙で発行されることがデジタル完結のボトルネックとなっていることから、電子的な交付が実現することで社会全体の更なるデジタル化が進む。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条、第 12 条の2、第 15 条の4、第 20 条、第 21 条の3
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等(委任された政省令を含む。)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、八戸市、花巻市、郡山市、白河市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、特別区長会

○【住民の利便性向上】

郵送の場合に生じる定額小為替の購入手数料の値上げ(平成 19 年 10 月に 10 円→100 円, 令和4年1月に 100 円→200 円)による住民負担の増を回避することができる。

【行政の効率化】

郵便申請における定額小為替の両替の負担軽減

○当市では窓口(委託先含む)、マイナンバーカードを使つてのコンビニ交付が主な証明発行窓口であるが、いずれも利用時間が限られていること、窓口に出向く必要があることから仕事のため時間の都合がつかない、高齢者で窓口に行くことが難しいといった相談があり委任状による案内や郵送の案内をしている。電子的な証明の交付が可能となればそうした対応にかかる事務を削減でき、住民側も利便性が大きく改善され则认为る。

○当市では、コンビニ交付も含め 90,000 件超の住民票の写し等の証明書を発行している。マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付も可能であるが、窓口での発行件数も依然として多い。また、郵送での交付の場合、今後に予定されている郵便料金の値上げ等により請求者の負担は増加する。以上のことから各種証明書の電子的な交付は事務の効率化を図るためにも必要である。

○住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっているが、コンビニ交付は一定利便性は向上しているものの、未だ窓口や郵送での証明書交付でしか対応できないものも多く、行政、市民双方に負担がある。

各種証明書の電子的な交付は不可欠である则认为る。

各府省からの第 1 次回答

住民票の写し等については、主に住民票記載の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)が必要な公的機関や民間企業に提出するために、取得しているものと考えられるが、4情報については、公的機関については住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、民間企業についてはマイナンバーカードの利用により、取得が可能となっているため、これらの利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能と考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答には、「住民基本台帳ネットワークシステム…マイナンバーカード…の利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能」とあるが、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務は住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の別表第2の下欄及び別表第4の下欄に規定されたものだけであり、利用場面が限定的であることに加え、犯罪収益移転防止法(平成 19 年法律第 22 号)に基づく本人確認においてマイナンバーカードを利用している民間企業でも、その他の手続では住民票の写し等(世帯構成員に関する情報を含む。)を求めている例があるなど、現行法令の下で住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーカードの利用拡大に係る策を講じたところで、住民票の写し等の交付件数の削減効果は限定的であると考えられる。

本提案は、こうした課題を抜本的に解消する観点から、住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付が可能となるよう所要の制度整備等を求めるものであるが、第1次回答には電子的な交付に関する具体的な見解等が全く記載されていない。交付件数が比較的多い公的な証明書の中でも、戸籍謄本等や各種税証明については電子的な交付が一部可能となるよう法令上も措置されている一方で、住民票の写し等が措置されていないのはいかなる根拠や理由によるものなのかについて説明いただくことは本提案に関する議論を行う上での前提であり、そうした説明を欠いた今回の回答は当会として到底納得のできるものではなく、畢竟、住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を求め続けるほかない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

まずは、官民における住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーカードの利用による住民票記載の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）のオンライン取得を促進し、住民票の写し等の交付件数の削減に取り組む。特に、既に住基ネットを利用可能となっている事務については、各機関に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。その上で、住民票の写し等の電子的交付については、各種公的証明書における電子的交付の状況を踏まえ、改ざん防止措置の確実な実施やセキュリティの適切な確保等の技術的な課題、費用対効果等の観点を含め検討を行う。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(15)(ii)】【総務省(12)(viii)】

住民基本台帳法(昭42法81)

住民票の写し等の交付(12条から12条の4)については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステム(以下この事項において「住基ネット」という。)や個人番号カードの活用による基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)のオンライン取得を促進する。特に、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。その上で、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	54	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	54)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取消機能の追加等

提案団体

指定都市市長会、宮城県、角田市、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

市区町村の住民基本台帳システム上の誤入力により、マイナンバーカード等が自動失効となった場合に、地方公共団体情報システム機構が管理する個人番号カード管理システム及び公的個人認証システム上に、市区町村が自ら住基ネット接続端末を操作する方法又は市区町村から当該機構に処理依頼する方法により『失効の取消』か『失効状態からの回復』の処理を可能とする機能を設けること。または、誤入力により失効となることを未然に防ぐため、システムの複層チェックが可能となるよう、住民基本台帳システムの機能改善を行うこと。

具体的な支障事例

マイナンバーカードについては、本人の死亡時や国外転出時などには、各市区町村での住民異動情報の入力に連動し自動的に失効される仕組みが構築されており、その仕組みが不正利用防止等のセキュリティ対策ともなっている。

しかしながら、当該自動失効機能には取消機能や回復機能が備わっていないため、市区町村における誤入力によりマイナンバーカードが自動失効された場合であっても、本人が所持し使用しているカードは使用できなくなるため、再度のカード発行申請手続が必要になり、新しいカードが本人に届くまでは、本人がカードを使用できない状態となってしまう。

市区町村では、このような事態を招かないよう、細心の注意で確認も行いながら、住民異動情報の入力を行っているところであるが、完全に防止できるものではなく、発生した場合は、本人に謝罪・説明を行い、理解を得たうえで、速やかな再発行手続を行うことで対応している。また、最近、マイナンバーカードの普及が進んだことで、このような事態に至るケースも全国的に起きていることから、国からの住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(令和5年 11 月8日付総務省自治行政局長通知)等も発出されているところである。

現在、マイナンバーカードを日常的に利用する場面は想定されていないが、今後、保険証や免許証との一体化等の利用場面が増大してきた場合、たとえレアケースだとしても、そのような事態を発生させた場合の本人の被害は大きいものとなり、マイナンバーカード制度に対する市民の信頼の失墜に繋がる恐れがあるため、誤りをカバーする仕組みの導入が必要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

職員側の誤処理が発生した場合に、市民がマイナンバーカードに再申請を行う手間が発生している。

また、確定申告やコンビニ交付による証明書取得等が新たにカードを取得するまでの期間に行えないため、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

誤入力があった場合でも、再発行の手続は不要で所持カードの継続使用が可能となるため、誤入力対象者の被害は極めて限定（自動失効から取消反映までの間の電子的な処理が不可状態）される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 6 項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 14 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、いわき市、白河市、茨城県、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、亀岡市、大阪市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、高知県、大牟田市、熊本市、大分市

○時間が経って発覚することも多く、今後カードの特急発行や、更新期間の延長などもあるため、当該事象についても検討していただきたい。

○住民異動情報の入力時に細心の注意を払いながらも、ヒューマンエラーにより誤入力が生じており、それにより、所有していたマイナンバーカードが自動失効となり、再申請を余儀なくされている。市町村の誤りにより、市民が再申請、再受取の労力、時間を強いることになっている。

○当市の場合、住民異動とマイナンバーカードが違う窓口で行われており、住民異動の誤入力が発生していたが、マイナンバーカードの窓口に来られずに退庁してしまい数か月後に判明した事例があった。当市の責任ではあるが、経緯の説明と、謝罪しかできず、結局は再交付申請となり非のない市民にかなりの不便をかけることになった。そのため回復機能等の仕組みを導入する必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答

住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取り消し機能の追加等については、次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。
また、住民基本台帳システム上の誤入力等により本人の責に因らずマイナンバーカードが失効してしまった住民については、特急発行の対象とすることも含めて当該住民の不利益を最小限にする方向で検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案については、誤入力の発生を前提としたシステムの機能設計がされていないことに起因するものであるが、急速に進んだマイナンバーカードの普及によって、より顕在化したものと思料される。今後、健康保険証や運転免許証との一体化を考慮した場合、特急発行の対象とすることだけでは本人の手続き負担は解消されないことから、速やかなシステム改修対応もしくは、J-LIS への失効状態の取消・回復の処理依頼による対応が望ましい。

本提案の実現は、マイナンバー制度への住民の信頼に関係するものであることから、積極的に検討を進めていただき、早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取り消し機能の追加等については、次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。

なお、住民基本台帳システム上の誤入力等により本人の責に因らずマイナンバーカードが失効してしまった住民については、特急発行の対象とすることとし、関係法令の改正案について、パブリックコメントを実施したところ。申請者の負担軽減策については引き続き検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(22)(iii)】【総務省(23)(iv)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る対応については、以下のとおりとする。

・住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る取消機能の追加等については、次期個人番号カードに係るシステム構築の中で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・当面の措置として、住民基本台帳システムへの誤入力等により本人の責によらず個人番号カードが失効した住民については、当該住民の負担軽減のため、個人番号カードを申請から1週間以内で交付できる特急発行の対象とした。

[措置済み(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第18号))]

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	56-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	79)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 29 条に基づく資産調査に係る預貯金照会システムの構築等

提案団体

仙台市、札幌市、岩手県、宮城県、角田市、多賀城市、富谷市、山形県、福島県、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、宮城県後期高齢者医療広域連合
--

制度の所管・関係府省

金融庁、デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法(以下、法)第 29 条に基づく資産調査(以下、本調査)について、適切かつ円滑な調査を実施するため、以下の措置を講ずることを求める。 ○本調査に係る銀行等の金融機関からの報告を義務付ける又は、協力を要請する明確な規定を設けるとともに、用紙代及び照会手数料の負担先を明示した通知を発出すること。 ○マイナンバーを活用するといった全国共通の預貯金照会システム(以下、システム)を構築する等、本調査に係る行政の効率化等を図るための仕組みづくりを行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】 生活保護は、法第4条に規定する「保護の補正性原理」に基づき行われるものであり、本調査は、生活保護の申請者や受給者等が規定要件を満たしているか否かを確認することを主な目的として実施している。 法第 29 条第1項においては、「官公署、日本年金機構若しくは(略)共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」旨規定されているが、同条第2項において、「官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、(略)保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする」との規定がある一方で、「銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人」からの報告については規定がない。 また、本調査に要する費用については、返信用封筒(切手貼付)代が福祉事務所の負担とする旨の通知が発出されている一方で、回答に要する用紙代や手数料の負担先に係る通知が発出されていないため、自治体ごとの対応にばらつきが生じている。 【支障事例】 本調査は調査票を紙で出力し、銀行や生命保険会社等へ送付することで報告を得るものであるが、昨今、銀行への本調査を行うにあたり、報告の条件として、用紙代・手数料の請求又はシステムの導入を要求され、要求を満たすことが出来ない場合は報告を拒否するといった事例が増加しており、適切な資産把握に支障をきたしている状況である。 システムについては数社から既に市販されているが、そのいずれについても、登録先銀行について全銀行が網羅されていない、銀行と並び主要な調査先である生命保険会社の登録がほぼない等、調査の実効性・費用対効果が高いとは言えず、本市においては、これまでに導入を検討したことはあるものの、見送った経緯がある。
--

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本調査が、金融機関等との間で円滑に実施可能となり、法第4条に規定する「保護の補足性原理」の観点から、制度のより一層の適正化が図られることとなる。

また、マイナンバーを活用するといった全国共通のシステムを構築する等の仕組みができることで、自治体及び金融機関等双方の事務負担が軽減されるほか、短期間での調査が可能となり、迅速な資産把握が図られる。

根拠法令等

生活保護法第4条、第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、新発田市、豊橋市、半田市、刈谷市、小牧市、茨木市、交野市、兵庫県、高知県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護制度が法定受託事務であり、本内容については国が統一的制度を作るべき主旨に賛同する。

○当市においても、以下の観点から改善の必要性があると考える。

・旧来型通帳の発行手数料等が発生する金融機関の増加に伴い、いわゆる Web 通帳を利用する要保護者が増加しており、これらの者から通帳の記載内容（取引履歴）の写しを提出させることが難しくなっている。

・年1回、被保護者に資産申告を求める際に預貯金額の記入と挙証資料として通帳の提出を求めている。その際に、ATM の統廃合や被保護者の体調不良等の理由により、長い期間にわたって通帳記入ができず、合算額が記帳される場合がある。この場合に個別に預貯金照会を実施しているが、事務負担が大きい。また、被保護者についても年1回の通帳の提出が負担となっており、預貯金照会システムが整備されることでこれらの負担軽減につながる。

・資産や収入の未申告による不正受給対策として、迅速な資産収入状況の調査実施が求められる。

○生活保護申請者、受給者への預貯金調査について、調査先の選定、調査用紙の発行、郵送、回答結果の確認等による事務負担が大きいことから、一括照会、電子データでの照会、回答受理等による事務の簡素化が求められる。

○マイナンバーを活用した全国共通のシステムを構築できれば、自治体及び金融機関等双方の事務負担が軽減されるほか、短期間での調査が可能となり、迅速な資産把握が図られる。また、調査費用の縮減も期待できる。

○当市でも同様の課題を抱えており、全国共通の照会システムが構築されれば、事務の効率化が図られる。

○一部の地方銀行において、紙面での照会に関しこれまでの手数料を大幅に改定し、ウェブ照会を促すような状況がある。そのため、システムの導入を行ったものの、一部の金融機関のみの使用であり、ウェブ照会と紙面での照会が混在している状況である。2通りの作業が必要となっており、職員の事務負担も大きく、また近年のネット銀行等の普及に伴い、確実な資産の調査を実施する必要性は強く感じる。

○当市においても、調査料未払いにより回答を拒否されるなどし、保護の適切な決定実施に支障を来している。

○当市では、預貯金等照会システム（DAIS）を利用し、管内における銀行等の金融機関等への調査はほぼ網羅できており、資産調査としての実効性が上がっている状況であるが、DAIS を利用できない金融機関等への調査は回答用紙を封入したうえでやっている。金融機関への統一した対応を明示した通知やマイナンバー活用した仕組みがあれば、より効果的になると思われる。なお、当市では、R5 の生活保護申請件数 259 件、R5 の DAIS 利用件数 3,863 件となっている。

○現在、第29条調査を行う際は、対象世帯員の転居・改姓の情報をマイナンバーに拠らずに戸籍調査によって収集し、銀行及び生命保険会社へ書面で郵送にて照会を行っている。そのため、迅速な調査ができず、調査が終了するまでに数か月要する場合があり、資産の活用による保護世帯の自立の妨げの一員となっている。また、銀行により調査様式が違ふこと、調査料金の有無があることなどが事務及び経費負担となっている。

○銀行によっては高額な手数料を請求されることで必要最小限の調査に留め、調査を控える場合もある。銀行口座とマイナンバーとの紐づけは国の主導によりシステム構築されることを期待する。法第29条調査権において官公庁、日本年金機構は速やかに資料提供する義務がある反面、金融機関、保険会社へは協力を求めると

いう福祉事務所側のスタンスになっている。今後、報告に強制力を課した法改正が必要と考える。
○当県も提案自治体と同様の状況が発生している。全国共通で照会・回答が行えるシステム構築が行えると、金融機関、自治体双方において、効率的に照会事務が行え、保護の新規開始決定の事務処理日数の削減が図られる。

各府省からの第1次回答

金融機関の預貯金調査については、現状において直ちに全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービスが提供されており、一部の自治体において当該サービスを利用している状況があると承知している。
引き続き、当該サービスの活用状況や効果を把握することにより、電子化の推進を含め効果的・効率的な預貯金調査の実施について今後の検討の参考としてまいりたい。
また、生活保護法第29条に基づく預貯金調査について、金融機関に対する報告義務を設けること等については困難と考えているが、引き続き、金融機関及び関係団体に対して調査にご協力いただけるようお願いしてまいりたい。
番号利用法に基づく情報提供ネットワークサービスを用いた情報連携については、原則として行政機関を利用機関と想定しているものであり、民間金融機関を含めることのできる形になっていないことから、上記預貯金調査の電子化と同様に直ちに照会を可能にすることは困難であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

金融機関に対する預貯金の照会システムの構築については、令和元年度より「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、取り組んできたものと承知している。また、デジタル庁がまとめた「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」においても、生活保護法第29条第1項に基づく「要保護者等に関する資料提供等」がオンライン化対象手続に位置づけられており、取り組むべき課題といえる。全国共通の照会システムの構築が直ちには困難であるということであれば、システムの導入に向けた今後のスケジュールを示されたい。全国各自治体は国からの委託を受けて生活保護制度の運営を行っており、その事務の一環として生活保護法第29条に基づく資産調査があるため、携わる職員一人一人の負担軽減や業務効率化を図る観点からも、システム導入を推進していただくようお願いする。
また、金融機関等からの報告については、適切な生活保護制度を運営する上で欠かせないものであるため、報告義務の規定を設けないことによる回答拒否が行われないようにしていただきたい。金融機関等に対して調査に協力するよう依頼いただけるとのことなので、具体的な取組内容やスケジュールを示されたい。
なお、調査に係る回答に際して、金融機関より請求される用紙代及び照会手数料の負担先に関する通知の発出について言及がない。全自治体が関係する話であるにも関わらず、その負担先が統一されていないことは、関係機関の混乱を招く恐れがあるため、行政機関と金融機関のどちらが負担すべき費用なのか整理すべきものだと考える。したがって、機関同士による個別に協議を行った上で負担先を決めるというような不明確なものではなく、全自治体の対応が統一となる通知の発出をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【刈谷市】
回答に「現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービス(中略)承知している。」と記載がありますが、こちらのサービスの利用には費用が発生いたします。
国として、「全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。」という状況でしたら、代替案としてDX推進の観点からも、これらのサービスの利用に要する費用についての恒久的な国庫補助金の創設を検討いただきたいと思います。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご指摘の「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において令和元年11月にとりまとめた「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」においては、「目指す将来像」として「民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化すること」とされており、生活保護制度における預貯金照会システムの構築等を具体的に想定したものではなく、生活保護の預貯金調査のために全国共通の照会システムを構築することについては、全ての金融機関・行政機関間での連携可能なシステムの構築が必要であり実現に向けた様々な課題があるところ、スケジュールをお示しすることを含め、現時点で対応は困難である。

生活保護の預貯金調査に係る金融機関への協力依頼については、令和6年6月に開催された金融機関関係団体との会議において、厚生労働省から協力依頼を行ったところであり、引き続き、機会を捉えて協力依頼を行ってまいりたい。

金融機関等への調査に係る費用の取扱いについては、各金融機関等により状況が異なると考えられることから個別の協議に基づいて費用負担することが適切と考えており、統一的な取扱いを示すことは考えていない。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【金融庁(2)】【デジタル庁(7)】【厚生労働省(23)(vii)】

生活保護法(昭25法144)

生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告(29条)については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)の「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、オンライン化の推進方策について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	57	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	57)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品衛生申請等システムにおけるオンライン決済機能の実装

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

食品衛生申請等システムにオンライン決済機能の実装を求める。

具体的な支障事例

3年前に食品衛生申請等システムの運用が始まり、電子で営業許可申請、営業届出等ができるようになったが、手数料決済機能が実装予定のまま未だ実装されていないため、事業者は手数料納付のために市の受付窓口に来庁せざるを得ない状況である。
その煩雑さのため、窓口に来庁して支払いとともに紙で申請を済ませる事業者が圧倒的に多く、特に営業許可申請においては、電子申請の利用率が4%弱にとどまるなど、デジタル化が進まない障壁となっている。
また、一部の自治体では独自の決済機能を併用しているが、独自決済システムにもアカウント登録等が必要となるため、事業者には負担を強いている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請する事業者の利便性向上と、窓口業務軽減に伴う自治体職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

食品衛生法第二条に基づく営業許可の有効期間・手数料等について(平成6年3月10日付け厚生省生活衛生局食品保健課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

柏市、墨田区、浜松市、名古屋市、山口県、高知県、熊本市、鹿児島市

○オンラインで申請完了後、手数料納付の為窓口に来庁する必要があることは事業者にとって負担であるとともに、当団体としても窓口対応に相当の時間を割かなければならず、オンライン決済機能の実装が急務である。

各府省からの第1次回答

第1回「地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会」(令和5年6月8日)において、eLTAXについては、「地方公共団体等の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき所要の立法措置を講じることを目指すこと、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期にも留意して、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指すこととされている」ため、その検討状況も踏まえ、営業許可等に係る手数料のデジタル化に向けた必要な対応について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体の公金収納のデジタル化に関しては、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)において「eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。」とされていること、立法措置としてeLTAXを活用した公金収納を可能とするために必要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」(令和6年法律第65号)が公布されたことについては承知している。

第1次回答において、「営業許可等に係る手数料のデジタル化に向けた必要な対応について検討する」と御回答いただいたが、検討の方向性としては、①食品衛生申請等システムに独自のオンライン決済機能を実装する方向、②eLTAXと食品衛生申請等システムを連携させ、食品衛生申請等システムにおいて申請・届出から手数料納付までが完結できるようにする方向、③eLTAXと食品衛生申請等システムとは特段連携させずに、各地方自治体にeLTAXを活用した手数料納付を可能とするように対応を求めていく方向のいずれであるのか、食品衛生申請等システムとの関係性について明確にしていきたい。

食品衛生申請等システムは令和3年6月から本格稼働しており、年々同システムによる営業許可申請件数が増加してきていることから、できるだけ早期にオンライン決済機能が実装され、手数料の納付までの運用が開始されるように、対応を進めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

eLTAXを活用した公金収納の実現に当たっては、仮に申請と同時に手数料の支払いが可能になると、申請区分の間違い等により返金等の手続きが発生する恐れがあるため、手数料支払いのタイミングについては、自治体が決定できるよう求める意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

手数料等公金収納のデジタル化は、申請者の利便性向上や自治体事務の効率化の観点から重要。

食品衛生申請に係る手数料の納付手続のデジタル化については、自治体の事務等の実情や、デジタル化に必要なシステム改修のコスト・費用対効果等を考慮した上で検討を行うことが必要と考えており、現時点では方針を明確にお示しすることは困難であるが、ご意見を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携しながら、実現可能性を含め検討を進めていく。

なお、検討に当たっては、手数料支払いのタイミング等自治体の事務に支障が生じないよう、留意する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(1)】【厚生労働省(8)】

食品衛生法(昭22法233)

食品衛生法に基づく営業許可の申請(施行規則 67 条)に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、オンライン化する方向で、都道府県等における実務の状況等を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	59-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	59)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

差戻し時の申請者修正機能などマイナポータル・ぴったリサービスの利便性向上

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

以下の機能を付与するなど、マイナポータルの利便性向上を求める。

- ・マイナンバーカード以外でのログイン機能
- ・事業者向け手続の作成機能
- ・申請書様式登録不要なフォーム作成機能
- ・行政区(区役所)や消防署等特定の申請先を指定した申請
- ・クレジットカード等のオンライン決済機能
- ・四則演算や年齢等の計算機能
- ・申請者への送信メール文言(申請完了等)編集機能
- ・申請取下げ機能
- ・差戻しにおける申請内容修正機能
- ・申請データをダウンロードや審査ステータス変更の一括処理
- ・交付物発行
- ・形式チェック、重複チェック
- ・ログイン時のマイナンバーカード読取回数を削減

具体的な支障事例

マイナポータル(ぴったリサービス)について、次のとおり、機能が不足していることにより、自治体、利用者(市民)にとって使いにくいものとなっている。

- ・マイナンバーカードでのログインに限られているため、マイナンバーカードを持っていない市民は利用できない。
- ・自治体では事業者向けの手続も多いが対応ができない(当市の電子申請システムでは事業者も1万ユーザあり)。
- ・政令市では行政区単位で受領する申請も多く、本庁で受けたデータを行政区ごとに振り分けする手間が発生している。
- ・手数料が必要な手続に対応できない。納付書などの発行が必要となり事務手間がかかる。
- ・差戻しで申請者が修正できないため、申請者は最初から再申請する必要がある。
- ・システムからデータを取り出して、基幹系システムへのデータ取り込みや、複数申請を一つずつ審査するのではなく一括審査する場合もあるが、そのような場合に一括処理ができない。
- ・交付物が発行できなければ、電子での一気通貫処理ができない。結局紙発行というアナログが残ってしまう。
- ・文字数チェック等ができないことによる不備が多い。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

マイナポータルについて、カードを複数回かざす必要がある、通知機能についてログインしないと内容が確認できない等使い勝手がよくない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナポータルの充実により全国自治体が共通して利用するシステムになることで、自治体ごとの汎用的電子申請システムが不要となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、浜松市、名古屋市、西宮市、高松市、熊本市

○紙申請を行った際には差戻し、修正を行う事例が多くあることから、今後はぴったりサービス利用時においても、差戻しを行う事例が発生することが予想される。
○ぴったりサービスの申請後に内容の修正ができず、修正が必要な場合は再度新規入力する必要があるため、利用者にとって不便である。
○マイナポータル申請管理システムについては、申請 ZIP ファイルのファイル名が数字の羅列であるため、どの種類の申請か一目で分からず、内容確認に負担が生じている。

各府省からの第 1 次回答

マイナポータルへのログインについては、最高位の身分証であるマイナンバーカードのICチップに格納された電子証明書を利用した厳格な本人確認をもって可能としていることから、マイナンバーカード以外を利用したログイン方法の実現については検討していない。
また、マイナポータルで行う手続は基本的に個人が行うものであり、事業者向けの手続については、今後関係機関と調整の上、e-Gov 等の事業者向けサービスで提供されるものと認識している。
他方で、マイナポータルは、マイナンバーカードを用いて、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すサービスであり、個人からの申請については、マイナポータルを活用することが「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月 21 日閣議決定）に定められているところ、その利便性については継続的に改善していく必要があると考えている。
そのため、いただいたその他のご意見は、今後利便性向上に向けた改善を進める中で検討してまいりたい。
なお、ぴったりサービスにおける決済機能については、PayPay、auPAY、d 払いに対応しており、クレジットカードについては 2024 年 4 月 26 日から利用可能となったところである（利用の際は、申請・テスト申請・決済代行業者との契約が別途必要）。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーカードによる本人確認の必要性は認識しているが、スマホ搭載された電子証明書を利用したログイン機能や、認証回数の削減等により利用者の利便性を高めていただきたい。
マイナポータルやぴったりサービスは、国策として、国民が行政手続をオンラインで行う際に利用するサービスへと定着させていくものと理解している。これらのサービスが国民にとって使いやすいものとなり、全国の自治体が利用したいと思えるサービスになれば、自治体ごとに導入されている申請システムが不要となり、電子申請のサービスが全国で統一され、国民にとって利便性の向上につながるものと考えている。
また、国民にとっての利便性向上に加え、自治体職員の事務負担軽減の視点も重要であり、自治体等の意見を取り入れながら引き続き機能改善を進めていただきたい。
また、事業者向け手続については、jGrants で補助金に関する各自治体の手続きでも利用できるようになっているが、e-Gov 等をその他の一般的な手続きを受け付けるプラットフォームとして拡張していく際には、マイナポータルやぴったりサービスと同様、事業者や自治体によって使いやすいものになるよう進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

また、現行システムで対応可能な部分については、その旨十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

ご意見を踏まえ、マイナポータルやぴったリサービスの利便性の向上を今後も検討してまいりたい。

なお、スマホ搭載された電子証明書を利用したログイン機能に関して、Androidについては、令和5年5月よりスマホ搭載された電子証明書を利用したログインが可能である。iOSについては、令和7年度春に機能をリリースできるよう取り組みを進めている。

事業者向け手続については、今年度、利用者である事業者の視点での行政手続体験の整理を進めており、当該整理を踏まえ、利用者にとって使いやすい事業者向けのポータルについて、正式版の運用を前提に、実証版の構築を検討しているところである。

ご意見を踏まえ、審査者の視点についても留意しつつ、事業者向けのポータル及びそれと連携するe-GovやJグランツ等の手続処理システムにおいても、利便性の向上を検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁】

(22) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(iv) マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。

・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。

・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	59-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	72)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

ぴったりサービスにおける手続作成の簡素化及び機能拡充

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、山形県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、行政手続をオンラインで行うことができる「ぴったりサービス」において手続を作成するに当たり、様式を登録せずとも作成可能とすること及び作成した手続の公開対象を限定できるようにすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】
マイナポータル上で「ぴったりサービス」の手続を作成する際は、必ず様式を登録して作成する手順となっており、さらに、作成した手続については、公開する対象を限定できない運用となっている。

【支障事例】
この運用により、自治体独自のイベント参加申込みなど簡易な申請手続においても、新たに様式を作るという作業が発生している。
また、「ぴったりサービス」に登録した手続は全て公開されることから、イベント参加者へのアンケートや、対象が限定的な給付金の申請などその公開を限定したい手続は受け付けることができず、サービスの利用が進んでいない。

【制度改正の必要性】
様式の登録をせずとも手続の作成が可能になることにより、ぴったりサービスへの手続の登録数が増え、電子申請化率が増加する。
また、限定公開が可能になれば、使用用途が増えるほか、少人数を対象とした手続を受け付けることができることから、地方自治体における利用に対するハードルも下がり、手続公開の増加にも繋がる。

【支障の解決策】
手続を作成するに当たっては、様式の登録の可否を選択可能にすることや、URL からしか申請フォームに辿り着けないようにするなど手続を限定公開ができる機能を追加する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体職員のぴったりサービスの活用に関するハードルが下がり、また、活用シーンが広がることで、申請手続の電子申請化が進むなど行政サービスが向上する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、荒川区、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、鹿児島市

○マイナポータルへの市民、職員の理解が進んでいない大きな要因として、操作の複雑性があり、様式変更等担当課の負担が大きく、積極的に推進している状況ではない。

○【現状】手続等が煩雑であるため、当市の登録手続数は推奨された 33 手続にとどまっている。

【支障事例】①様式登録を新たに行う必要があり、作業工数が多い。②様式に関係のない軽微な修正（組織改正に伴う担当課名称の変更、公開期間の変更など）でもバージョンが変更されるため、API 連携側で設定変更する必要が生じ、迅速な対応に支障がある。

各府省からの第 1 次回答

地方自治体がマイナポータルに掲載する手続を登録する際には、現状のマイナポータルの仕様上、様式の登録を実施している。これは、自治体職員の審査事務の効率化のために実施しているものであるが、いただいた意見を踏まえ、自治体職員の利便性の向上を目指すため、様式の登録なしで申請項目を作成できる機能について、今後の実現方式を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

簡易な申請手続においては新たに様式を作成することが手間であること、登録した手続は全て公開されるため、対象が限定される申請手続については受け付けできないことから、サービスの利用が進んでいない。第 1 次回答でいただいた、「様式の登録なしで申請項目を作成できる機能」に加え、併せて御提案していた「手続を限定公開ができる機能」の実現についても御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

手続を限定公開する機能に関しても、いただいたご意見を踏まえ、システム上実現可能かどうかも含め、今後の実現方式を検討してまいりたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁】

（22）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（iv）マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。

・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。

・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和 7 年中に結論を得

る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	60	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	60)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

自動車登録手続へのマイナンバーの活用等

提案団体

埼玉県、東京都

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。
自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の還付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

現状では、自動車の抹消登録手続等により自動車税(種別割)に還付が生じた場合、納税者は都道府県が送付する送金通知書を金融機関の窓口を持参して受け取る必要がある。
これは自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーが紐ついていないことなどにより、都道府県では、口座情報が把握できないためである。
納税者の利便性を向上させるため、全ての自動車登録手続へのマイナンバーの活用を早期に実現し、自動車税の還付においても公金受取口座の活用を進めるべきである。
※当県における令和4年度自動車税(種別割)還付金実績:約 17 万件、約 29 億円

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自動車税については、現状、納税者が送金通知書を金融機関に持参して還付金を受け取らなければならないことから、不便だとの声を多くいただいている。
また、金融機関においても令和5年 11 月には手形交換所が廃止され、電子交換所に移行するなど DX の取組が加速しており、都道府県が送付する送金通知書による還付金の支払業務の負担が大きいとの意見をいただいている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、県民の負担軽減・利便性向上及び行政事務の効率化につながる。
また、将来予定されている納税通知書の電子化には課税情報とマイナンバーの紐付けは必要不可欠であり、それに向けた紐付け作業の効率化に寄与できる。
当取組については、既存課税事績に係る紐付け作業の効率化に向けた対応が依然として残るものの、デジタル社会の基盤として個人番号(マイナンバー)を活用する国の方針にも合致している。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による改正後の行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表1、道路運送車両法第22条第1項、第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、島根県、鹿児島市

○当県における自動車税種別割隔地払件数:12,000～13,000件／年

各府省からの第1次回答

自動車登録ファイルに記載されている事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条第1項の規定により何人も交付を請求できるものであり、特定個人情報であるマイナンバーをその中に含めることは適切ではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、マイナンバーをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組の強化・加速という国の方針にも合致するものであり、膨大な件数が発生する自動車税の還付手続において、還付に要する期間の短縮など納税者の利便性の向上に大きく資するものである。

特定個人情報であるマイナンバーの取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)」第19条において、その提供の制限が規定されており、この規定を道路運送車両法第22条第1項の「登録事項等証明書」においても適用した上で、番号法で規定する「個人番号利用事務実施者」、「個人番号関係事務実施者」以外の者に対しては「登録事項等証明書」上でマイナンバーを非表示にする等の対応により、回答で示された問題点である特定個人情報の漏洩に当たらないと解釈できるものであると考える。

よって、本提案について再度前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国土交通省の窓口における自動車登録申請時に自動車税の課税という別の目的のためにマイナンバーを取得することや、自動車登録ファイルの管理に不必要なマイナンバーを保有することは、個人情報の取扱いを必要最小限とする観点からも適切ではないと考える。

なお、国土交通省としては、自動車登録手続の際、申請者は都道府県税事務所において自動車税を申告納付しているものと認識しているが、各自治体において課税事務上必要と判断される情報については、当該申告の際に取得することを御検討いただきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	71	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	71)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、塩竈市、多賀城市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度について、各都道府県と教育委員会間の情報連携を容易にするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)上、情報保有機関として、各都道府県と教育委員会を区別せず、一つの情報保有機関とみなすなど、共同して一つの自治体中間サーバーを利用可能とするよう、制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

番号法上では、マイナンバー制度に係り、都道府県と教育委員会は別の情報保有機関とされ、都道府県と教育委員会との間で情報連携を行う場合には、機関間連携として自治体の条例で必要な規定を定めなければならない。また、中間サーバーは情報保有機関毎に設置するとされていることから、都道府県と教育委員会とで個別に中間サーバーを設置することとなり、エラー対応やシステム更新作業等の重複する事務負担やソフトウェアインストール等によるコスト増加が生じ、システム管理や情報連携の煩雑化による業務の非効率化が生じている。一方で、同一の情報保有機関内の情報連携では、中間サーバーに登録された副本情報を活用した庁内連携が可能であり、事務や特定個人情報毎に条例の制定が必要とならない(独自利用事務を除く。)など、事務的な負担が少ない。

これらを踏まえ、番号法の見直しにより都道府県と教育委員会を一つの情報保有機関とみなすことにするなど、都道府県と教育委員会が共同して一つの自治体中間サーバーを利用できるようにすることで、都道府県と教育委員会の間でより事務的に容易である庁内連携が可能となり、サーバー管理上の事務負担等が軽減され、本提案における支障は解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、長野県、宇和島市、熊本市、鹿児島市

○当市においても提案団体が示すような市部局と教育委員会部局で自治体中間サーバーをそれぞれ管理しないといけないといった業務負担が生じている。

○一つの自治体が複数の中間サーバーを管理運用することとなり、システム運用管理や情報連携の煩雑化、非効率化が生じている。また、任命権者毎に中間サーバーを用意する必要がある現行ルールでは、県警など費用負担できない任命権者は中間サーバーを独自に用意できないため、小規模な組織における情報提供ネットワークの活用を妨げる要因となっている。

○市と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がるため、制度改正の必要がある。

○当県においても、都道府県のみならず市町村でも同様の支障が発生しており、小規模自治体では中間サーバーに関する本庁担当者と教育委員会の担当者をそれぞれ用意するのが困難な状況であることから、事務負担及び運用コストなども考慮した制度の見直しなどを求める。

各府省からの第1次回答

個人番号については、行政事務を処理する者が当該行政事務の処理に関して必要な限度で利用することができる（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項）。そのため、個人番号を利用できる事務の実施主体についても、個別法における事務の実施主体と一致する形で法律上規定しているところである（番号利用法別表）。中間サーバーにおいて取り扱う特定個人情報についても、それぞれのシステムで分かれて管理しており、事務の執行機関ごとにそれぞれの職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行う運用となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

番号利用法第9条第1項において、番号利用法別表に掲げられた各項の上欄に行政機関等の行政事務を処理する者が、同表の下欄に掲げられた事務の処理に関する業務を行うため、必要な限度で個人番号を利用することができる（規定されている。このことから、番号利用法別表の各項の下欄に定められた事務を実施する際に個人番号を利用できるのは、各項の上欄に規定された実施主体以外認められていないということであり、第1次回答で示されている中間サーバーにより、それぞれの職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行うということは理解をしているところである。

その観点で言うと、当県においては、個人番号利用事務について、各事務担当者が取り扱う特定個人情報の制限は、各自治体が管理する団体内統合宛名システムにおいて制限が可能であり、番号利用事務担当者は、自身が担当する事務以外では個人番号を利用することはできず、また、番号利用事務担当者以外が、個人番号を取り扱う事はできない。

そのため、中間サーバーにおいて、都道府県知事、教育委員会を別として管理を分けずとも、番号利用法第9条第1項の規定に反する運用にはならないものと思料するため、求めている措置について検討をしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

同一団体内の異なる執行機関における情報連携は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 11 号に基づき、機関間連携に係る条例を定めることで実施可能である。なお、マイナンバー制度は、様々な個人情報が一元管理されることに対する懸念等を踏まえて、番号利用法第9条第 1 項において、行政機関等の主体ごとに個人番号を利用することができる仕組みとしているところ、都道府県（知事部局）と教育委員会は異なる主体（執行機関）であり、その長も異なることから、個人番号の利用は執行機関ごとに行われる必要がある。こうした考え方や制度趣旨に沿って、中間サーバーにおいても取り扱う特定個人情報について、それぞれの執行機関ごとに区画を分けて管理されている。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	73	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	73)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること

提案団体

宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

デジタル庁の「JGrants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。

- ・地方自治体や民間事業者への各省庁の補助金等情報(関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等)を一つの窓口で確認できるようにすること。
- ・検索性や利便性を高めるため、AI 等を活用し、用途や地域特性等に応じた関係補助金等が抽出される機能をもたせること。
- ・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようにすること。

具体的な支障事例

国の各種支援制度は各省庁の分野毎に HP に掲載されており、行政機関の職員でも、目的に見合った補助金等をリストアップするのに相当の労力がかかる。特に市町村は限られた人員で多数の制度を担当しており、制度や事例を深く調べる時間的余裕がなく、都道府県職員に頼らざるを得ない状況である。

また、市町村事業を都道府県経由で国に申請を要する場合、都道府県の担当者は制度や他県事例等を相当程度学習・調査し市町村に助言を行っており、業務負担が発生しているが、その業務自体は単なる国と市町村の間の中継業務となっている。

なお、他県においても、市町村からの問合せを都道府県担当が対応し、国に確認する、という作業を行っていると思料され、各自治体の問合せが自治体間で蓄積・共有されることにより、より円滑・適切な業務遂行が可能になると思われる。

上記のような中継業務は、提案する総合案内窓口に情報を蓄積することや AI 等の活用を進めることで業務負担の軽減が可能である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村職員からは「支援メニューが多すぎて調べきれない」、「HP のどこを見ればよいか分からない」、「実際に自分の町で活用できそうな支援を見つけられない」等の意見を聞いている。

地元金融機関からも、「国の HP 上で最新の制度がどれかを見つけることが困難で、県に資料一式を提供してもらおうほうが手取り早い」という話があった。

地元事業者には、国に支援制度を紹介した際には、「WEB で検索しても上位表示されず見つけられない」、「国 HP 上の制度紹介窓口が複数あり分かりづらい」、「紹介された支援制度を知っていれば使いたかった」等の意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【行政機関】

市町村にとっては、必要なタイミングで必要な情報を取得することができ、企画立案のスピードや精度の向上に寄与することが期待できる。

都道府県にとっては、制度や事例、質疑等が集約されることにより、業務負担の削減が見込まれる。

また、当該統一窓口システムについて、自治体側の補助金等情報を追加することで、国と地方の情報を一体的に把握できるシステムとなり、国機関としても、制度運用の業務支援に繋がるだけでなく、活用実績や効果検証等の情報も同一システムに取り込むことにより、制度改善に向けた分析や、新たな支援制度の企画立案などに寄与するものと思われる。

【行政機関以外】

窓口を一本化することにより、検索上の事業者等の利便性向上が図られる。また、各支援メニューの認知度向上・活用率向上が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市

○本提案の実現により、各種補助制度等の情報収集が容易となることから、補助金等を活用した事業の企画立案等の場面においての活用が期待されるほか、市民や企業等からの問合せに対しても迅速な情報提供が可能となるなど、行政サービスの向上にも寄与される。

○制度について県を通じ国に質問をしても、回答に時間を要したり、回答がないままになったりすることがあり、時間のロスが生じている。

各府省からの第1次回答

補助金申請システム（J グランツ）は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能です。

各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載いただくことも可能となっております。

引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

検索機能以前に、そもそも補助制度が網羅的に搭載されていないことが J グランツの課題と捉えている。今後搭載件数を増やす予定とのことであるが、各府省の補助制度を網羅的に掲載できなければ支障の解消にはつながらない。J グランツは補助金検索ツールの一つとして有用であるが、補助制度が網羅されていないため、ユーザーの検索作業は J グランツだけで完結せず、他のツールや HP 等も併せて確認することとなり、むしろ検索の手間・時間が増える場合もある。窓口は最小単位に設定すべきであり、全補助制度の搭載を義務化する形で各府省に働きかけ、J グランツで検索すれば国の補助制度が全て把握できるという体制に早急にシフトすることが望まれる。

また、検索の利便性向上を図るだけでなく、補助制度に関する知識経験が少ないユーザーに対しても、最適な補助制度を簡易に検索できるシステム設計や、あるいは最適な補助制度にたどり着くまでに相当時間を要しているユーザーに対しては、最適な補助制度を円滑に見つけ出す仕組みを構築すべきであり、この点で生成 AI の実装が有効と考える。補助制度全般に関しては、申請から活用に至るまで、かつ、個人から企業や行政機関に至るまで、相当な情報量（閲覧履歴等）が蓄積されており、技術的にもデータ量的にも生成 AI の活用が実現可能であると考え。現時点では外部リンク設定や資料添付が現実的であることは承知しているが、将来的な AI 実装を見据えて、各府省の既存申請システムにおける補助制度ごとの閲覧数や活用件数等のデータを連携させ、J グランツの検索結果において有効な補助制度を上位表示させるなど、データ連携に関して各府省との調

整をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現在、Jグランツにおいては、事業者に対する直接補助金の掲載が多くを占めている。今後、地方自治体にとっての利便性を上げるため、間接補助金や地方自治体が最終受益者となる交付金も確認できるよう、Jグランツを活用する補助金の要件を見直すなど、地方自治体のニーズを踏まえた検討を進めていただきたい。

各地方自治体に適した補助制度を提案する機能を追加するなど、補助制度の調査に係る職員の負担軽減に向けた検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

Jグランツ(補助金申請システム)への補助制度の搭載については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)における、2025年度以降の事業者向け補助金申請の電子対応の原則に従い、事業者向け補助金を優先しつつも、地方公共団体を經由する間接補助金や、地方公共団体が最終受益者となる交付金についても搭載を進めるべく、制度所管省庁の担当部局に対してJグランツの利用を周知していく。また、Jグランツにおける補助金検索機能の拡充に関しては、デジタル庁では現在、Jグランツでの検索機能の強化に資する補助金等検索ツールの作成に取り組んでおり、その中で、関係省庁の協力のもと、検索先データとなる補助金データベースの整備を進めている。各府省庁に対しては、当該データベースへの補助金情報の入力を鋭意求めており、関係省庁連絡会議等も通じた入力状況の進捗管理も継続的に実施している。今般いただいた要望も踏まえ、引き続き当該データベースの拡充を進めるとともに、今後Jグランツと本検索ツールとの連携を進めることで、Jグランツにおいて網羅的な補助制度の検索が可能となるよう取組を加速させていきたい。検索の利便性向上については、例えば地域の経済圏の特徴に適した補助金リストを提示したり、利用者の事前登録情報を基に関連が高いと思われる補助金が掲載された際にプッシュ型の通知を配信する機能等について、ユーザーのニーズを把握しながら検討を進めていきたい。

また、生成AIの活用に関しては、例えば検索時に不特定多数からの入力を受け付ける場合、生成AIの利用に係る従量料金の費用負担が大きくなる等、予算上の制約も考慮する必要がある。一方、上記の補助金等検索ツール内の補助金データベースにおける情報整理には既に生成AIの活用を進めており、今後は、補助金データベースの各補助金データに対して生成AIを用いてその属性のタグ付けを行うこと等を通して、検索の精度向上の取組を進めていきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁】

(26) 汎用的な補助金申請システム(Jグランツ)

(i) 汎用的な補助金申請システム(Jグランツ)については、地方公共団体を補助対象とする補助金等の掲載を促進するため、当該補助金等のうち優先的に掲載すべきと考えられる補助金等の要件を整理し、関係府省庁に周知した。

[措置済み(令和6年12月19日事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議(第6回))]

(ii) 地方公共団体等が必要な補助金等を検索することについては、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、汎用的な補助金申請システム(Jグランツ)において国の補助金等の網羅的な検索を可能とする環境の整備を図り、令和7年度中に当該システムの検索機能の向上に資する補助金等検索ツールの運用を開始する。な

お、検索における網羅性を高めるため、補助金等を所管する各府省庁の協力を得ながら当該ツールへの情報集約を進める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	76	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	76)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

遠隔での被災自治体の支援を可能とすること

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。

【支障事例】
令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地での継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。
なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報の取扱いに係る整理も必要となっており、全国的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。

【支障の解決策】
遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務（児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等）も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。
さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。
なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出ることが危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されるとともに、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、地方自治法第 252 条の 2、第 252 条の 17、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市

○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。
○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、受援自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、帰庁後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱に係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（以下、手引き）では、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（受援体制）を整備するための受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理したものであり、今後の各業務の所管省庁・関係各室での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて、受援側の体制整備の観点で新たにに取り組むべき事項が発生した場合は、手引きへの掲載を検討させていただく。

【こども家庭庁】

災害対応業務等について遠隔支援ができるシステムの整備がなされるのであれば、児童手当制度を所管する立場からどのようなシステム活用が可能か検討してまいりたい。

【デジタル庁】

能登半島地震を含むこれまでの災害を通じ、業務継続性を確保した上での行政サービスを提供する必要がある。

市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備については、いただいたご意見も踏まえ、今後の各業務の制度所管省庁での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて検討されるものと承知しており、デジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

各業務の所管省庁において、遠隔支援・応援スキームの構築、制度設計等について議論・検討がまとまったのちに、内閣府防災において、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」が改訂された際には、内閣府防災と連名で各地方公共団体へ受援計画の見直しについて助言・周知を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーによる情報連携や、自治体システムの標準化など、デジタル技術による自治体間の連携強化や業務効率化が進められている現在、災害時の支援においてもデジタル技術を活用した効果的な支援の在り方を検討し、システム構築を行っておくことは重要であると考えます。

令和 6 年能登半島地震においては道路寸断による交通手段の制限が大きな問題となり、四国のような地理的に本州との交通ルートが限定される場所においては更に大きな移動制限が危惧される。こうした場所で災害が発生した場合に、人の移動を伴わない情報通信による応援を迅速かつ柔軟に様々な業務において受けられること

は、被災自治体にとって非常に有益であると考えられる。

こうした点から、被災時の遠隔支援を可能とするシステムの構築や、その運用ルールの策定を国が主導して行うことについて、積極的に御検討いただきたい。

特に罹災証明書の交付や被災者台帳登録については、災害時早急に対応する必要があり、他の自治体からの応援が不可欠であることから、被災自治体の被災者支援システムにおける応援職員へのアカウント付与及び整理すべき個人情報についての取扱い、応援自治体の選定においては現行の応急対策職員派遣制度による応援スキームのままでよいかなど、遠隔支援を求める場合の統一的なルールやシステムの整備等を御検討いただきたい。

※参考「クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構の回答」(抜粋)

・No.28 回答「他の都道府県や市町村から派遣された応援職員等に本システムの ID や権限を付与することで、状況確認や、代理入力を行うことができます。」

・No.48 回答「アカウントの運用は各自治体様にて決めていただく想定です。貴団体にて行政外部の方のためのアカウントを払い出し、行政外部の方にアクセスいただくことは可能です。なお、LGWAN の利用環境及び個人情報の取扱いに関し、各市町村のルールとの整合について留意が必要です。」

なお、本県においてクラウド型被災者支援システムの導入実績はないが、遠隔支援を行うための統一的なルールやシステム整備が行われていないことにより全国的にも遠隔支援の実例はないものと思われる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

【内閣府】

令和6年能登半島地震においては、罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査において、遠隔での支援が実施されるなど、デジタル技術を活用した支援が行われたところであり、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(以下、「手引き」という。))において、本取組を記載してまいりたい。

また、罹災証明書の交付や被災者台帳の作成事務については、御指摘のとおり、内閣府が開発したクラウド型被災者支援システムにおいて、応援職員へのアカウント付与が可能となっており、遠隔で支援する自治体側に当該システムが導入されていない場合でも、支援を行うことが可能であることから、本事務についても手引きに記載するとともに、引き続き、当該システムの普及促進を図ってまいりたい。

加えて、遠隔での被災自治体の災害対応業務に係る支援に関し、今後、地方公共団体からの具体的な提案を踏まえ、各業務の所管府省庁での議論・検討の結果、遠隔支援が可能となった取組についても、都度、関係各所と協議の上、手引きへ掲載を行ってまいりたい。

【こども家庭庁・デジタル庁】

ご見解の内容は、内閣府防災所管の被災者支援制度や総務省所管の応急職員派遣制度に関する内容とお見受けするため、本提案に対する当庁の回答は1次回答のとおりです。

【総務省】

応急対策職員派遣制度について、現行制度上の「派遣」については、直接的な派遣に限定しておらず、遠隔での支援を妨げるものではございませんので、改正は不要と考えます。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【内閣府(1)(i)】【総務省(10)(ii)】

災害対策基本法(昭 36 法 223)

被害認定調査(90 条の2第1項)、罹災証明書の交付(同項)及び被災者台帳の作成(90 条の3第1項)に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(令3内閣府(防災))を改訂し、地方公共団体に

令和7年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	81	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	81)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

登録喀痰吸引等業務における申請手続きに係る添付書類の簡素化等

提案団体

兵庫県、山形県、埼玉県、大阪府、沖縄県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録喀痰吸引等業務に係る申請手続きがオンラインで完結できるよう、添付書類として求めている登記事項証明書と住民票の写しの提出を電磁的方法でも可能とすること

具体的な支障事例

【現状】
介護職員等が施設や事業所でたんの吸引等の行為を行うためには、たんの吸引等の実施に係る研修を修了した従事者が「認定特定行為業務従事者」の認定を受けるとともに、施設や事業所が「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録を行う必要がある。
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により都道府県知事の登録を受けなければならない、申請に必要な書類として同法施行規則の規定により登記事項証明書（原本）を提出することとなっている。
また、認定特定行為業務従事者認定証は同法の規定により都道府県知事が交付することとなっており、交付申請に必要な書類は同法施行規則の規定により住民票の写しを提出することとなっている。
[年間新規申請件数(令和4年度)]
①登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録申請
②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請
A自治体 ① 63 件、② 1,026 件
B自治体 ① 22 件、② 335 件
C自治体 ① 28 件、② 377 件
D自治体 ① 125 件、② 3,269 件
E自治体 ① 31 件、② 277 件
【具体的な支障事例】
同法の規定から、多くの自治体が書面で申請を受け付けており、電子申請での受付を実施している一部の自治体においても、原本での提出の必要がある登記事項証明書や住民票の写しは、別途、書面により提出する必要があるなど、手続きのオンライン完結による事務負担の軽減や事務処理の迅速化の支障となっている。離島市町村が多い地域においては、さらに郵送に時間を要する場合も多い。
これらの書類は原本が根拠資料となることから、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登録喀痰吸引等業務に係る申請については、喀痰吸引が必要な利用者にサービスを提供する場合に、事業所

より至急での登録等を希望されるケースが一定数あるが、申請において原本書面の郵送等が必ず伴うため、事務処理に期間を要する状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び申請者の事務負担が軽減され、登録事務等の迅速化を図るとともに、オンライン完結による文書保管の電子化等によるペーパーストックレス化が推進される。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 26 条の2
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、京都府、山口県、高知県

〇喀痰吸引の登録申請・交付申請を行う場合は、全て書面による提出を実施しており、住民票は原則原本の提出を依頼している。

また、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

【年間新規申請件数（直近3年間分）】

①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

令和3年度:① 68 件、② 2,303 件

令和4年度:① 71 件、② 1,882 件

令和5年度:① 83 件、② 1,857 件

各府省からの第1次回答

喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。
登記事項証明書については、現在、一部の地方公共団体を対象として登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始しており、2024 年度においては更に登記情報連携の利用対象団体を拡大する予定である。こうした登記事項証明書の添付省略に関する取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。

登録喀痰吸引等事業者の登録において、住民票の写しの提出を不要とするため、住基ネットの利用を可能とするよう、必要な検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

喀痰吸引が必要な利用者への介護サービス提供にかかる支障の早期解消に向け、喀痰吸引等業務にかかる登録事務の迅速化に資する、手続きのオンライン完結に向けた検討を進めていただきたい。

なお、登記情報連携や住基ネットの利用による添付書類の省略を検討するとの回答であるが、登記情報連携や住基ネットの活用方法が、審査事務の中で審査担当職員による情報検索・目視突合等の作業を要するものである場合、現状では要しない「各システムへのアクセスによる情報検索作業」が新たに生じ、事務負担の増加が懸念される。その点は「登記情報システムに係るプロジェクトの推進について」（令和6年3月 29 日改定）にも、約 20 団体を対象に実施されたヒアリング調査で「登記情報連携を利用して登記情報の検索、確認等を行うことにより、職員の業務負担が増加するのではないかと」といった不安の声が複数寄せられた」とあることから、多くの団体が危惧するところと考える。

また、住基ネットは、執務室に配置された専用端末からアクセスする必要があるため、各自治体で推進しているテレワークにより審査担当職員が勤務している時には確認ができないなど、多様な働き方の障害ともなり得る。については、添付書類の省略の検討にあたっては、事務負担の増加を伴わず、突合コストの削減を実現する新たな

なシステム連携等の仕組みとすべきと考えるが、その実現には一定の時間を要すると思われる一方、例えば、登記事項証明書の原本や住民票の写しをスキャンした PDF データ等を受理可能とすることで、すぐにでも実現可能と考えられることから、添付省略の方法以外の電磁的方法での提出を可能とすることを、是非検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。また、現時点においても電磁的記録による提出を妨げるものではなく、PDF での提出等書面によらない提出も可能である旨を周知していく。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	95	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	95)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

提案団体

神戸市、福島県、大阪府

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続(申請書類)の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁長官文部科学省初等中等教育局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○当市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和 6 年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

各府省からの第1次回答

公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日)において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。

また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化については、公表されているとおり着実に進めていただきたいが、人員配置等の加算制度全般について、加算の種類の多さと要件の複雑さにより、保育施設及び自治体の双方に多大な事務負担が生じている現状を踏まえ、処遇改善等加算にとどまらず、他の加算制度の整理・統合についても、早期に具体的な方向性をお示しいただきたい。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準システムの仕様更改にあたっては、協議会等での議論に加え、先行して独自システムの導入を行っている自治体と十分に意見交換を行った上で、仕様やスケジュールを検討していただきたい。

併せて、広域利用について、保育施設及び自治体双方の事務処理が効率化できる施設管理プラットフォームの仕様となるよう前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

処遇改善等加算以外の加算制度全般についても、整理・統合の方向で見直しをお願いしたい。

また、今後新たに加算の種類を追加することで、加算制度がさらに複雑化・増加しないようにしていただきたい。施設管理プラットフォームが広域利用に対応したものとなるよう、「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」等での具体的な検討状況をお示しいただきたい。

また、加算に係る事務処理の負担軽減に資する機能を有するものとなるよう整備していただきたい。

施設管理プラットフォームがユーザーにとって使い勝手のよいものになるよう、地方自治体における独自システムの導入状況等の実態や意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

処遇改善等加算以外の加算制度全般についての整理・統合については、各加算ごとに趣旨・目的が異なることから、慎重な議論が必要であると考えているが、今後仮に新たに加算の種類を追加する場合には、複雑化しないよう配慮してまいりたい。

施設管理プラットフォームについては、

・「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」の下にある「給付ワーキング・グループ」(令和6年8月1日)において、独自の申請支援システムを構築している先進自治体からヒアリングをするなど、御意見を伺っているところである。

・具体的な対象事務としては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の趣旨を踏まえ、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととしている。その上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、中長期的な検討が必要であると考えている。

いずれにせよ、施設管理プラットフォームが地方自治体にとって使い勝手が良いものとなるよう、自治体に対して丁寧に説明を行い、ご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(12)(iv)】【デジタル庁(21)】【文部科学省(20)(ii)】

子ども・子育て支援法(平24法65)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自に施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	97	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	97)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

高校生等奨学給付金のオンライン申請における高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)との一体化等

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校等就学支援金のマイナンバー利用開始に伴って、同支援金支給事務のため取得した税情報を高校生等奨学給付金支給事務に利用できるよう、制度の見直しを図ること。
さらに、高校生等奨学給付金を申請するに当たって、申請者の利便性を考慮し、国主導となって高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)の申請と一体のオンライン申請システムを導入すること。
加えて、申請者にとってわかりやすい制度にするため、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせること。

具体的な支障事例

高校生等奨学給付金の対象者については、高等学校等就学支援金の受給資格を有する者を前提としているなど、制度上両制度は密接な関係にあることから、国が主導となって一体となったシステムを構築することにより、地方自治体の財政力に関わらず、申請者の利便性を向上させることができるため。
また、本制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等就学支援金と一体となり、保護者等に案内がされているが、本制度は、「保護者等が在住する都道府県」に申請を行う一方で、高等学校等就学支援金は「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度となっており、両制度で申請先の都道府県が異なっている。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私学では、私立高等学校等や保護者等の手続等が煩雑になっており、見直しを求める声がある。特に各私立高等学校等においては、生徒の保護者等が在住する都道府県を確認し、個別に当該保護者等の在住する都道府県における高校生等奨学給付金制度を保護者等に周知する必要があり、手続が極めて煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

高等学校就学支援金システムと一体となった、オンラインシステムを導入することで、高校生等奨学給付金での申請にあたって、申請者の利便性の向上とともに、支給事務の効率性も上がることが想定される。
また、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせることで、申請者にとって分かりやすい制度となり、都道府県や私立高等学校等における事務の軽減にもつながる。

根拠法令等

高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第3条第2項

高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱第3条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、高知県、熊本市、宮崎県

○申請者が直接 WEB 上で申請することにより、個人情報に記載された書類の紛失などの事務リスクを軽減できる。また、WEB 申請にはマイナンバー等個人情報を取扱うため、機密性の高いシステム構築が求められ、単独でのシステムの導入や改修には高額な費用がかかる。

○奨学給付金については、申請先が保護者等が存在する都道府県であるため、当県の手続について全都道府県に対し周知を行っている現状がある。また、生徒と保護者等が当県に在住する場合には、手続に関する問合せは学校に一任することができるが、保護者等が当県外にいる場合には、担当課で問合せの対応をする必要があり、職員の事務負担の一因となっている。就学支援制度と窓口が一歩化され、かつ、オンライン申請が可能となれば、申請者にとっても分かりやすく、都道府県・学校にとっても負担軽減に繋がる。

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムで照会可能な情報は、情報提供等の記録を残し、情報の最新性を確保するため、一の申請者が高校生等奨学給付金の申請と高等学校等就学支援金の申請を行った場合、申請先が同一の都道府県であるか否かにかかわらず、情報提供ネットワークシステムを使用して照会すべきものとする。なお、これまで地方公共団体の独自利用事務として条例で定めることによりマイナンバーの活用が可能であったが、今年度の番号法令の改正により「準法定事務」として定め、来年6月以降のマイナンバーの活用を可能とする等、事務の効率化を図っている。また、高校生等奨学給付金の申請と高等学校等就学支援金の申請を一体化したシステムの構築について、仮にそれぞれの支給事務で内部利用するような形となると、上記の点や取得した特定個人情報もそれぞれの事務において管理すべきであることも踏まえると困難と考える。

また、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせることにについては、平成28年度に文部科学省が都道府県に対して行ったアンケートにおいて、保護者が在住する都道府県で給付することが望ましいとした県と、生徒が在籍している学校の所在する都道府県で給付することが望ましいとした都道府県はほぼ同程度であり、また他県からの通学する生徒が多い都道府県においては、自県の住民ではない者に対して県費を負担することは望ましくないという意見があった。このような状況も踏まえると、即時の制度変更は難しいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

情報提供ネットワークシステムでの情報照会について、来年6月から準法定事務としてマイナンバーの活用が可能になるということだが、従来の独自利用事務としてのマイナンバーの活用と比べ、どのような点で事務の効率化が図られるのか、詳細について周知をお願いしたい。

高等学校等就学支援金事務処理要領(第13版)のQ14-6にて、「申請者が自己情報を提出した場合は、その税情報等を他の事業において流用することが可能である。」という規定がある。この規定に則ると、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)で自己情報が提出されており、申請者の同意も得ている場合は、高校生等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。)を含め、他の事業での情報照会や、特定個人情報の取得も必要ないと考えられ、また、自己情報を提出した場合以外についても同様の取り扱いとすれば、一体化したシステムの構築も可能ではないか。

情報の流用が難しい場合、各支給事務において取得した特定個人情報はそれぞれの事務において管理するようにしながらも1つのシステムでそれぞれの申請は受け付けることができるよう一体化することは検討できないのか。

奨学給付金について、保護者の在住している都道府県に申請する制度となっていることから、全私立高校は、47都道府県の当該制度についての周知依頼を受けており、各私立高校より、「事務の煩雑さから、学校事務に支障を来している」との現場の声を多くいただいている。保護者からも「県外の高校に進学した場合、手厚い周知を受けることができなく、申請漏れのリスクがある」とのお叱りの声も多くいただいている。こうした制度上の支障により、「必要な支援が必要な方に行き届かない」ことのないよう、制度変更が必要である。

本制度は、法律に基づく就学支援金制度に所得制限を導入する際、その財源を活用して国主導により創設されたものであり、全国一律の対応を都道府県に求めている以上、「自県の住民でない者に対して県費負担が生じることのないよう」な制度設計を国が検討すべきであり、文部科学省の回答は制度変更が難しい理由には当たらない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

全国統一形式で、高校生等奨学給付金のオンライン申請を可能とし、就学支援制度のシステムと一体化することは、申請者の利便性向上や、各都道府県の事務的・経済的負担の軽減の面から、大変有益なものである。一体化が困難な理由として、一の申請者であっても申請ごとに情報提供ネットワークを使用すべき、また特定情報も申請ごとに個別に管理すべきとの回答だが、一体化したシステムの中でも、申請内容ごとにデータを照会・管理することは可能であり、申請者にとっては、入口部分において、マイナンバー等を除く申請者情報の入力が一度で済むほか、職員にとっても窓口の統一化などで事務負担の軽減が図られるなど、メリットが大きいと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○準法定事務について

独自利用事務の場合、地方自治体において条例を定める必要があったが、この度、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）等を準法定事務の1つとして規定したことにより、条例を定めずともマイナンバーの利用や連携が可能となった。

マイナンバーを利用しない場合には、認定にあたり申請者から、申請書その他、課税証明書（又は非課税証明書）、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書、健康保険証等の写し等を提出いただき、それらの書類を管理する必要があった。このため、条例を定めずにマイナンバーを利用等できることは、一定の事務効率化の効果があると考えられる。

提案団体である神奈川県においては、既に条例を定めていると認識しているが、まだ定めていない自治体においては、条例を定めずにマイナンバーの利用や連携が可能となるため、事務負担の軽減となることを期待している。

なお、このことについては、既に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）」（令和6年5月24日付け第276号・総行住第77号・総行マ第63号）により都道府県宛に周知されているが、奨学給付金等の修学支援制度について、9月を目途に都道府県等に対してより詳細の通知を発出する予定である。

○特定個人情報等の利用・流用について

行政機関がマイナンバーや特定個人情報等を扱う際には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等や法令に基づく、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に則って行う必要があり、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という）や奨学給付金の事務にあっても、法令やガイドラインを遵守して事務を遂行する必要があると考えている。

【就学支援金の判定方法と情報の取得について】

就学支援金の判定においては、市町村民税情報（課税標準額、調整控除額等）（以下「税情報」という）により、法令で定められた算定式に基づき「算定基準額」（※1）を算出し判定することとしており、算定基準額が304,200円未満である場合に受給権者として判定される。

※1 算定基準額＝課税標準額（課税所得額）×6％－市町村民税の調整控除の額

申請者が税情報を提出するには、高等学校等就学支援金事務処理システム（以下「e-Shien」という）で個人番号を入力し、認定権者である都道府県等が個人番号をもとに情報提供ネットワークシステムを経由して市町村に税情報を照会する方法（以下①に対応）、申請者がe-Shienでマイナポータルとの連携により自らが取得した税情報を提出する方法及び申請者が課税証明書を文書で提出する方法（以下②に対応）がある。

①就学支援金事務により取得した特定個人情報や個人番号により照会した税情報等

都道府県が、就学支援金事務により取得した特定個人情報や個人番号により照会した税情報等については、事務処理要領のとおり都道府県事業の事務において流用することができないが、税情報等そのものでなく、就学支援金の支給の判定結果(判定に用いる算定基準額を含む)は流用できる。

②申請者が提出した自己情報(税情報)

申請者自らが、マイナポータルとの連携や課税証明書により取得した自己情報を提出した場合は、その税情報等を他の事業において流用することが可能である。

なお、①、②の流用を行う際は、当該情報を他の修学支援事業等に利用することについて、保護者等から予め同意を得るなど、各都道府県の個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に取扱うことが前提である。

なお、就学支援金の申請のほとんどは①によって行われていると認識しており、税情報そのものを流用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等や法令に基づく、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」上との関係では難しいと考えられる。

【奨学給付金の判定方法について】

奨学給付金の判定(※2)は、就学支援金とは異なる基準(※2)により行われていることから、就学支援金の判定に用いられる「税情報(課税標準額、調整控除額等)」と奨学給付金の判定で用いられる「税情報(所得割額)」は合致しておらず、全ての生徒について流用が可能な情報のみで奨学給付金の判定を行うことは難しい。なお、奨学給付金の判定において道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を用いているが、これは就学支援金の算定基準額と異なり、事務局において計算することなく課税証明書上の記載内容のみで判定可能であるという事務的簡便性も考慮したものである。

※2 以下のいずれかに該当する場合に奨学給付金の対象となる。

- ・保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円の世帯
- ・生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯

○システムの一体化について

情報の流用を前提としたシステムの一体化と、情報の流用ができない場合のシステムの一体化の2つの提案をいただいているが、情報の流用を前提としたシステムの一体化については、前述の「特定個人情報等の利用・流用について」で記載した通り、情報の流用の実現可能性やメリットがないと考えられることから、システムの一体化の効果はあまりないと考えられる。

また、情報の流用を前提としないシステムについては、情報の流用ができないのであれば、e-Shien と奨学給付金の申請システムを別々に構築することと同義であると認識している。

なお、もし都道府県において、奨学給付金事務のために申請者のマイナンバーを得たり、特定個人情報を得たりする場合、奨学給付金は都道府県事業であるため、特定個人情報を利用・管理する者とは別の者(例えば国)が構築したシステムにおいて情報を管理することは、管理体制や責任の所在等の観点から適切であるとは言い難いと考えられる。これについては、例えば、就学支援金と奨学給付金の申請に共通する情報を管理するシステムを別の者が新たに構築した場合も同様であると考えられる。

○制度設計について

就学支援金は、法律に基づいて国が要件等を定め、法定受託事務として地方自治体等が実施する制度となっているが、奨学給付金は、都道府県が実施する事業に対して国が補助しているものでありスキームが異なっている。また、就学支援金制度は、生徒が支払うべき授業料に対する支援であり、当該就学支援金を学校が代理受領する仕組みとなっている。その際、生徒が学校に支払うべき授業料債権の全部または一部を支援するものであることから、その目的を確実に果たせるよう、当該生徒が通学する学校設置者を通じて学校が所在する都道府県等に申請することとしている。

一方、奨学給付金は、生徒の保護者が負担する授業料以外の教育費に対する支援であり、当該保護者が居住する都道府県等に申請するものである。

このとき、都道府県の境を跨いで通学している生徒等については、奨学給付金が当該都道府県に在住している者の住民税により運営される都道府県事業であることから、現行において、申請者(保護者等)が居住している都道府県に申請する仕組みとすることによって、自県の住民でない者に対して県費負担が生じないような制度設計としている。申請先が異なることによる学校の事務負担や保護者への周知不足については、文部科学省においてよりよい改善方法を検討したいと考えている。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定) 記載内容

4【文部科学省】

(26)高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)

高校生等奨学給付金については、申請先が高等学校等就学支援金と異なり、保護者等の住所地の都道府県であることによって生じる都道府県、高等学校等の事務負担を軽減するため、申請者に分かりやすい周知方法を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせることで、申請者にとって分かりやすい制度にすることについては、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	99	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	99)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること

提案団体

徳島県、青森県、山形県、福島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の職員が登記・供託オンライン申請システムを用いて登記事項証明書等を公用請求する場合について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないものとするとともに、オンラインでの手続の完結を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書は、公共事業用地の取得に際し、土地の所有者及び境界の特定並びに所有者及び関係者との交渉においては必要不可欠であるとともに、公共用地管理者、金融機関又は税務署との間の協議や依頼において証明書の提供を求められるところ。これらの交付請求は、登記手数料令第18条の規定により、地方公共団体の職員が、窓口若しくは郵送で、職務上請求する場合(公用請求)には、手数料を納めることを要しないとされている。

現在、各証明書の公用請求は、地方公共団体の職員(申請者)が、法務局及び地方法務局の窓口に出向き、手入力又は手書きにより作成したペーパーでの申請を行っている。また、法務局の窓口従事者もペーパーの申請を受け取り、システムへの手入力により交付を行っていることから、申請者及び窓口従事者のそれぞれにおいて、手入力が発生している。

平成25年度に「登記・供託オンライン申請システム」が稼働しているものの、当該システムを利用した場合は、登記手数料令第3条及び第18条の規定により、公用請求であっても手数料の納付が求められることから、地方公共団体では、法務局及び地方法務局の窓口に出向き、公用請求を行っている。また、当該システムを使用する場合、証明書をオンラインで受け取ることはできず、窓口又は郵送のどちらかで受け取ることとなっている。当該システムを用いた場合の手数料と、手続がオンラインで完結しないことが、当該システムの利用促進及びDX推進の妨げとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当県では、地方法務局は支局も含め県内に3箇所しか設置されておらず、遠方からの交付請求には相当の時間と経費を要している。

当該システムを用いた公用請求に係る手数料の無料化と手続のオンライン完結が実現すれば、当該システム

の積極的な活用による事務の効率化と移動に伴う経費の削減が図られるとともに、登記情報等の迅速な入手が可能となることから、用地交渉の円滑化や事業効果の早期発現にも寄与することとなる。
また、地方法務局においては、窓口業務に従事する職員の負担を減らすことが可能となり、ひいては窓口業務に係る人件費の削減にも繋がり、DX時代への転換が図られる。

根拠法令等

登記手数料令第3条、第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、横手市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、川崎市、山北町、松本市、浜松市、寝屋川市、安来市、大牟田市、長崎市、熊本市、鹿児島県

○当県では、法務局は出張所も含め 30 箇所設置されているが、法務局から遠方にある学校が登記事項証明書等の交付請求をする場合には相当の時間と経費を要している。当課においても法務局窓口を訪問し登記事項証明書等を年間 25 回、約 110 件交付請求している。登記・供託オンライン申請システムを用いた公用請求に係る手数料の無料化と手続のオンライン完結が実現すれば、当該システムの積極的な活用による事務の効率化と法務局への移動時間の削減が図られるとともに登記情報等の迅速な入手が可能となることから、未利用地売却の円滑化等に寄与することとなる。

○当市も同様に窓口に出向き、書面にて申請している。このことは、事業の効率化、ペーパーレス化及び DX 化の妨げになっている。

○登記事項証明書等の公用請求は登記する当課だけでなく、多数の課で利用があるので、当市の場合は法務局が近くにあるとはいえ、オンラインで完結すれば事務の効率化は図られると考える。

○税務業務においても登記事項証明書等、法務局へ請求する証明書等は多く、法務局に行く時間と手間は相当かかっている。提案のとおり、当該システムを活用した公用請求ができ、さらにオンラインで受け取ることができれば、事務の効率化が図られるものと思われる。

各府省からの第 1 次回答

現在、登記情報の内容を確認するために、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、登記情報及び地図情報の電子データをオンラインにより無料で提供することができる取扱いとしていますので、その利用を御検討ください。

また、これとは別に、登記情報連携システムを用いた行政機関間の情報連携（登記情報連携）に関し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月 21 日閣議決定）に基づき、公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進めており、令和6年度においては地方公共団体での試行を拡大することとしています。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

各法務局及び地方法務局において、法令上の根拠（「土地区画整理法第 74 条」及び「地方税法第 20 条の 11」）に基づく公用請求以外についても、登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求の手数料の納付を不要とし、手続のオンライン完結を可能としていただきたい。

また、あわせて現在関係省庁でご検討されている登記情報連携システムの「公用請求の代替として利用の検討を進めている登記情報連携」については、取得できる証明書の種類に、公共事業用地の取得において必要不可欠となる「登記事項証明書」「地図証明書」及び「図面証明書」の3点を含めていただけたようお願いしたい。

そのうえで、地方公共団体での具体的な試行スケジュール及び稼働時期をお示しいただきたい。稼働までに数年間を要する場合は、その間の当面の代替措置として、登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書のオンライン請求が可能であり、都道府県の7割以上において導入が進んでいる「登記・供託オンライン申請システム」の活用を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

「官公署からの依頼についてオンラインで無料提供する」とされているが、HP 等で無料で提供を受ける方法について明示されていないので、周知していただきたい。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月 21 日閣議決定)に基づき、公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進め、地方公共団体での試行を拡大するとされているが、「登記情報システムにかかるプロジェクトの推進について」(令和6年3月 29 日デジタル庁改訂)においては、「公用請求による登記事項証明書の取得が必要な手続きへの対応について速やかに検討を進める」とされており、具体的な検討を速やかに進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

登記・供託オンライン申請システムは、登記手数料令(昭和 24 年政令第 140 号)第 18 条の規定に基づき手数料が免除される公用請求を想定していないことから、請求人が誰であるかを問わず、請求人が手数料を納付した上で証明書を発行する仕様であり、同システムを使用して公用請求を実現するためには、請求人が市町村等であることや、その請求が登記手数料令第 18 条に該当する公用請求に当たるものであることを請求内容や電子署名などから個別に判断した上で、当該公用請求について、手数料納付の手順を省略することができる機能を備える必要があります。また、御指摘の「公用請求のオンライン完結」が電子的な証明情報の交付をも可能とする趣旨であるとすれば、その実現のためには、現行のオンラインによる登記事項証明書の交付請求は紙の証明書の郵送又は窓口での受領を前提としていることから、法令の改正が必要であるほか、登記官の電子署名を付した登記事項証明書等を作成・交付するための仕組みを新たに設ける必要があります。

このように、御指摘のような仕組みを実現しようとする場合には、現行制度やシステムにはない機能を新たに開発するか、官公署専用のシステムを別途開発する必要があるため、相当の開発規模(予算)及び開発期間が見込まれます。また、現行の登記情報連携システムを用いた登記情報連携を利用することによって、公用請求に代替することが現実的な選択肢となりつつある中で、登記・供託オンライン申請システムにおいて類似機能を開発する場合には、二重開発のような状態になり、その費用負担をいわずに国民に強いることとなります。

そのため、登記情報連携システムを利用した公用請求の代替の試行を拡大したいと考えています。

現状において、登記情報連携システムの仕様上、「登記事項証明書」の代替として登記情報を提供することが可能です。

他方、「地図証明書」及び「図面証明書」の代替となる情報については、費用対効果等も踏まえつつ、今後検討していくべき課題であると考えています。

第1次回答のとおり、登記情報連携システムを用いた行政機関間の情報連携(登記情報連携)に関し、公用請求の代替としての登記情報連携の利用について、令和6年度においては地方公共団体での試行を拡大することとしています。

令和7年度以降については、試行結果も踏まえて検討することとしており、現時点で具体的なスケジュールは未定です。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

4【デジタル庁(20)】【法務省(10)(i)】

不動産登記法(平 16 法 123)

公用請求については、当面の措置として、登記情報連携システムによる行政機関間の登記情報連携を活用した情報の取得をもって代えることができるよう、令和6年度から地方公共団体で試行を実施するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備し、当該データベースを活用した情報連携をもって、全国的に公用請求に代えることを可能とする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	100	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	100)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

登記所が所有している登記データの一括出力機能の追加

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

登記所が所有している登記データのうち、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報を、登記所において一括出力し通知する機能又は環境を整備すること。

具体的な支障事例

令和7年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知(電子データ)は、不動産番号をキーとして「税務システムの土地登記情報マスタ(固定資産税課税台帳等)」に自動で反映されること、紐づけできない等の理由で自動反映されない場合は手動で反映できること」が機能要件となっている。また、帳票「固定資産税課税台帳(閲覧用)」には不動産番号欄が設けられており、この欄は「納税義務者から確認を求められるケースが多いとの意見を踏まえて追加した」という経緯があるところである。

これらの運用にあたっては、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知によって、不動産番号をシステムに随時登録することもできるが、通知される不動産番号はあくまで登記の異動等がキーとなることから、異動がない物件の不動産番号は通知されない。令和7年度までの間に不動産番号をあらかじめ整備し、一括登録することが移行後の安定的な運用につながるものと解しており、膨大な登記データを円滑かつ効率的に整理するためには、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報をデータとして一括出力し通知いただくことが必要不可欠である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性の向上】
不動産番号を利用することで、住民が登記所において登記事項証明書を請求する際、本来記入が必要だった事項を大幅に省略することができる。

【行政の効率化】
税務システムの標準化前に不動産番号を整備できれば、標準化後の登記情報の異動及び変更は自動反映されるため、事務負担が軽減される。

また、登記所においても、登記事項証明書等請求時に不動産番号が記入されることで、請求内容の確認事項が減り、登記事項証明書等発行事務の負担減につながる。

根拠法令等

地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、福井市、松本市、寝屋川市、斑鳩町、高松市、熊本市、那覇市

○当市においても、標準準拠システムへの移行及び登記済通知データの取り込み機能を活用するため、先般、前橋地方法務局あてに登記全件データの提供依頼を行ったところである。当市の場合、不動産番号の整備と併せて、課税台帳記載事項の照合作業も目的としていたことから、地方税法の規定に基づき提供いただくことで調整を図れたが、取り込み機能を活用するためのデータベース整備等の理由では提供不可との回答があった。国は登記済通知データの活用を推進している立場であるはずなので、関係省庁と連携の上、登記済通知データの活用等を目的とした依頼に対しても提供いただけるよう基準等の見直しを行っていただきたい。

○当市においても、現行システムでは不動産番号での管理を行っていない。標準化システムでは不動産番号をキーに異動処理が可能となることから、システム稼働後に登記異動を円滑に処理するためには、登記全件の不動産番号を事前にデータとして通知していただく必要がある。

○当市では、現行システムにおいて不動産番号の管理を行っていない。したがって、税務システムの標準化に伴い、不動産番号を整備する必要があるため、運用開始までの間にシステムに取り込める形式で、登記情報全件データの提供を受けることが必須になると考えられる。また、運用開始後においても定期的に登記済通知書データをシステムに取り込んでいく必要があるが、当該業務が手動での反映となり職員の負担増となることのないよう、登記所において登記情報の一括出力・通知機能が整備されるようお願いしたい。なお、登記所における登記データの出力機能の整備にあたっては、標準化後のシステムへの取り込みを前提とした出力形式となるよう省庁間での調整をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

現在、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、不動産番号を含む登記情報及び地図情報の電子データをオンラインで提供することができる取扱いとなっています。

なお、登記情報等の提供には、その対象となるデータ量に応じてシステムの処理に要する時間が必要となることから、関係する全ての不動産に係る登記情報が必要となる場合には、数か月程度の期間を設定する場合もありますので、御理解願います。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今般、提案に至った経緯として、本提案の「具体的な支障事例」において先述したとおり、「令和 7 年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、不動産番号が標準仕様となっていること、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知（以下「通知」。）に基づく業務をするためのキーとして機能要件となっていることから当市として固定資産税賦課徴収の業務の円滑な遂行のために必要である」ことを管轄登記所に申し出たところ、当該要件は上記「…その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められない」と回答があったことによるものです。

具体的には、標準システム移行後の通知関連業務において、不動産番号は通知に含む情報（不動産及び所有者の異動情報等）を当該システムに自動反映するために使用できる一意の番号であり、これをするにあたっては当該異動物件の不動産番号があれば足りるものであって、全件の不動産番号をあらかじめ標準システムに登録していなければならない仕様ではないと回答がありました。

当市としては、上記を理解し、それでもなお事前に不動産番号を登録することによって得られるシステム移行後の安定的な運用及び業務効率化を目指す観点から、本提案の趣旨による不動産番号を含む登記情報の一括提供を依頼するところです。

つきましては、本提案の趣旨を要件とする不動産番号を含む登記情報等の提供の依頼があった場合においては、その使用目的は当該法令の趣旨に照らして相当であるとの取り扱いとしていただき、その旨を登記所等関係部局に文書にて周知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

税務システム標準化仕様書内において、登記所が管轄する登記情報と、自治体税務部局が管轄する税務情報を、相互にオンラインで送信可能とする仕様が示されているところである。

これに基づき税務標準システムを構築するにあたり、不動産番号データの入力作業が自治体税務部局で生じるのか、登記所によりあらかじめ提供を受けられるのかは、構築費用の算定の面でも重要であり早期に情報提供を可能とする方針を示していただきたい。

北広島市事例のように、データベース整備のためには情報提供を受けられないとなると、システムの構築後に、物件の課税情報と送付される登記情報上の不動産番号を個別に紐づける事務の発生が見込まれ、非効率的である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

現在、固定資産税賦課徴収業務に必要とされる、所有権の登記名義人に変更等があった不動産に係る情報については、地方税法第382条の規定に基づき、不動産番号を含む情報を随時登記所から市町村に通知しています。提案団体が登記所に対して具体的にどのような照会をされたかは不明ですが、短期間で大量の電子データの一括提供を求められた場合に、使用目的の相当性が確認できないとして、これに対応できないと回答することはあり得ます。また、税務システムへの登録のために全不動産に係る不動産番号を含む登記情報の電子情報を法務局から提供することは想定していませんので、飽くまでも税務部署からの個別の要請に応じて対応することとなります。

地方税法に基づく通知に不動産番号を追加する取扱いは令和3年3月から開始しているところ、例えば、当該取扱い開始前の通知しか保有しておらず、固定資産税賦課徴収業務の調査のために不動産番号を含む登記情報の電子データが必要という特別の事情がある場合には、これに応ずることができる可能性があります。その対象数等によっては、1次回答のとおり、期限等の調整も必要となることから、管轄の法務局又は地方法務局に相談していただければと思います。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(8)(iii)】【法務省(4)】

地方税法(昭25法226)

不動産番号を含む登記情報については、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る税務システムの円滑な運用に資するよう、登記所から地方公共団体への情報提供の方策を検討し、登記所及び地方公共団体に令和7年中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	102	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	102)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

就学支援事務におけるマイナンバー情報連携の円滑化

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化のため、自治体中間サーバー(データベース(DB))への税情報の速やかなデータ反映が可能となる運用を行うこと
(例:市町村により混在しているデータ反映のための日次処理と月次処理を日次処理に統一等)

具体的な支障事例

【現状・具体的な支障事例】
高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、(A)課税証明書等の提出書類、(B)マイナンバーを利用した税情報照会のいずれかにより保護者等全員の課税状況確認を行っている。マイナンバーカードの普及に伴い、当県での確認(年間約 200,000 件)対象となる保護者等の多くが(B)による申請である。
所得が無い場合、課税証明書取得の際にはその旨の申告が必要であり、マイナンバー利用による税情報の確認を行う場合も同様に、所得が無い旨を市町村窓口で申告する必要がある。そのことは、各支援制度の申請案内の際に留意事項として保護者等に周知しているが、市町村窓口で課税証明書を取得する場合は、所得が無い旨の申告がまだでも窓口で確認がなされる一方、マイナンバー利用の保護者にとっては、市町村窓口での所得が無い旨の申告のみの手続は漏れやすく、それが照会エラー(年間約 2,000 件)の原因の大半を占めている。
未申告エラーの場合は、①市町村に照会しエラー原因が所得未申告と判明、②保護者等に市町村窓口での申告を依頼、③申告内容がDBに反映して初めて課税状況が確認可能となるが、各市町村税務システムからDBへの反映処理に要する時間の差が大きい(月次処理と日次処理の混在が主要因と考えられる)ため、エラー解消に時間を要し、円滑な審査事務の支障となっている。
その結果、審査期限までにエラー解消ができない見込みである場合は、改めて保護者に連絡し(B)から(A)への変更を依頼せざるを得ない。その場合、自治体においては保護者等への連絡・依頼等の業務増となるとともに、保護者等においてはエラー解消に必要な申告を行ったにもかかわらず、さらに課税証明書の取得・提出まで求められることとなり、負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村の税務システムからDBへの税情報の速やかなデータ反映が可能となることで、就学支援制度の審査

事務の効率化が図られ、職員の負担軽減及び事務の円滑化につながる。
また、保護者等にとって、マイナンバー利用による課税証明書の取得・提出の省略が更に徹底されることとなり、負担軽減となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、東京都、川崎市、長野県、三重県、京都府、守口市、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県

○当県でもマイナンバー利用申請の増加に伴い、同様の照会エラーが増えており、正しい税務情報が反映されるまでに時間を要することによる審査事務の支障は発生している。
○保護者等による市町村窓口での申告に係る DB への反映に時間がかかるため、審査期限を考慮して未申告エラーの場合は課税証明書の提出を依頼することとしており、マイナンバーの利点が生かせていない。

各府省からの第 1 次回答

個人住民税情報による所得確認が必要となる事務については、貴県にもご協力いただいているとおり、関係機関においても、事前に必ず個人住民税の申告を行っていただくことを周知いただくことが重要と考えています。その上で、個人住民税に係る副本データについては、正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前までに、自治体中間サーバーに副本データを登録(更新)することとされております。なお、納税者等から申告を受け付けてからの処理に要する期間は、地域の実状等に応じて各地方団体において決定されるものであり、国において統一的な処理期間等を設けることは適当ではないと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

高等学校等就学支援金等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、所得が無い場合でも、学校への申請前に市町村窓口でその旨の申告を行っていただく必要があることを、保護者に対し入学者説明会で説明しているほか、毎年度の申請案内の際にも依頼文書を配布する等、十分周知に努めているところだが、特に所得が無い場合の申告はオンライン申告が可能な市町村の増加により利便性が高まっていること等も合わせ、より一層の周知に努めていきたい。
なお、高等学校等就学支援金については、文部科学省がマイナポータルによる「自己情報取得 API」連携機能を備えたオンライン申請を推進しているところだが、当該オンライン申請を保護者が円滑に利用するためには、①所得が無い場合でも申請前に個人住民税の申告が必要であることに加え、②申告した税情報がオンライン上（自治体中間サーバー）の税情報に反映するには一定期間が必要なこと、③税情報が反映されない間は申請ができないことを保護者に認識して頂くことが不可欠と考える。その点を周知するうえで、税申告からオンライン申請可能となるまでに必要な期間の目安を保護者に示すことが出来れば、保護者にとって申請（申告を含む）の具体的な期限を把握しやすくなり、周知の効果も高まると考える。
地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の動きに合わせ、現在のマイナンバー利用による税情報の確認作業の効率化及びオンライン申請のさらなる活用による保護者等の利便性向上に不可欠な、「申告した税情報がより迅速に自治体中間サーバーへ反映」される運用の検討を改めて求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積

極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

高等学校等就学支援金等の各種支援制度については、自己情報取得 API を活用したオンライン申請を推進するなど、利便性の向上や事務手続の簡素化等を図ってきたところです。第1次回答のとおり、事前に個人住民税の申告を行う必要があることの周知が重要であり、オンライン申請など様々な機会を通じて地方団体とも連携しながら当該周知に取り組んでまいります。

また、さらなる利便性の向上や地方団体の業務効率化等に向けて、個人住民税においても eLTAX 及びマイナポータルを活用して電子的に申告する仕組みを導入するとともに、申告情報を取り込む機能を標準仕様書に追加するなどの取組を行ってまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(8)(ii)】【総務省(8)(v)】【文部科学省(10)】

地方税法(昭25法226)

高等学校等就学支援金の支給に関する事務(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)4条)等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・高等学校等就学支援金を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和6年度中に周知する。
- ・個人住民税の申告(317条の2)について、地方税ポータルシステム(eLTAX)及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和7年中に構築する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	104	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	104)			提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届の電子申請に係る機能改修

提案団体

香川県広域水道企業団

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届(36 協定届)の電子申請で活用する「e-Gov」について、フォーマットを編集できるような仕様、又は Excel 等で作成した協定届を添付できるような仕様に改修していただきたい。
また、フォーマットに入力する場合は、前回入力した協定届のデータを参照できるような機能を搭載していただきたい。

具体的な支障事例

労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届(36 協定届)については、「e-Gov」を活用した電子申請の利用が勧められているとともに、必要事項の記載があれば協定届様式以外の形式でも届出が可能であるとなっているが、「e-Gov」内のフォーマットが編集できない仕様になっており、36 協定届の様式以外を利用した届出書(労使協定により細かく取り決めているため、様式をカスタマイズした届出書)で提出している企業団は、内容をすべて入力することは困難であるため、窓口にて届出を行わざるを得ない。また、電子申請で入力することが可能となった場合についても、前回提出時に入力した情報を引き継ぐ参照機能がないため、毎月、全項目を入力する必要があることから、協定内容の入力に時間を要し、入力する担当者の負担となる。
そこで、フォーマットを編集できるような仕様、又は Excel 等で作成した協定届を添付できるような仕様に改修していただきたい。また、フォーマットに入力する場合は、前回入力した協定届のデータを、参照できるような機能を搭載していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

既存の「e-Gov」の仕様でも、協定届の様式をそのまま利用して届出ができる事業者や、様式に合わせて幅広い業務内容で、想定できる最大の時間数を提出している事業者にとっては便利だと思う。
一方、事業内容、業務の種類及び労働者の勤務状況(3歳未満の子を養育している者のうち時間外労働の制限を申し出た者・育児短時間勤務・会計年度任用職員等)毎に細かく協議し、延長できる時間数を定めているような事業所は、フォーマットを修正できず応用が利かないためにシステム利用ができない。
支障事例としては、労働基準監督署の窓口での申請や郵送の対応により、職員の事務負担が増える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

労働基準監督署の窓口での届出申請に係る事務負担の軽減。
ペーパーレス化の推進及び届出書提出に伴う郵送経費の軽減。
インターネット上での電子申請の効率的な利用、負担軽減。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、広島市、熊本市

—

各府省からの第１次回答

現状、e-Gov での 36 協定届の電子申請を行う場合においても、フォーマットの入力必須項目に最低限の内容を記入した上で、詳細を定めている労使協定書などを任意に添付することは可能であるため、そのような対応も含め、電子申請に関する周知に努めて参りたい。

なお、令和6年度において、既存の労働条件ポータルサイト（確かめよう労働条件）内にある申請様式作成支援ツールについて、e-Gov との API 連携により当該ポータルサイトから電子申請ができるよう改修を行う予定であり、前回申請時に記入した内容を参照して申請できる機能を実装する予定である。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

当企業団では、フォーマットどおりに入力することが困難である旨を労働基準監督署の担当者に相談したところ、一般条項・特別条項の最上段だけを入力し、「添付ファイルのとおり」と入力したうえで協定届を添付することで了解をいただき、令和5年4月～6月分を電子申請していたが、同年6月の申請時、別の担当者から、協定届の内容はすべて入力するよう御指摘があり、e-Gov の仕様上、対応が困難であることから、それ以降は窓口にて届出を行っている。

第1次回答においては、フォーマットには最低限の内容を記入し、労使協定書などの添付による申請が可能であること、また、その周知について前向きな御回答をいただいていることから、同方法による申請が労働基準監督署の所在地や担当者に関係なく可能となるよう、電子申請受付窓口へも周知いただきたい。

また、前回申請時に記入した内容を参照して申請できる機能が実装されれば、更なる業務効率化が期待できるため、改修完了後には周知いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行システムで対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

現状、e-Gov での 36 協定届の電子申請を行う場合においても、フォーマットの入力必須項目に最低限の内容を記入した上で、詳細を定めている労使協定書などを任意に添付することは可能であるため、そのような対応も含め、電子申請に関する行政内外への適切な周知に努めて参りたい。

なお、令和6年度において、既存の労働条件ポータルサイト（確かめよう労働条件）内にある申請様式作成支援ツールについて、e-Gov との API 連携により当該ポータルサイトから電子申請ができるよう改修を行う予定であり、前回申請時に記入した内容を参照して申請できる機能を実装する予定であるため、改修完了後には積極的な周知を図って参りたい。

4【厚生労働省】

(3)労働基準法(昭22法49)

政府共通の電子申請システム(以下この事項において「e-Gov 電子申請サービス」という。)を活用した時間外労働・休日労働に関する協定届(36条1項。以下この事項において「36 協定届」という。)については、e-Gov 電子申請サービスの様式上の入力必須項目に必要最小限の内容を記入した上で、詳細な情報が記載された労使協定書等を添付することにより、届出が可能であることを明確化し、地方公共団体、事業者及び労働基準監督署に令和6年度中に周知する。

また、e-Gov 電子申請サービスとの API 連携により、労働条件ポータルサイトから 36 協定届の電子申請ができるようにするとともに、前回の届出時に記入した内容を自動で入力できるよう、令和6年度中に当該ポータルサイトの改修を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	106	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	106)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

自治体窓口において代理人によるマイナンバーカードの健康保険証利用登録申請を可能とすること

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自治体窓口におけるマイナンバーカードの健康保険証登録申請について、代理人による手続を可能とすること。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新については、委任状等があれば代理人での手続が可能である。しかし、保険証登録申請については、顔認証マイナンバーカードへの設定切替等を行った場合は、医療機関又は薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、機器による顔認証又は目視による顔確認により行う必要があり、マイナンバーカード交付等と同時に自治体窓口での代理人による手続を行うことができない。

令和6年12月の保険証廃止に向け、特に施設入所者のカード交付又は更新手続など代理人による保険証の紐付け登録の増加が見込まれることから、自治体窓口での代理人による保険証登録を認める必要があると考える。

また、顔認証マイナンバーカードについては、保険証登録申請は、顔認証マイナンバーカードへの設定切替前に市区町村で暗証番号を利用して申し込む方法と、医療機関で顔認証を利用して申し込む方法しか用意されておらず、本人の来庁等が困難な場合には、保険証登録の負担が大きいと考えられ、代理人による登録の必要性が増すものと想定される。

さらに、保険証登録申請は、マイナポータルやコンビニエンスストアのセブンイレブンのATMでは、顔認証による本人確認によらず、暗証番号の入力のみで保険証登録が可能となっている。また、公金口座の登録の場合は、法定代理人による手続が可能である。もとより、マイナンバーカードへの保険証の紐付けについては、自治体はあくまで支援する立場であることも踏まえると、厳格な本人確認の必要性はないと考える。

これらのことを踏まえると、本人による申請のみを認める現行の厳格な取扱いについては、見直しを行うべきと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

障害のある子どもの法定代理人である親が、子どもの保険証登録を代理で行えるようにしてほしいとの要望があった。また、施設入所者や長期入院者等の任意代理人から、今後、健康保険証の廃止に伴い保険証との紐付けが重要となるため、マイナンバーカードを取得したにもかかわらず、紐付けが代理で行えないのではカードを作っても利用できず、マイナンバーカードを持つ意味も薄いとの意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの受け取り等を代理人に委任した人がそのまま保険証登録も委任することができることで、利用者の利便性向上、マイナンバーカードの普及に資する。

根拠法令等

総務省からのマイナンバーカード普及に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、鴻巣市、神奈川県、豊橋市、寝屋川市、西宮市、米子市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市

○マイナンバーカード申請交付の要領で認められている代理の場合に住民への説明に瀬しクレームになることも多い。

○紙保険証が廃止されマイナ保険証の普及を促進する必要があるため、賛同するもの。

○マイナンバーカード、電子証明書に関する手続きを関連して実施するために、それぞれで求められる本人確認書類が異なる等、事務が煩雑となっている。

各府省からの第1次回答

自身で健康保険証利用登録を行うことが難しい子どもの場合には、法定代理人である親が代わってマイナポータルを利用して健康保険証利用登録を行うことは、現時点においても、市町村窓口を利用せずとも可能です。他方で、顔認証マイナンバーカードに設定切替を行う場合も含め、任意代理人が本人に代わって、マイナポータルを利用してマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行うことについては、他人（任意代理人）が本人のマイナンバーカードを用いて本人のマイナポータルにログインすることや、利用登録の過程で、マイナポータルの画面上に表示される個人情報が任意代理人の目に触れてしまうことについて、慎重な検討が必要であると考えています。

顔認証マイナンバーカードへの設定切替を申請する方が、市町村窓口において、職員による利用登録のサポートを希望する場合には、「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書」への署名を含めた代理人による手続きを可能とすることやその周知を検討してまいります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は、未実施の状態で医療機関を受診した場合でも、医療機関の窓口の顔認証付きカードリーダーを用いてその場で簡単に手続きを行うことが可能です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーカードの保険証登録は自治体の支援窓口を利用しなくてもマイナポータルから手続きができること、また未登録であっても医療機関の窓口の顔認証付きカードリーダーを用いてその場で登録することができることは承知しているが、操作に不慣れな住民や、在宅医療など医療機関の窓口に行く機会がない方は、支援窓口での手続きを希望される。

また、顔認証マイナンバーカードの交付、切替をする方は高齢者や障害者など自治体窓口に来ることが困難な方が多く、特に施設入所者が施設職員に依頼するケースも多く想定されるところである。

顔認証マイナンバーカードへの切替え後は個人のPCなどでは保険証登録をすることはできず、自治体窓口での登録について問い合わせを受けることが多くあるが、自治体窓口においても任意代理人のみによる登録はできないことについて理解を得るのに苦慮している。任意代理人がカードを受け取る際、利用者及び職員の負担軽減の観点からも、ワンストップの手続きにより、代理人による保険証登録が済んだ状態で本人に交付されることの利便性は高い。

令和6年12月に現行の保険証が廃止され、自治体窓口における手続きが急増することも想定されることから、第1次回答にある、同意書を任意代理人に委任することで手続きを可能とすることについては、早急な検討・対応を求めるとともに、代理人による保険証利用登録の実現についても、引き続き検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

顔認証マイナンバーカードへの設定切替を申請する方が、市町村窓口において、職員による利用登録のサポートを希望する場合には、「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書」への署名を含めた代理人(法定代理人、任意代理人)による手続を可能とすることやその周知を検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(22)(i)】【総務省(23)(iii)】【厚生労働省(52)(i)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

暗証番号の設定が不要な個人番号カード(顔認証マイナンバーカード)における健康保険証利用の申込みについては、申請者の負担軽減に資するよう、代理人による手続の場合においても、市区町村窓口において職員による利用登録の代行を可能とし、市区町村に通知した。

[措置済み(令和6年12月6日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡)]

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	218	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	218)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムのメンテナンス時間の見直し

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

第三土曜日に続く日曜日に住基ネットシステム(カード管理システム及び公的個人認証システム)のメンテナンスがJ-LISにより実施されることにより、日曜開庁時におけるマイナンバーカードの一部業務が制限されていることを解消するため、メンテナンスを早朝または夜間など開庁時間外に行うよう求める。

具体的な支障事例

【現状】
当市では住民サービスの一環として毎週日曜日に市民課窓口を開庁している。住民票の写し等の各種証明発行や住民異動届及び戸籍届出の受付など、住基ネットシステムを使用する業務が含まれる。

【問題点】
マイナンバーカードの普及率が全国的にも約 80%に迫る中、券面更新や公的個人認証の業務など、住基ネットシステムを使用した業務の頻度は高まっている。日曜開庁時における住基ネットシステムのメンテナンスはシステムの稼働停止を伴うため、住民異動届出等に伴うマイナンバーカード関連手続きなどの一部手続きは完了せず、翌日以降に再度来庁するなどの負担が生じている。現状のままでは行政サービスの低下を招くほか、窓口等におけるトラブルの発生源になることから速やかな問題解決が望ましい。

なお、当市の日曜開庁は広く市民に認知されており、約 40 組/週が住所異動届の手続きに訪れる。このような状況を鑑みると、メンテナンス日のみ閉庁する等の運用変更は市民の混乱を招く可能性が高いことから、メンテナンス時間帯の変更を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口において、手続きが完了しなかった住民からは「今日手続きできないのか、また来なければいけないのか」などのご不満の声をいただいている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住基ネットシステムのメンテナンスを早朝または夜間などの開庁時間外に実施することにより、日曜開庁時における券面更新や公的個人認証の業務を滞りなく行うことが可能となる。このことにより住民の利便性・満足度が向上し、トラブル発生 の低減につながるが見込まれる。また、全国的に同様の課題があったと仮定するならば、その効果は大きい。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、いわき市、半田市、三郷町、広島市、鳴門市、松山市、東温市、福岡県、福岡市、大牟田市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市

○臨時開庁を行いたかったが当該制限のため断念した経緯あり。
○当市においてもマイナンバーカード日曜開庁において、メンテナンス日のみ閉庁している。開庁日の変更は、市民への混乱を招く他、利便性低下につながるため、参画する。
○マイナンバーカードの休日交付を実施しているが、住基ネットシステムのメンテナンス日を避けた日程で行っていることから、メンテナンスを全て夜間・早朝にさせていただく事で、より幅広い取り組みを検討する事ができる。
○当市では今後週末でも開館している地域行政センターに統合端末設置を計画しており、日曜日でもマイナンバーカードの手続きができるようになる予定である。開館日にも関わらずマイナンバーカードの手続きができない場合、トラブルが発生する可能性があり、市民サービスの低下が懸念される。
○市民の利便性を確保するため平日土日を問わず日中は手続ができる環境が必要である。

各府省からの第１次回答

住基ネット、カード管理システム及び公的個人認証システムのメンテナンス時間は、現時点においても、夜間から早朝において実施している。なお、メンテナンスに要する時間については、当該メンテナンスの内容により異なり、日中までメンテナンスを行う必要がある場合もある。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

メンテナンス終了後から短時間であっても利用することができれば、住民の利便性が多少なりとも向上するため、システムメンテナンスの進捗状況を住基ネット業務担当者コーナーのサイトに掲載することをご検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【松山市】
「毎月第三土曜日に続く日曜日にシステムを停止することは住民サービスが低下するため、日中はシステムを稼働させ、夜間や早朝にメンテナンスをして欲しい」という趣旨の提案に対して、デジタル庁と総務省の「システムのメンテナンス時間は、現時点においても、夜間から早朝において実施している。なお、メンテナンスに要する時間については、当該メンテナンスの内容により異なり、日中までメンテナンスを行う必要がある場合もある。」という回答は不十分である。毎月第三土曜日に続く日曜日の日中にサービス稼働できるかどうかの回答を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

住基ネット、カード管理システム及び公的個人認証システムについては、地方公共団体情報システム機構において、これまでも自治体からの要望等を踏まえ、稼働時間の延長等の対応を行ってきたところであるが、システムの安定的な稼働に当たり定期的なシステムメンテナンスの実施は不可欠であり、必要最小限のメンテナンス時間を確保するため、毎月第三土曜日に続く日曜日を非稼働日としてっていると承知している。このため、当該日においてサービス稼働を行うことは困難である点について、御理解いただきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	247	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	247)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

基礎自治体等における個人番号収集事務の運用変更

提案団体

横浜市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「国民健康保険法施行規則」及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」の一部改正等が行われ届書及び申請書等の記載事項として個人番号が追加されたが、住民基本台帳と個人番号が既に紐づいているため、各個人番号利用事務の台帳と住民基本台帳がシステム連携できている事務(住登外者を除く)については、個人番号収集のための届書等への記載の省略を可能とするよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法令の定めるところにより届書等に個人番号の記載を求めている国民健康保険、後期高齢者医療等の事務については、住民基本台帳と連携したシステムとなっているため、マイナンバーカード等により本人確認及び番号確認ができればシステム上で情報連携を利用でき、届書等に記載された個人番号を直接に利用する必要性が乏しい。

【支障事例】

特定個人情報について、その取扱いについては厳密な対応を求められており、また、届書等の管理においても通常の個人情報とは異なる対応が求められ、本市においては、後期高齢者医療制度の給付関係だけで、約 81 千件(令和3年度実績)を窓口で個人番号の記載を求めるなど、収集及び保管の事務が負担となっている。

【制度改正の必要性】

特定個人情報の対応については、被保険者等がマイナンバーカードを所持していないケースもあり、現行では市町村の窓口職員が申請者等の本人確認を行った上で、個人番号を補記する等しているが、この対応も届書等への個人番号記載及び被保険者等への説明の必要性という点で非効率な事務負担が生じている。

【支障の解決策】

現行でもマイナンバーカード等で本人確認等を行っており、システム上で本人の個人番号を利用するため、実務的に利用を伴わない届書等の個人番号の記載については、住民及び職員の負担となっている。過去に、被保険者証等の再交付等については個人番号の記載を省略可能とされたが、今回は、住民基本台帳とシステム連携できている事務について、事務負担軽減の観点から届書等における個人番号の記載の省略が自治体の判断で可能となるよう見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口事務において、個人番号の記載を求める際に、記載の必要性について疑問を言われることが多く、説明の合理性が求められる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人番号収集事務において、住民や職員の負担軽減などスムーズな対応が可能となる。また、特定個人情報保管事務において、自治体の適正な管理に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国民健康保険法施行規則、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、高崎市、船橋市、松本市、三島市、豊田市、枚方市、茨木市、寝屋川市、安来市、高松市、今治市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、浦添市

○特定個人情報について、その取扱いについては厳密な対応を求められており、また、届書等の管理においても通常の個人情報とは異なる対応が求められ、当市においては、後期高齢者医療制度の給付関係だけで、約1万件（令和4年度実績）あり、窓口で個人番号の記載を求め、収集及び保管の事務が負担となっている。DXの取組を進めているが、AI-OCR、RPAを活用する場合、届出書等にマイナンバーの記載があることでデータ化するときにマイナンバーが反映されないようにするため、大幅な手間を生じている。DXを進める上でも改正が必要と判断している。

○窓口で記載をお願いするもマイナンバーカードを持参しない等で職員が補記する場合があり、負担となっている。届出件数も多いことから、住民基本台帳とシステム連携できている事務について、事務負担軽減の観点から届書等への個人番号の記載の省略が自治体の判断で可能となるよう見直しを求める。

○当市においても、市民から個人番号の記入について問合せが多く、その必要性について説明を求められている。また、実務上、窓口職員がシステムにて申請者のマイナンバーを調べて補記しているのが実情である。

○マイナンバーを利用した情報連携により添付資料が不要となるもの以外の届書及び申請書について、マイナンバーの記載を求める必要はないと考える。

○申請者に個人番号の記載を求める場合、単に申請書に番号を記載させるだけでなく、番号確認及び身元確認を行う必要があるが、個人番号は市町村長が指定し住民に通知するものであるから、当該市町村に住民票がある者の個人番号は当該市町村で把握している情報である。それにもかかわらず、申請者に個人番号の記載を求め、確認の措置までとっており、申請者に負担を生じさせている状況である。実際に当市の国民健康保険及び後期高齢者医療の窓口では、個人番号の記載を申請者に求めると、なぜ個人番号を把握していないのかと苦情を言われる場面が多々あり、行政に対する不信感を募らせることとなっている。申請者によって個人番号が記載されない場合には、職員が個人番号を確認し補記する対応をとることも多々ある状況である。また、郵送手続の場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第11条により番号及び身元確認に必要な書類を添付書類として求める必要があるが、これは行政機関等が自ら情報を入手可能な場合には添付書類を省略するとした、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の趣旨にも反する状況であると考え。

○窓口における手続きの簡素化および事務負担の軽減を図るため、見直しを求めたい。

○特定個人情報について、その取扱いについては厳密な対応を求められており、また、届書等の管理においても通常の個人情報とは異なる対応が求められ、当市においては、収集及び保管の事務が負担となっている。

○個人番号自体はシステム上確認できるため、被保険者が必ずしも申請書に記載する必要はないが、届書の個人番号記載の省略可否については多くの問い合わせが寄せられている。また、受け付けた申請書の個人番号記載欄が空欄であった場合については、全て事務取扱担当者が朱書きをしているため、個人番号の記載の省略が自治体の判断で可能となれば、事務負担の軽減に繋がるものと考え。

各府省からの第1次回答

個人番号利用事務の実施にあたって、個人番号の提供を求めるため、個別法令において当該事務の申請書等に個人番号を記載することを法的義務としているもの。マイナンバーの紐付け誤りを防止するため、本人等から申請時にマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則としていることを踏まえると、個人を識別・特定（本人確認）および情報連携を行うために、原則として、申請書には個人番号が記載されるべきもので

ある。また、申請者からの個人番号の記載を一律に省略することで、市町村の窓口職員において住民基本台帳等により申請者全員の個人番号を検索し、申請者における個人番号を特定するという事務が発生し、事務負担となる可能性があることや、上述の原則踏まえ国民健康保険等の手続きにおいてのみ申請書等への記載の省略を可能とすることに懸念があること等から慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人番号利用事務におけるマイナンバーの記載については、個人番号利用事務実施者である基礎自治体が、必要性を判断すべきであると認識。
基礎自治体では基本的に保険等の業務システムと住民基本台帳(住基)が連携し、自動的にマイナンバーとの紐づけが行われています。なお、窓口等で申請書を受け付ける際には、氏名、住所、生年月日及び保険分野では被保険者番号の4点を確認し個人の特定を行っています。
このように、マイナンバーを住基システムと連携できている基礎自治体においては、申請書へのマイナンバーの記載の必要性がなく、各自治体の判断で記載を省略できるようにすることで、市民、自治体窓口等の事務軽減及び書類紛失時等のリスクを軽減することが可能。なお、住基と連携されていない健康保険組合等については、回答に記載されているように、マイナンバーを記載させることで、個人を識別、特定(本人確認)する必要があると考えています。
次に「個人番号の一律の省略」と記載されていますが、今回の提案は省略が可能なものは省略を可としてもらいたいと言う内容であり、例えば「住所地特例」等の住所が市外にあり、自動でマイナンバーが紐づけできない場合等については、従前どおり個人番号の記載が必要と考えています。また、全自治体一律の省略ではなく、各基礎自治体の判断で対応を可能として頂きたいという提案です。
今回は、保険を例に記載していますが、全ての基礎自治体の業務において住基と連携し、マイナンバーが自動で紐づけられている業務について、記載が省略できるよう国において前向きに御検討ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【茨木市】
申請者の本人確認を行う目的であれば、申請書への個人番号の記載ではなく、本人確認書類の提示で対応可能である。また、オンライン申請の場合は、個人番号の入力ではなく、個人番号カードの利用者証明用電子証明書のシリアル番号を取得すれば、市町村が保有する宛名番号と突合することで個人特定は可能である。
また、提案団体である横浜市が指摘しているように、国民健康保険や後期高齢者医療等の業務システムは、住民基本台帳のシステムと連携しているため、従来から、申請書に記載された個人番号を改めて業務システムに入力する事務は原則として存在しないことから、申請書への個人番号記載を省略したとしても、市町村の窓口職員が申請者全員の個人番号を検索するという事務負担は生じないと考える。
【福岡市】
福岡市においては、システムが住基連携しており、仮に本人による申請書へのマイナンバー記載を省略しても、個別にマイナンバーを確認せずに手続きを進めることが可能であるため、窓口職員の負担増にはつながらないと考えている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

情報連携を行うにあたっては、情報照会側・情報提供側両方で該当者のマイナンバーを収集する必要があり、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
また、複数の制度において、マイナンバーの紐付け誤りがあり、総理大臣の指示に基づき、デジタル庁を中心とした「マイナンバー情報総点検本部」が昨年設置され、再発防止策として、各制度の申請時には申請者にマイナンバーの記載を求める旨が明確化されたところ。
国民健康保険や後期高齢者医療以外の制度においても省令改正等が行われており、新規の紐付け誤りを防止するため、住民基本台帳等により自動で個人番号が連携できる業務においても、定期的にマイナンバーを確認する観点から、原則として申請書への個人番号の記載を求めることは引き続き必要と考える。
なお、申請書等への個人番号の記載が難しい場合等は「住民基本台帳等を用いて当該申請者又は当該被保険者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと」や特定の事務において「2回目以降の申請等の際に

は、保険者において当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合は、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととしても差し支えないこと」という弾力的な運用を通知等で示しており、再周知を行う等の自治体における事務負担軽減について、検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(22)(ii)】【厚生労働省(52)(ii)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)において、個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続については、住民及び地方公共団体の負担を軽減するため、2回目以降の申請等であって、当該申請者の個人番号を既に保有している場合等に、個人番号の記載を省略する弾力的運用が可能であることを明確化し、地方公共団体及び後期高齢者医療広域連合に令和6年度中に改めて通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	274	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	274)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想交付金における軽微変更に係る報告の廃止

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

軽微変更に係る変更は報告不要とすること。上記対応が困難な場合は、地方創生推進タイプ等と同様に軽微変更のみ市町村から国に直接報告させる等、都道府県の事務負担を軽減すること。

具体的な支障事例

国の令和4年度第2次補正予算デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)において、当県では県事業9件、市町村事業 70 件の採択を受けた。
現在、変更交付決定通知を受けない軽微な変更についても手続き(事務局への事前相談及び報告)が必要となっており、また、市町村事業の手続きは、都道府県がとりまとめて行うこととなっていることから、とりまとめに係る市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生している。
なお、昨年度は、具体的に以下の作業が発生した。
・5月～11 月まで随時軽微変更を受付
・6月、9月、11 月の通常変更期間に、通常変更に関する案内と併せて、軽微変更についても周知
・57 件の事前相談をとりまとめ、国へ提出
・3日程度で国から回答があり、市町村等と調整の上、48 件の軽微変更を提出(うち通常変更となった件数は0件)
・原則変更申請に関する問合せはメールで行うよう依頼しているが、電話で問合せがくることも多い(45 件)
また、市町村からも軽微変更の手続きは不要ではないかとの声が毎年上がっている。
年々申請件数も増加傾向にあることから、今後更に作業量が増加することが予想される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び市町村の事務負担が軽減され、より効率的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)交付要綱
令和4年度第2次補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(TYPE1/2/3 等)の変更交付申請について(令和5年9月 29 日付け内閣府地方創生推進室、デジタル庁事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、千葉県、津島市、兵庫県、西宮市、徳島県、熊本市、宮崎県

○昨年度のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）において、当県では 27 市町村、54 事業の採択を受け、その内軽微変更が 26 件、通常変更が 3 件あった。

当県でも軽微変更についての周知、受付及びとりまとめ、市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生し、負担となっている。

また、今年度は 33 市町村、80 事業が採択され、今後も申請数の増加が見込まれており、更なる作業量の増加が懸念される。

各府省からの第 1 次回答

軽微変更に係る変更については、市区町村に対して交付決定した事業について、事業費の変更等が生じる場合のうち少額である等の軽微な内容のものについて、都道府県にとりまとめを行っていただいているもの。

変更が生じたことの報告については、内容が変更されたという事実関係を国及び都道府県において共有するために行っていただいているところであるが、できるだけ負担を軽減できるよう検討してまいりたい。

具体的には、現状の報告不要の範囲（事業計画に影響のない範囲での記載内容の修正や経費の減額等）を拡大し、軽微変更に係る事務負担の軽減を図る等を想定している。

なお、市区町村からの問い合わせについては、軽微な変更に該当するか否かといった点も含めて生じているものと思われるが、国において、交付決定の変更を伴う通常変更との区分も含めてより丁寧に周知を徹底し、問い合わせ件数が減少するよう取り組んでいく予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

軽微変更とは、実施計画に影響を及ぼさない範囲での変更という認識であり、そのような変更については、内容が変更されたという事実関係を国及び都道府県が逐一把握する必要はないと考える。

現在の軽微変更の手続きにおいては、国に事前相談を行い、軽微変更であるとの回答を受けてから報告を行う流れとなっており、通常変更の手続きと同様の事務作業が発生している。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 7 条第 1 項第 3 号において、各省各庁の長の定める軽微な変更について承認不要とされていることを踏まえると、本来、軽微変更に該当する場合は、事前の相談を行い、その変更が通常変更に該当する変更でないかあらかじめ確認いただく必要はないと考えられる。このため、お示しのように、軽微変更のうち報告不要の範囲を拡大するのではなく、軽微変更に該当する変更の要件を明確に示したうえで、該当するものについては全て事前相談及び報告を不要としていただきたい。

なお、本提案の対応が困難な場合は、都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすること、事業着手前に報告の完了を求めていることについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であることが確認できれば、事業着手後の報告を可能とすること、当該年度事業費の 2 割以内の減額のみの場合は報告不要とすることなど、地方創生推進タイプ等の手続きと同様の手続きにしていいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）第 7 条第 1 項第 3 号において、各省各庁の長の定める軽微な変更について承認不要とされている点については、変更交付決定の承認行為を不要としているものであり、国として変更内容の報告を受け確認を行う行為自体を不要としているものではないと認

識しています。すなわち、事業の目的に沿う実施計画の細部の変更(軽微変更)であっても報告を受け、確認行為を行うか否かという点は、制度運用上の整理であり、適化法を根拠とするものではありません。また、「軽微変更」に関する制度については、本交付金交付要綱第 24 条(その他必要な事項)において、「交付金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める」と規定しているところであり、本条項を根拠として、変更申請に係る事務手続は、別途発出している令和6年5月 10 日付け事務連絡「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ TYPE123)の変更申請について」において定めています。

内閣府としては、交付金の適切な執行管理を行う点において、事業の目的に沿う実施計画の細部の変更(軽微変更)であっても確認行為は必須と考えています。具体的には、内閣府として交付決定した事業内容を変更する場合、当該変更事由が事業の目的に沿う変更であるか、通常変更に該当する変更ではないかといった点について確認を行う必要があることから、現在の運用としているところです。したがって、事業の目的に沿う実施計画の細部の変更(軽微変更)であっても国としての確認行為は、引き続き、行っていく方針です。

一方で、軽微変更に該当する事業の提出等に係る事務手続の簡素化や軽微変更としての報告を不要とする範囲を拡大することを検討し、都道府県における事務負担の軽減を図ってまいります。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【内閣府(4)】【デジタル庁(23)】

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプの軽微変更に係る報告については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せず、市区町村等が直接内閣府に報告することを可能とし、地方公共団体に令和7年度中に通知する。